

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

予算特別委員会会議録
(総括質問)

令和 8 年 3 月 1 9 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録

- | | | | |
|---|---------------|--------------|--------------|
| 1 | 開会年月日 | 令和8年3月19日(木) | |
| 2 | 開会場所 | 第1会議室 | |
| 3 | 出席者
(17人) | 委員長 高 森 喜美子 | 副委員長 中 澤 史 夫 |
| | | 委 員 石 原 喬 子 | 委 員 拝 野 健 |
| | | 委 員 弓 矢 潤 | 委 員 中 村 謙治郎 |
| | | 委 員 吉 岡 誠 司 | 委 員 鈴 木 昇 |
| | | 委 員 岡 田 勇一郎 | 委 員 田 中 宏 篤 |
| | | 委 員 本 目 さ よ | 委 員 風 澤 純 子 |
| | | 委 員 伊 藤 延 子 | 委 員 富 永 龍 司 |
| | | 委 員 小 坂 義 久 | 委 員 青 柳 雅 之 |
| | | 議 長 石 川 義 弘 | |
| 4 | 欠 席 者
(0人) | | |
| 5 | 委員外議員
(0人) | | |
| 6 | 出席理事者 | 区 長 | 服 部 征 夫 |
| | | 副 区 長 | 野 村 武 治 |
| | | 副 区 長 | 梶 靖 彦 |
| | | 教 育 長 | 佐 藤 徳 久 |
| | | 技 監 | 赤 星 健 太 郎 |
| | | 企画財政部長 | 関 井 隆 人 |
| | | 企画課長 | 川 田 崇 彰 |
| | | 経営改革担当課長 | 三 谷 洋 介 |
| | | 財政課長 | 高 橋 由 佳 |
| | | 用地・施設活用担当部長 | 越 智 浩 史 |
| | | 総務部長 | 小 川 信 彦 |
| | | 総務課長 | 福 田 健 一 |
| | | 人事課長 | 飯 田 辰 徳 |
| | | 危機管理室長 | 杉 光 邦 彦 |
| | | 国際・都市交流推進室長 | (総務部長 兼務) |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区民部長	前 田 幹 生
文化産業観光部長	上 野 守 代
産業振興担当部長	(文化産業観光部長 兼務)
福祉部長	三 瓶 共 洋
健康部長	水 田 渉 子
環境清掃部長	遠 藤 成 之
都市づくり部長	寺 田 茂
土木担当部長	原 島 悟
会計管理室長	内 田 円
教育委員会事務局次長	佐々木 洋 人
教育委員会事務局生涯学習推進担当部長	吉 本 由 紀
選挙管理委員会事務局長	大 野 紀 房
監査事務局長	山 本 光 洋

7 議会事務局

事務局長	鈴 木 慎 也
事務局次長	櫻 井 敬 子
議事調査係長	吉 田 裕 麻
議会担当係長	女部田 孝 史
書 記	藤 村 ちひろ
書 記	関 口 弘 一
書 記	塚 本 隆 二
書 記	遠 藤 花 菜

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（高森喜美子） ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 今日はありがとうございます。本日は、各委員の総括質問に答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思えます。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 本日は、総括質問を行います。

質問者と質問事項については、資料、総括質問発言通告一覧表のとおり通告されております。また、質問順についても一覧表のとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

質問、応答に当たりましては、一覧表に記載された大きな項目ごとに順次質問し、応答されるようお願いいたします。

なお、本日は多数の委員の質問が予定されておりますので、質問者におかれましては、総括質問の性格を踏まえ、単なる質疑や各会計における質問の繰り返しにならないよう、また、重複を避け、趣旨を分かりやすく簡明にされるよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、質問時間については、各会派ごとの持ち時間制となっております。本日の各会派の持ち時間は、台東区議会自由民主党75分、台東区議会公明党45分、つなぐプロジェクト30分、台東むすびの会30分、れいわ立憲にじいろの会30分、日本共産党台東区議団30分であります。持ち時間には答弁時間を含みません。また、質問席及び答弁席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

台東区議会自由民主党、石原喬子委員。

自由民主党の発言時間を表示いたしましたので、ご確認ください。

それでは、質問をどうぞ。

石原委員。

◆石原喬子 委員 おはようございます。自由民主党の石原喬子です。日頃より区政生活を支えるためにご尽力いただいている皆様に敬意を表します。

物価高騰や少子高齢化などで区民を取り巻く環境が大きく変化する中、着実な施策の推進が求められているものと認識しております。それでは、早速令和8年度予算特別委員会の総括質問に入らせていただきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

私からは、介護人材の確保について、子供たちのスポーツ環境の充実について、リバーサイドスポーツセンター陸上競技場改築について、大きく3点お伺いいたします。

初めに、介護人材の確保についてです。

高齢化が進む中で、介護人材の不足は全国的にも喫緊の課題となっています。本区においても、介護サービスを必要とする高齢者は今後さらに増えていくことが見込まれており、地域の暮らしを支える介護人材の確保は極めて重要な課題であると認識しております。

厚生労働省の推計によりますと、2040年には全国で約272万人の介護職員が必要になるとされており、現在よりも約57万人の人材を増やしていかなければならないとされています。一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、人材を大幅に増やしていくことは容易ではないとも言われています。国においても、介護人材の確保とともにICTや介護ロボットの活用など、生産性の向上を進めていく必要性が示されています。

こうした状況の中で重要になるのは、まず、介護の仕事に携わる人材を増やしていくこと。そして、もう一つは、現在働いている方々が離職することなく、長く働き続けられる環境を整えていくことだと考えます。

介護現場では、身体的な負担の大きさや人手不足による業務の集中などが離職の要因になっているという声を聞いています。人材を増やす取組と同時に離職を減らしていくことが、結果として人材確保にもつながっていくのではないのでしょうか。

そのための一つの取組として、介護ロボットやICTの活用による業務負担の軽減も重要であると考えます。全てを人の手で担うのではなく、機械やシステムで対応できる部分は積極的に活用し、人でなければできないケアや利用者に寄り添う時間を確保していくことが必要です。

本区においても、特別養護老人ホーム竜泉では、介護ロボットの導入などが進められていると伺っており、こうした取組は介護職員の負担軽減にもつながるものと評価しております。一方で、本区には地域に根差した小規模な介護事業所も多く存在しています。こうした事業所では、人材確保や設備投資の面で厳しい状況にあるという声を現場から聞いております。地域の介護を支えているこうした事業所を守っていかなければ、今後、介護を必要とする方が増えていく中で、地域のサービスそのものが維持できなくなるのではないかと懸念しております。現場で働く方々の声をしっかり受け止めながら、人材確保と離職防止の両面から取組を進めていくことが重要であると考えます。

そこで伺います。介護ロボットやICTの活用、DXの推進、さらには外国人人材の活用については東京都での支援体制が充実していることは承知しておりますが、今後増加していく介護需要を見据え、制度の周知だけではなく、現場が実際に活用しやすいようどのように関わっていくのか、また、本区として介護人材の確保と定着にどのように取り組んでいくのか、ご所見をお伺いいたします。

○委員長 福祉部長。

◎三瓶共洋 福祉部長 ご質問にお答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

まず、東京都による事業所支援制度の活用についてです。

介護人材の不足は喫緊の課題であり、ICTや介護ロボットの導入、外国人人材の活用は、今後さらに必要性が高まっていくものと考えています。

しかしながら、今年度実施した介護サービス事業者調査において、介護ロボットやICTを活用していない理由として、費用負担の増大や導入事例の情報不足、費用対効果の不明確さといった項目が多く上がりました。また、介護施設から外国人人材の活用については、日常会話や身体介護は問題ないが、書類の作成や日本語の細かいニュアンスが伝わらなくて苦慮しているといった意見を聞いています。

このため区では、令和8年度において、事業者が介護ロボットやICTの導入による効果をイメージすることができ、都の支援制度の利用が促されるよう、導入後の好事例や費用対効果の検証結果を研修に盛り込むなど、内容の充実を図ります。引き続き外国人人材のコミュニケーション力の向上も含め、規模の小さな事業所においても都の制度を活用できるよう、各事業所の実情や課題を把握するとともに、他自治体の先行事例を調査し、効果的な方策について検討を進めてまいります。

次に、区の介護人材の確保と定着への取組についてです。

高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けるためには、介護サービスの基盤の充実が求められ、それを支える介護人材の確保と定着は、区として重要な課題であると認識しています。区では、福祉職を志す方々と事業者とのマッチングを図る目的で介護職等就職フェアを開催しており、これまで平日や土日の日中に行っていましたが、参加者や事業者からの要望を踏まえ、令和8年度からは平日の夜間時間帯にも開催するなど、一人でも多くの方が参加しやすい環境を整えてまいります。また、離職理由として、職場内での人間関係における悩みが最も多いことから、人材の定着に向けて、メンタルヘルスに関する研修を実施してまいりました。令和8年度は、人間関係の悩みやストレス解消に効果的とされる心理的安全性をテーマとした研修や職場内のコミュニケーションの円滑化を図るための感情マネジメント研修を行うなど、内容の充実を図ってまいります。さらに職員のモチベーション維持に資するよう、区による表彰制度の導入に向けて検討するなど、離職防止に注力してまいります。引き続き事業者の関係団体の意見、要望を伺いながら介護人材の確保に取り組んでまいります。

◆石原喬子 委員 現場の声をしっかり受け止めていくというご答弁は大変重要であり、その姿勢をぜひ具体的な取組につなげていただきたいと思います。

次に、子供たちのスポーツ環境の充実について伺います。

近年、子供たちの運動機会の減少や体力低下が全国的にも課題となっています。また、猛暑の日が増えていることもあり、屋外でスポーツ活動を行うことが難しい日も増えている状況があります。本区においても、子供たちの体力向上に向けてどのような取組を進めていくのかは重要な課題であると考えています。現在本区では、スポーツ広場など、地域スポーツの取組が行われておりますが、指導者の多くは、地域の競技団体やスポーツ連盟の皆様のご尽力によ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

て支えられていると認識しています。多くの方が本業を持ちながら、休日や仕事の合間の時間を使って子供たちの指導に当たっており、実質的には無償、あるいは僅かな謝礼の中で活動されている状況も多いのではないかと感じています。地域の皆様のご協力によって子供たちのスポーツ環境が支えられていることに改めて感謝申し上げたいと思います。

一方で、文化分野において、台東区ジュニアオーケストラや上野の森ジュニア合唱団では、専門性の高い指導者が関わりながら子供たちの育成に力を入れている取組が行われています。私自身も含め、多くの区民が感動しており、大変すばらしい事業であると感じています。また、先日には、台東育英小学校の吹奏楽部が全国大会で金賞を受賞したといううれしいニュースもありました。こうした成果は、子供たちの努力はもちろんのこと、日頃からの指導や育成環境の充実があってこそ実現するものだと感じています。

よい指導者がいることはよい結果につながります。子供たちの成長という観点から見れば、スポーツにおいても専門的な指導体制を充実させ、その環境をさらに高めていくことが重要ではないでしょうか。また、現在、中学校の部活動については、地域連携や地域移行の議論も進められており、今後は学校だけでなく、地域全体で子供たちのスポーツ活動を支えていくことが本区に求められています。

他自治体では、プロスポーツチームやトップアスリートが地域スポーツや学校活動に関わる取組も進められています。例えばプロチームのコーチが学校を訪問し、子供たちに専門的な指導を行うなど、地域のスポーツ活動を支える取組が行われています。

こうした取組は、初心者から経験者まで幅広くスポーツに親しむ機会を広げるだけでなく、子供たちがスポーツを通じて夢や目標を持つきっかけにもなります。実際にプロの選手や専門的な指導者に触れることは大きな刺激となり、自分も将来こんな選手になりたいと夢を持つことにつながるのではないのでしょうか。また、子供たちが大会などでよい成績を収めることは地域にとっても大きな励みとなり、スポーツを通じた地域の一体化にもつながると考えます。スポーツを通じて体力を高めることはもちろんですが、夢や目標を持ち、地域とともに成長していく環境を整えていくことも大切ではないのでしょうか。

そこで伺います。子供たちのスポーツ環境の充実に向けては、スポーツに親しむ機会を広げていくことと併せて、トップアスリートを目指す子供たちの育成も重要であると考えます。そのためにも、地域のスポーツ団体の皆様と連携しながら、専門的な指導者や外部の指導者を活用し、子供たちのスポーツ環境の充実を図っていくことが重要だと考えますが、いかがでしょうか。教育長のご所見をお伺いいたします。

○委員長 続けて2つ目もお願いします。

◆石原喬子 委員 失礼しました。

次に、リバーサイドスポーツセンター陸上競技場改築について伺います。

本区では、昭和61年に開設されたリバーサイドスポーツセンター陸上競技場が築40年近くを迎え、施設の老朽化や近年の気候変動などの環境変化に対応するため、施設整備に向けた基

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本計画が策定されました。本計画では、これまで多くの区民に利用されてきた陸上競技場を中心に隣接する野球場や庭球場などを含めた屋外スポーツ施設を総合的に整備し、子供から高齢者、障害のある方まで、誰もが安全で快適にスポーツを楽しめる施設とすることを目的としています。

この基本計画では、主に陸上競技場の老朽化施設の更新、暑さ対策の強化、利用環境の向上としての照明設備やバリアフリー対応、さらには野球場や庭球場の設備更新やフェンスの高上げなどが盛り込まれており、区民が安全で快適にスポーツを親しめる環境づくりを目指したものと認識しています。改築ということは、単に老朽化施設を更新するだけでなく、これからの時代にふさわしいスポーツ環境を考える機会でもあります。

新たな施設として整備するのであれば、将来の利用を見据え、どのような機能や設備を備えるのかを明確にすることが欠かせません。求められるのは、競技力向上のため施設だけではなく、子供から高齢者まで幅広い世代が日常的に利用できること、また、専門的なスポーツ活動にも対応できること、その両立がこれからの施設には求められていると考えます。加えて、近年は猛暑など気候条件が大きく変化し、屋外スポーツ施設の利用の在り方そのものも見直しが必要な時代になっています。スポーツ施設は競技の場であると同時に、健康づくりを支える場としての役割も担うようになっていきます。

さらに、台東区は面積が限られており、新たに大規模なスポーツ施設を確保することは容易ではありません。だからこそ既存施設を建て替える機会を生かし、限られた空間の中で機能を高め、多くの区民が利用できる施設へと発展させていく観点が重要であると考えます。

リバーサイドスポーツセンターには、競技場だけでなく、体育館やプールなど複数の施設があります。今回の改築を一つの契機として、施設全体としてどのような役割を担っていくのか、また、それぞれの施設にどのような機能を持たせていくのかを整理することが求められているのではないのでしょうか。限られた空間の中でスポーツ環境を充実させていくためには、専門性の高い設備を整え、多様なスポーツ活動に対応できる施設として整備していく視点も必要です。

そこで伺います。リバーサイドスポーツセンターの改築に当たり、陸上競技場だけではなく、体育館やプールを含めた施設全体について、今後どのような役割を持たせ、どのようなスポーツ環境を目指して整備していくのか、教育長のご所見を伺います。

○委員長 教育長。

◎佐藤徳久 教育長 ご質問にお答えいたします。

まず、子供たちのスポーツ環境の充実についてです。

子供たちがスポーツに親しむ機会の充実として、これまでもスポーツの祭典にトップアスリートを招聘し、スポーツの楽しさを体験する機会を設けるほか、オリンピック金メダリストによるフェンシング教室や区内企業の協力によるラグビー教室の出前授業を実施してきました。また、区立小中学校においても、元オリンピック選手やプロスポーツ選手による講演会や実技指導を行っています。次年度も引き続きアスリートから直接スポーツの魅力や迫力を体感でき

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

る機会の提供を図ってまいります。

また、子供たちがスポーツを続けていく中でよい成績を取めることや競技レベルを向上させることは、子供たちの心身の健全育成や豊かな人間性を養うことにもつながると考えています。現在、教育委員会が協力して実施している台東区スポーツ協会のジュニア育成地域推進事業では、ジュニア選手の強化を目指した育成や指導者のレベルアップのための講習会を実施しています。引き続きスポーツ団体等と連携しながら、子供たちのスポーツ環境の充実を図ってまいります。

次に、台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場改築についてです。

台東リバーサイドスポーツセンターは、本区のスポーツ施設の拠点であり、幅広い世代が多様なスポーツに親しむことができる魅力ある施設として整備していくことが重要であると認識しています。今回の陸上競技場の改築は、施設の老朽化や竣工時に想定されていなかった熱中症対策などの諸課題に対応するために整備を実施いたします。今後、リバーサイドスポーツセンターの体育館やプールの整備を検討する際には、施設全体を一体的に捉えた観点を含めて整備方法を検討してまいります。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 子供たちのスポーツを支えていくためには、単に人を増やすという視点だけではなく、指導者がやりがいを持ち、安心して関われる環境づくり、また、指導の質を高めていく仕組みづくりが求められているのではないのでしょうか。また、子供たちがスポーツを通して成功体験を積み重ね、自信や挑戦する力を育てていくことが将来の生きる力にもつながると考えます。そうした視点を大切にしながら環境整備を進めていただきたいと思います。

また、リバーサイドの改築では、今後どのように長く使われ続ける施設となるかという視点であると考えます。単一の利用にとどまらず、様々な競技や目的に応じて柔軟に活用できる環境を整えることで、より多くの方に利用される施設につながっていきます。今後も区民一人一人に寄り添った施策が着実に進むことを願い、私の総括質問を終わります。

○委員長 石原喬子委員の質問を終わります。

台東区議会自由民主党、扨野健委員。

それでは、質問をどうぞ。

扨野委員。

◆扨野健 委員 おはようございます。台東区議会議員の扨野健でございます。大きく3点質問させていただきます。

まず、1点目が、災害時のラストワンマイル問題解決のための物資輸送マニュアルの整備について伺います。

国では、2020年、物資調達輸送調整等支援システムを運用し、平時の備蓄把握、管理、発災時の国、自治体、民間事業者間の情報共有と調整効率化を図り、さらに2025年、このシステムを利用者意見や能登半島地震での課題を反映して、新物資システム、いわゆるB-P L o

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

が運用開始されました。

予算委員会の中で本区の新しい備蓄管理システムとこのB-P L oが連携していないことが確認でき、平時より反映させることを確認したところであります。令和6年度修正された地域防災計画では、備蓄物資、物資拠点の事前登録に旧物資調達輸送調整等支援システムというところを新たにB-P L oに読み替えた上で、地域内輸送拠点の確保や防災船着場の活用、備蓄倉庫の整備等が位置づけられております。

また、災害時の食料、生活必需品供給は、災害救助法の基準に基づき、必要に応じてシステム入力により都へ備蓄放出を要請し、地域内輸送拠点である台東区役所本庁舎で受領することなど、オペレーションの骨格が記載されております。

一方、令和7年3月策定の災害時備蓄物資等整備指針は、能登半島地震で顕在化した需要と供給、輸送困難性等を踏まえ、発災後72時間程度は被災地外から支援物資が届かない想定の下、家庭で3日間の備蓄、可能であれば7日間の備蓄を基本に、また、公助として、区は、指定避難所に3日分の食料品を備蓄する方針を改めて明記されております。指針の中で、本区の公助としての延べ供給数は避難所外避難者20%を含めた34万1,508食であります。また、この指針において、物資輸送面では、過去、災害で被災地域まで支援物資が届いているにもかかわらず、避難所に配送する手段がない、いわゆるラストワンマイル問題が発生したと明記されており、国、都、他自治体と連携して速やかに受入れ、配送できる体制整備を図るとしています。

そこで、本区では、災害協定をトラック協会や郵便事業者等各事業者と結んでいるところであります。災害時、国の物資支援は被災自治体からの要請を待たずに、国が基本8品目等を調達し緊急輸送するプッシュ型支援と、自治体からの要請によるプル型支援の考え方が整理されております。基本8品目とは、食料、毛布、乳児用ミルク、乳児用のおむつ、大人用おむつ、携帯簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品であり、いずれも避難所において不足や需要の偏在が予見されるものであり、区内での輸送計画や指針の策定は重要であると考えます。

残念ながら、本区における災害協定や地域防災計画においても、発災後、区内でいかに物資を輸送するか具体的な指針や計画が台東区としては定められておりません。先進自治体である神戸市では、神戸市災害時物資供給マニュアルを策定し、既に5回改定しているところであります。このマニュアルは、神戸市が被災した際に過去の災害時における教訓を踏まえ、国、自治体からの緊急物資や被災地以外から届けられる、個人、法人からの義援物資等への対応について、神戸市と民間事業者やボランティア等との役割分担を明確に示すことにより、大規模災害時に被災者へ迅速かつ安定的に物資を供給することを目的として策定しており、定期的にマニュアルに基づく訓練を実施し、マニュアル内容の習熟に努め、訓練により抽出された課題や引き続き検討する課題を検出し、国をはじめとする自治体の動きを踏まえ、適宜改善していくものとしています。

本区においては、既に地域内輸送拠点として台東区役所を指定し、備蓄倉庫体系、物流事業者との協定、備蓄可視化のデジタル化を既に明文化をされております。重要なことは、神戸市

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

のように、これらを束ねて、発災後、数時間、数日の手順を具体的に明示し、誰が、どこで、何を、どの方式で、どの通信で、どの優先順位で実行するかをあらかじめ決めておくことが重要であります。

そこで伺います。本区としても、神戸市のように災害時の物資供給マニュアル等を整備することが重要であると考えますが、ご所見を伺います。

○委員長 危機管理室長。

◎杉光邦彦 危機管理室長 ご質問にお答えいたします。

災害時における物資輸送の手順をあらかじめ具体的に示すことは、物流の可視化が図られるほか、物資が届くまでの見通しが立つことで被災者への安心にもつながるものと認識しています。

区では、これまで地域防災計画などにおいて地域内輸送拠点の指定や協定締結事業者との連携など物資輸送体制の基本的な流れを定めてまいりました。今年度は各避難所と防災拠点倉庫間の輸送効率を高めるため、備蓄物資の再配置を実施しています。令和8年度の総合防災訓練では、協定を締結した物流事業者にもご参加いただき、物資の入出庫をはじめとする、災害時における物流の課題などについて確認を行ってまいります。委員ご提案のラストワンマイルの課題解決のための物資供給マニュアルについては、訓練などで明らかになった課題を踏まえ、今後策定に向けて検討してまいります。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ありがとうございます。

2011年の東日本大震災のとき、私、仙台にいましたが、3日目ぐらいのときに、とある方が避難所に物を取りにきたんですけれども、ポリタンク1つの水、4リッターぐらいのやつが1個しかもらえなくて、それを持って集会所、避難所に戻らなければいけない。この量じゃあ、どうしても配れないという、帰れないって言われました。ぜひ安全安心のためにしっかりと進めていただきたいと思います。

次は、私は、復興まちづくり方針の策定について伺います。

本区では、東京都台東区震災後の復興における市街地の計画的な整備に関する条例、地域防災計画、また、私は見たことがありませんが、区職員向けの震災復興マニュアルがあるとのこと。これらに基づき、首都直下型地震などの大規模災害が発生した際、被災した市街地を原則かつ計画的に復興していくため、平時から地域ごとの復興の進め方を整理する取組を進めてまいりました。宮城県東松島市では、東日本大震災が起きた同じ年の平成23年12月に東松島市復興まちづくり計画が公表されました。内容は、将来ビジョンから、防災・減災、暮らし、そして、産業等、今後のビジョンが記載されています。震災後、東松島市では、復興のために翌年一時的に人口は増加しましたが、その後は今日に至るまで減少が続いています。当時の住民側に立てば、震災直後、これからどこに住むか、どこで働くのか、商売をするのか、学校はといったことを考えた際、目の前の被害状況や行政の計画を調べてもなかなか出てこない中で、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

その場にい続けよう判断することは、特に我々のような若い世代には難しかったであろうことは想像に難くありません。

私が初当選した2019年、自由民主党会派で視察した東松島市は、いまだ復興途中で、造成された土地にぽつりぽつりと真新しい住宅が建ち始めているところでありました。

一般論として、日本の人口ピラミッドはすり鉢状とよく表現されております。この逆三角形が東日本大震災のような大規模災害時は、住民の合理的な判断から極端に若い世代が減少してしまうことが考えられます。大規模災害が発生した後、いかにそうした人口移動を抑えていくか、これは大変重要であります。こうしたことから、大規模災害時の前に、本区の今年度予算にもごさいました復興まちづくり方針を策定することは高く評価しているところであります。

先ほど述べました東京都台東区震災後の復興における市街地の計画的な整備に関する条例では、区は、被災後、速やかに都市復興基本方針を策定、公表し、その方針に基づき、都市復興基本計画を策定すること。さらに区は、被害状況を調査し、必要に応じて復興対象地区を指定し、市街地復興事業を進めることが定められています。建物や道路が壊滅的な被害を受け、緊急かつ重点的に復興事業を行う必要がある地区を重点復興地区と呼び、相当数の建物が倒壊、焼失するなど、シ、道路などと整備と一体的に復興事業を行う必要がある地区を復興促進地区と呼びます。これらの地区において、土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園の整備、地区計画、不燃化などを進めることが記載されており、被害状況によっては建築行為の届出や協議することができるよう定められています。

本区の長期総合計画においても復興まちづくり方針について記載があり、区は、令和5年度、関東大震災100年事業の一環として、復興シンポジウムを開催するとともに、谷中地区で都市復興模擬訓練を実施しました。その成果として、谷中地区での検討内容が報告され、土地利用や建物の現状確認、東京都の被害想定や地域研の調査を踏まえた課題整理、まちの将来像の検討、火災延焼シミュレーター等を活用した被害想定、そして、区が作成した原案を基にした谷中地区復興まちづくり計画案の検討まで進められてきました。そこでは、瓦礫置場や応急仮設住宅の建設場所、仮設商店街など、被災地の土地利用や生活再建に直結する具体的な論点も話し合われたようです。また、翌6年度には、根岸地区においても新たに地元の消防団の参加も募り、同様の都市復興模擬訓練が開催され、災害時の危険度が高い地域を中心に訓練を進めてきました。この取組は大変重要であり、また、高く評価しているところであります。

一方で、ここで改めて確認しておきたいのは、復興まちづくり方針策定は単なる周知や訓練にとどまらないという点であります。被災後には、土地利用、建築、インフラ、市街地整備の進め方に関わり、区民の生活や財産に深く関わる話となります。だからこそ、平時からどのような内容、どこまでの具体性で整理しておくか、また、区民にどう理解していただき、参加していただくかが極めて重要であります。

そこで、令和7年度には、地域にかかわらず、誰でも参加できるまちづくりカレッジ復興編を開催し、発災後の避難生活、復興の流れ、事前復興の支援でまちの資源と課題の整理等、区

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

民や事業者を巻き込んだ取組がされたことも評価しております。今後は行政計画に記載されているように、都市復興模擬訓練とまちづくりカレッジを開催しながら啓発を図っていかれることも期待しております。

そこで伺います。本区が来年度策定する復興まちづくり方針について、本区民へ共有しながら、その実効性をいかに向上を図っていかれるのか、区長のご所見をお伺いいたします。

○委員長 区長。

◎服部征夫 区長 復興まちづくり方針策定についてのご質問にお答えをいたします。

大規模災害発生後において、被災者の生活再建に配慮をしながら、安全性の向上や地域特性を踏まえた市街地の復興、これは迅速かつ円滑に進めていくためには、まずは、拝野委員ご指摘のとおり、事前に復興の内容や進め方を定め、関係者間で共有しておくことが、これは大変重要であると認識しています。令和8年度策定予定の復興まちづくり方針、これは被災後の復興まちづくりに関する基本的な考え方、また、復興対象地区設定などの判断基準、手続の流れ及び合意形成の仕組み、これを整理して速やかに復興を進めるためのものです。さらに、拝野委員ご指摘のとおり、この方針は策定をして周知するだけでなく、実際に機能することが重要である、そのように認識しています。

これまでも区では、谷中地区や根岸地区における復興模擬訓練や区民等を対象とした復興ワークショップを開催しています。今後も訓練等を継続的に実施し、復興まちづくりの実効性、これを高めてまいります。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 力強い答弁ありがとうございます。この策定自体が日本の中でもかなり先進的な取組ということで聞いております。ぜひ他自治体のお手本となるような方針を策定していただければと思います。

3点目に、中高層建築物の建築説明による充実についてお伺いいたします。

本区では、台東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づき、中高層建築物の建築に際して、標識設置、近隣関係住民への説明、説明会等報告書の提出などを求め、建築紛争の未然防止に努めています。近隣関係住民向けの手引でも、説明を受けてもなお気になる点があるときは、建築主側へ申入れを行い、話合いの機会を設けること。また、話合いの結果は、回答書や工事協定書などの形で文書化していくことが大切であると示されています。さらに当事者間でも話合いがつかない場合は、区が中立的な立場で助言、あっせん、調停を行う仕組みも整えられています。

一方で、住民側の手引に掲載されているセルフチェックリストは、説明資料に何が記載されているのか確認する際には有効ではありますが、その内容はあくまで参考例示であり、現在は、主として資料の有無を確認する構成となっています。

具体的には、建築計画の説明については、敷地面積、建築面積、高さ、用途、配置図、平面図、立面図、日影図、電波障害予測範囲などの有無を確認し、工事計画の説明については、工

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

程表、作業時間、日曜祝祭日の作業の有無、騒音、振動対策、工事車両の通行方法、家屋調査などの記載の有無を確認する内容となっております。また、建築主向けの手引では、説明資料として同様の図面に加え、工事の騒音、振動、車両、工程表、仮設計画等を分かりやすく説明したものを配付すること。施行者が未定の場合は、決まり次第説明することなどが求められています。さらに説明後に近隣住民から申入れがあったことは、建築計画及び工事について話合いの機会を設けることも示されております。

しかし、実際には、住民の側から見ると、図面や工程表が配られても、どこを見て何を確認すればよいのか、どのような点を質問すればよいのか分かりにくく、結果として説明会の場が形式的になったり、後になって、聞いていなかった、認識が違っていたという行き違いが生じたりすることがあります。

住宅課には、説明会后に住民から、不安になり連絡がされていることも伺っております。制度として説明を求めても住民と事業者間に情報の非対称性が残っていると、紛争予防の実効性は十分とは言えないのではないのでしょうか。

大切なことは、区が個別案件でどちらかに肩入れするのではなく、中立的立場を保ちながら住民と建築主の双方が共通の土俵で話し合えるよう、説明会の質そのものを底上げすることにあります。現在の住民向けセルフチェックリストは、説明資料の有無を確認する内容が中心となっておりますが、これを一歩進め、図面のどこを見れば生活への影響が分かるのか、日影図や配置図、工事車両計画は何を確認するものなのか、住民としてどのような不安が説明会后に住宅課に寄せられるかなど、話合いの中で文書化しておくべき合意事項は何かあるのかといった観点を含めた、より実践的な説明会確認シートのようなもの、あるいは住民向け確認ガイドへと拡充していくことが必要ではないのでしょうか。

これは住民側だけでなく、建築主側に対しても、住民からよく出る質問や事前に説明しておくことで紛争予防につながる事項を整理した説明資料の標準例やよくある質問を区として示すことは、説明内容のばらつきを減らし、結果として、事業者側にとってもあらかじめ準備できるものが増えると考えます。

そこでお伺いいたします。住民側にも建築主側にも分かりやすいものへ既存の紛争予防の手引を改めて見直し、一層の充実を図るべきと考えますが、区のご所見を伺います。

○委員長 都市づくり部長。

◎寺田茂 都市づくり部長 ご質問にお答えいたします。

中高層建築物の建築に際して行われる近隣関係住民への説明会は、計画内容等を周知し、生活環境への影響や必要な配慮について相互に確認する建築紛争の予防に向けた重要な機会であると区としても認識しています。その意義を十分に果たしていくためには、住民にとって確認事項等が分かりやすく整理されていることが重要です。

委員ご指摘のとおり、紛争予防の手引に掲載されている住民向けセルフチェックリストについては、説明資料の有無の確認を中心とした構成となっており、内容についてさらなる工夫の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

余地があるものと考えています。そのため、紛争予防の手引については、図面や工程表の確認事項、生活環境への影響の捉え方、話合いに当たって留意すべき事項の記載なども含め、内容の充実に努めてまいります。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ありがとうございます。

今回の予算では1,500億円を超えまして、なかなか公共施設の建築だとか、補修だとか、いろいろなことが物価高騰も相まって、なかなか計画どおりに進めない自治体も増えてきている中で、今後どのように進めていくのかということが大変重要であると思います。今回は質問はしませんでした、この辺はぜひ皆様、年度明けですね、入札等を見ながら今後のことを考えていかなければいけない時期に来ていると思います。どうぞその点をお含みおきいただきまして、区政運営しっかり頑張ってくださいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長 拝野健委員の質問を終わります。

台東区議会自由民主党、田中宏篤委員。

それでは、質問をどうぞ。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 台東区議会自由民主党の田中でございます。平場での審議内容を踏まえて総括質問をさせていただきます。

まずは、シェアサイクル事業について伺います。

自転車活用推進計画の策定を契機として、シェアサイクルの実証実験を終了し、これを恒常的な事業とする方針が示されたことについて、非常に高く評価しております。

しかし、大切なのは、これからシェアサイクル事業をどのような理念、目的の下に進めていくかという点だと思っております。それをひもとくためにも、まずは、これまでの台東区の自転車政策とシェアサイクルの経緯を簡単に振り返ります。

今から約40年前、放置自転車が大きな社会問題となる中で、昭和59年12月に東京都台東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例が制定されました。これにより、放置自転車の取締りと計画的な駐輪場整備を進められる法的枠組みが整い、隅田公園をはじめとして、区内の駐輪場整備が進んでいったと認識しております。しかしながら、駐輪場整備には多額な費用もかかる上、放置自転車を全て吸収するということはなかなか難しく、一定の成果を上げながらも、抜本的な解決には至らず、現在も課題として残っております。

そんな中で、平成7年、今から約30年前になりますが、そのときの決算特別委員会において、自転車のシェアという新しい概念が提案され、その後の平成8年第3回定例会の一般質問でも同様の提案がございました。これはもう服部区長が区議会議員としてまだ活躍している頃の話ですので、懐かしさや思い出もあるのではないのでしょうか。

当時、区内には約12万7,000台の自転車があるとされていましたが、これらの自転車が実際

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

に稼働している時間というのは1日30分程度であり、残りの23時間30分はどこかに止められているという状態になっております。もしこれが個人の所有ではなく、公共の自転車として共有されれば自転車の稼働率が上がり、結果として自転車の総数、ひいては放置自転車の削減にもつながるのではないかという発想でした。

この提案を受けて、区ではレンタサイクルの拡充を行いました。貸出し、返却場所が限られているため、来街者の回遊性向上には寄与しても、放置自転車問題の解決策とはなり得ませんでした。

そこで、平成10年に議会の一部会派と民間有志などにより80台の自転車を用意し、誰でも利用でき、どこにでも乗り捨てることができる自転車の社会実験を幸せの黄色い自転車計画と称して行われました。その社会実験のアンケートでは、利便性の高さが大変評価され、十分な台数さえあれば自転車を所有しなくてもよくなる可能性も示されましたが、一部の方が自転車を占有してしまったり、パンクしたまま路上に放置されたり、区を越えてかなり遠くまで乗っていかれてしまうなど、車両管理の課題も浮き彫りになりました。

この年代は、自転車活用についての議論が活性化していたときであり、こうした試行というのは台東区に限らず全国的にも行われていて、黄色い自転車計画と同様の乗り捨て自由のポートレス型の社会実験は、平成12年に久留米市で、平成15年にはお隣の荒川区でも行われ、また、ポート設置型のシェアサイクルもオランダやデンマークの事例を参考にして、国交省が自治体を募ってコミュニティサイクルシステムの社会実験を行い、多くの自治体がこれに参加しました。台東区も平成14年に150名のモニターを募ってこの社会実験に参加しており、その内容をベースとして、タウンサイクル事業に取り組んでいったと認識しております。

こういった様々な試行が土台となって、平成20年代に入ると、新しい通信技術やGPSを活用したシェアサイクルが登場し、自治体と民間企業が連携した形で事業が広がっていきました。台東区においては、平成30年からOpenStreet社と連携した実証実験を開始し、その後、ドコモ・バイクシェアやチャリチャリなど、複数事業者にも参画して実証実験を経て、今回の恒常的な事業化に至ったと認識しております。

また、実証実験の枠外にはなりますが、現在では、Luup社やLime社のように新しいラストワンマイルの交通手段となる電動キックボード等も運営しつつ、同じプラットフォーム上で独自のシェアサイクルを行う事業者も出てきております。これが簡単ですが、台東区の自転車施策の歴史とシェアサイクルの変遷です。

なぜここまでの間、自転車政策の歴史に触れたかという点、この流れの中にシェアサイクル事業を恒常化する意義や課題が凝縮されていると考えるからです。シェアサイクル本来の目的は、一義的には放置自転車対策であり、さらに区民の利便性向上や来街者の回遊性向上、環境負荷の低減や健康促進といった副次的効果も期待できるものであります。

つまりこの本質は、行政が責任を持って取り組むべき社会課題に対する解決策であり、だからこそ、初期段階では自治体が主体となって社会実験に取り組んだわけであり、現在では、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

多くの民間企業が参入しているため、一見すると、ただの民間企業の収益事業として捉えられがちですが、本質はそうではなく、行政と民間がそれぞれの強みを生かしながら社会課題の解決を目指していく取組なのだと考えております。

その際に重要なのが、行政と民間の適切な役割分担です。行政は、放置自転車対策や交通政策の観点から、まち全体の自転車利用の在り方を示し、ポート設置の環境整備やルールづくりを担うべき立場にあります。一方で、日々の運営やサービス向上、ICTを活用した効率的な車両配置などについては、民間事業者の柔軟な発想や技術が生かされる分野です。行政が方向性を示し、民間がその力を発揮する環境を整えることがシェアサイクル事業を持続可能なものにしていくための鍵となります。

そうした観点から見ると、今後目指すべき姿も必然的に見えてきます。放置自転車の根本的な解決には、シェアサイクルの利用促進によって個人所有の自転車台数を減らしていくことが重要です。そのためには、個人で自転車を所有するよりもシェアサイクルを利用したほうが便利だと感じられる環境を整える必要があります。その重要な要素が圧倒的なポート数と自転車の最適配備だと思っております。自転車の利便性を最大限に生かすには、乗り捨て自由のポートレス型が理想ではありますが、利便性は究極的に高まっても、車両管理の観点から現実的ではないことは既に社会実験において実証されている部分でもございます。ですので、ポートを設置することは必須ですが、しかし、ポートが少ない、あるいは使いたい場所がない、または、ポートがあっても自転車がないという状況では、自転車という交通手段の便利性が損なわれ、利用は広がりません。また、ポートが整備されても利用の手続が煩雑であったり、価格が高かったりすると、これまた利用が広がりません。

こうした課題に対して行政が果たす役割としては、ポート設置のための場所の提供や民地への設置を促進する環境整備が主なものとなり、さらには区民への利用促進の支援や事業者に対して車両配備の最適化を促す施策なども必要だと考えております。具体的な手法はいろいろと考えられますが、まずは行政がこの事業をどのように位置づけ、どのような将来像を描いて取り組むのかをしっかりと示すことが重要です。

そこで区長にお尋ねいたします。シェアサイクル事業を恒常化するに当たり、台東区としてどのような姿を目指し、どのような方向性でこの事業に取り組んでいくのか、本事業に対するお考えと意気込みも含め、区長のご所見をお伺いいたします。

○委員長 土木担当部長。

◎原島悟 土木担当部長 ご質問にお答えいたします。

本区においては、平成30年度よりシェアサイクル事業を実証実験として開始し、現在は3社と協定を締結しています。実証実験の開始時と比較し、ポート数と利用回数が順調に増加しており、区民や来街者の交通手段の一つとして定着してきています。実証実験の結果、利用の増加とともに放置自転車の削減などの効果が確認できたため、来年度より恒常的な事業として実施します。国が策定したシェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドラインにおいては、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

持続的な運営、普及を推進するためには、事業採算性の観点からも行政の支援が重要とされています。利用の増加と事業採算性の確保という相乗効果を図るためには、ポート数の増加により利便性を向上させていくことが重要です。引き続き区の役割であるポート設置の支援を推進するとともに、災害時のシェアサイクルの活用など、事業者との新たな連携についても検討してまいります。今後も区民や来街者の利便性向上と放置自転車の削減に資するなど、高い公共性を有するシェアサイクル事業の普及促進にさらに努めてまいります。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 前向きなご答弁ありがとうございます。

本当にシェアサイクル事業は、もっと拡大しなくてはなかなか放置自転車の抜本的な部分にまでは寄与しないと思っています。また、理想的な在り方にしていくためには、本当様々な課題もありますし、一朝一夕にできるものではないということは重々承知していますが、もうシェアサイクルの普及を今よりも何倍もやはり大きな規模にしていかななくてはならないと、そのように思っておりますので、ぜひともしっかり取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、教育委員会に対して2点ほどお伺いいたします。

1つ目は、教員の働き方改革についてです。

教育費の審議の中で業務効率化の観点から校務系システムの今後の取組について質問させていただきました。その際、T A I T Oフューチャースクールの議論の中で様々な新しい取組を検討しており、その一例として、文部科学省が推進している学習系と校務系を一体化した統合型システムを東京都が中心となって導入を進めているとの答弁がございました。このほかにも業務効率化のための生成A Iの活用なども議論されているようであり、こうした取組をスピード感を持ってしっかりと進めれば、教員の負担軽減にも寄与すると期待しております。

また、令和7年度のこれまでの教員の労働時間については、全体として微減の傾向にあることも確認させていただきました。これまでスクール・サポート・スタッフやエデュケーション・アシスタントの配置など、教員の負担軽減に向けた人的支援の取組も進めてきており、こうした支援の成果が表れていると高く評価しております。

しかしながら、一方で懸念している部分もございます。それは学校行事を含む学習指導要領上の特別活動の扱いについてです。この特別活動については、現在様々な観点から見直しが進められていると認識しております。もちろん形式主義に陥ってしまっている部分を精査し、これを是正していくことは、教員の負担軽減のために大変重要です。しかしながら、教員の負担軽減に比重を置くあまり、教育的意義の大きい必要な部分まで削減されてしまっているようなことはないでしょうか。

一例を挙げれば、清掃活動などの奉仕活動です。各学校の裁量の中で見直しが行われていると認識しており、放課後ではなく昼休みに実施したり、曜日を決めて頻度を減らしたりといった対応がなされている一方で、中には子供による清掃活動そのものをほとんど行わなくなっている学校もあると伺っております。清掃活動は、自分たちが使う場所を自分たちできれいにす

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

るという公共心や働くことの意義を学ぶ勤労の精神を養う場でもあります。これは日本独自の教育文化として海外からも高く評価されている取組でもありますが、その教育的価値と引換えに軽減される教員の負担が果たしてどの程度のものなのかという点においては、疑問を感じております。教育的価値と業務分担のバランスをどのような視点で判断しているのかという点は、区としての考え方が問われる大変重要な部分であり、とても重要な視点であると考えております。

特別活動は、学力テストでは測ることのできない、いわゆる非認知能力、すなわち協力や責任感、自立といった力を育てる重要な教育活動です。だからこそ、その価値の捉え方には様々な考え方があり、見直しを進めるに当たっては、保護者に対しても丁寧な説明と理解が必要になります。しかしながら、働き方改革の具体的成果を求められるプレッシャーの中では、十分な理解が得られないまま見直しが進んでしまっている側面もあるのではないのでしょうか。

また、教員の側から見ても、総合的な学習の時間や特別活動の中で新しい教育活動に取り組もうとしても労働時間の短縮のプレッシャーによって挑戦しにくくなり、結果として教育活動への萎縮や活力の低下につながるかという部分も危惧しております。

そこで、教育委員会にお伺いいたします。教員の働き方改革を進めるに当たり、単なる労働時間の削減にとどまらず、教育活動の質との両立をどのように図っていくのか、また、特別活動の見直しにおいて、保護者が感じているこうした懸念に対し、どのように向き合っていくのか、さらには、働き方改革が教育活動の縮小と受け止められることがないよう、どのような考えで学校現場を支えていくのか、教育長のご所見をお伺いいたします。

○委員長 教育長。

◎佐藤徳久 教育長 ご質問にお答えいたします。

まず、教育の質との両立についてです。

教員の働き方改革は、単なる労働時間の削減ではなく、教育の質を維持、向上させるための取組であると考えています。教員が子供と向き合う時間を確保し、専門性を十分に発揮できる環境を整えることにより、学校教育の質の充実につなげてまいります。

次に、特別活動の見直しについてです。

コロナ禍以降、活動を縮小している学校があることは把握をしています。今後、活動の狙いや教育的意義を再確認し、各校の実態に応じた取組となるよう助言してまいります。あわせて、学校が自校の特色を踏まえて行う働き方改革については、保護者、地域への事前説明や意見交換を行う機会を設けるとともに、取組の趣旨や教育的意義を共有するよう各校に指導してまいります。

次に、学校支援の考え方についてです。

教育委員会といたしましては、働き方改革が教育活動の縮小と受け止められることのないよう、子供たちに必要な学びの機会を保障するという基本的な考え方の下、学校現場を支援してまいります。今後も校園長会等と協働しながら、働き方改革を一層推進するとともに、様々な

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

課題について、区長部局や関係機関とも連携し、解決に向けて取り組んでまいります。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 教育の質を維持しながら教員の負担を減らす。これは本当に難しい大変な取組だと思っております。私自身、以前企業に勤めていた際に、労働時間の短縮等々を人事も絡んでいたのですが、指令を受けていろいろ行ったんですけども、やはりなかなかこれ本当に減らすということってプレッシャーに感じてしまって、それで早く帰るということを徹底しても、その残業が見えなくなってしまって、見えない化してしまったり、本当にその辺って進め方がすごく難しいなというふうに実感しております。

本当、教員、いろいろなことを取り組みたくても、やはり仕事の、労働時間を削減しなければいけない等々のプレッシャーで断念していることもあるようですし、学校側もやはりそこってすごく悩ましいところだと思います。教育委員会としても行わなくてはいけない部分が多々ありまして、本当にこれ、各所で難しい判断を迫られる部分ですが、本当に大事なことで、しっかりと取り組んでいただきますよう、同時に、理解を得ていくことも大切なので、大胆かつ繊細に取り組んでいただきますようお願い申し上げます、次の質問に入ります。

最後に、小中学校における補助教材費等支援について伺います。

私ごとですが、妻が今年度から娘の小学校のPTA役員を務めており、少し前の話ですが、学校に関する雑談の中である相談を受けました。それは、来年度のPTAから新入生への入学祝いをどうしようかという内容でした。今までずっとクレヨンを寄贈していましたが、補助教材費の支援の対象となったことで、PTAの中で、さて、どうしようかという話になっているということでした。幾つかのアイデアが出ながらも、補助対象費になっているものも多く、何が対象となるのかの線引きについて質問を受けました。家庭内議会における私の答弁としては、分かりやすく言えば、それがなければ授業が成立しないものが対象で、具体的な品目については学校側で判断しているはずなので、学校側と相談するのも大切だよという答弁をいたしました。たわいのない会話ではありましたが、学習上、必須となる部分は行政の負担区分であり、PTAは教育環境をより充実させるための支援を行うという役割分担が非常に明確になってスッキリしたと、妻からお褒めの言葉をいただきました。

なお、入学祝いについてはタブレットケースとなったようで、子供にとっても学校にとっても行政にとってもありがたいものだなと感心いたしました。

なぜ、こんなエピソードを紹介したかという理由は、明確な理念と法的根拠に裏打ちされた線引きの重要性について申し上げたかったからです。国政、都政、そして、区政においても、物価高による負担増を理由として様々な補助制度が設けられています。国の経済対策という側面から見れば、一定の支援が必要な場合もありますし、教育や子育て分野においても少子化対策という政策目的の下、子供を産み育てやすい環境を整備するために一定の支援が有効な場合も多々ございます。しかしながら、昨今は負担が大きいから、ないと不便だから、これがあると便利だからという理由であらゆるものが行政に求められてしまう傾向が強いように感じてお

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ります。例えば標準服などはよい例で、学校生活において必要なものでありながら、保護者の負担は非常に大きいこともあって支援を求める声も非常に多い。実際に補助対象とした自治体もあるようです。

しかしながら、小中学校における標準服は、学校生活の中で大変重要で必要なものではありませんが、それでも直接的に教育に支障が出る、つまりそれがないと子供の学ぶ権利を阻害してしまうというものではありません。低所得世帯に対しては、要保護就学支援において行政がしっかりとサポートをしておりますし、また、各校でPTAがその存在意義を発揮して保護者間の互助の精神によって、制服バザー等で安く購入できる仕組みもつくっております。やはり自由主義社会における社会福祉の在り方としてはしっかりとした理念と根拠の下、どこまでが行政の責任で、どこからが個人の負担となるのかという線引きを明確に示すことが重要であり、その上で個人負担の部分を互助の精神で支え合っていくことが大切です。

そこで、改めてお伺いいたします。平場の審議において、補助教材費等支援の拡充については、公として負担すべき範囲について議論を重ねた上で制度設計がなされたとの答弁がありましたが、義務教育に必要な支援における行政の支援範囲と個人の負担の線引きをどのように考えているか、教育委員会のご所見を伺います。

○委員長 教育委員会事務局次長。

◎佐々木洋人 教育委員会事務局次長 ご質問にお答えいたします。

教育委員会では、教育環境の充実を目指し、今年度から区立小・中学校に通う児童生徒等が使用する補助教材等に係る費用の支援に取り組んでおり、来年度から支援対象に宿泊行事も追加いたします。この取組は教育を受ける機会は等しく与えられなければならないとする教育基本法の理念を鑑み、義務教育に必要な費用を支援するものです。そのため支援の対象範囲は義務教育を受ける際に全ての家庭に共通する教育課程において直接必要なものいたしました。一方で、学校以外での使用も想定される日用品や生徒が選択する部活動等に係る費用については各家庭でご負担いただくべきものと考えています。引き続きこの支援を実施することで、教育環境の充実に向けて取り組んでまいります。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 明確なご答弁、ありがとうございます。

我々議員は区民に選んでいただく立場にあって、やはり区民生活をどう支えていくか、どのように豊かにしていくか、そんな視点を、もちろん行政の皆様も持っている中でも我々は特に敏感になる部分であります。なので、行政に負担を求めがちな部分も正直なところあります。しかしながら、それによって行政負担が過剰に増大すると、逆に区民生活を苦しめることにもつながるわけであって、だからこそ、そのさじ加減という部分は難しく、理念によってしっかりと線引きすることが重要だと思っております。その理念の部分が、これは本当に各議員でそれぞれ考え方が微妙に異なっていくところで、議決機関である議会としては、それをしっかりとそれぞれがそれぞれの考え方によって議論し、それを行政がどのように捉えてしっかり予

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

算化していくかということが重要だと思っています。これは、この項目だけに限らず予算全体に言えることだと思っております。だからこそ、しっかりとした理念の下で予算執行をしていただくようお願いして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長 田中宏篤委員の質問を終わります。

台東区議会自由民主党、岡田勇一郎委員。

それでは、質問をどうぞ。

◆岡田勇一郎 委員 台東区議会自由民主党の岡田勇一郎です。

令和8年度予算案における審議において、総括して質問をさせていただきます。

私からは、未来の財政を守る基金について、上野七丁目街区を含む上野地区まちづくりについて、学校大規模改修時に仮設校舎方式ではなく拠点校方式など、子供に負担の少ない改修を求めることと、学校の校庭の人工芝化による子供の安全とスポーツ推進を求める学校保全について、大きく3つのテーマで質問をさせていただきます。

区長、教育長におかれましては、ぜひとも前向きなご答弁をよろしくお願いを申し上げ、質問に入らせていただきます。

まず初めに、基金について、お伺いをいたします。5日間の予算審議を通じて1,532億円という過去最大となったこの予算は給付金のような直接給付の取組こそないものの、公衆喫煙所設置費用等助成や二十歳の集いの記念品代の増額など、家賃や物価の上昇をしっかり踏まえて編成されていることが確認できました。加えて、いよいよ（仮称）北上野二丁目福祉施設の整備工事に着手するなど、まさにさらなる前進を実感できるような予算の内容であると評価しております。予算委員会の冒頭において、8年度の予算編成にかかる意気込みを伺ったところ、理事者からは、持続可能な財政運営を維持することを基本としつつも、必要な取組について時期を逸することなく財源を投じていくという前向きな姿勢で編成に挑んだと答弁がありました。高市内閣も財政の持続可能性を確保しながら大胆な投資による投資と成長の好循環を生み出していく責任ある積極財政を掲げていますが、台東区にも通ずるものがあるように思います。この閉塞感がある社会経済状況の中で区民に希望を与える予算になることを願っています。

本定例会の一般質問において、我が会派の太田区議より、今後基金が大きく減少することや不合理な偏在是正措置が検討されることを踏まえると、基金の維持、活用、重要だと指摘させていただきました。その基金については、さきの企画総務委員会で行政計画と併せて示された財政計画表によりますと、10年度末残高は7年度末残高の半分程度に減少する見通しとなっています。これまで着実に基金を積み立ててきた本区も今後数年続く大きな投機的経費増による対応をするために、いよいよ大きく取り崩すこととなる局面を迎えたわけです。また、予算審議を通じて各種交付金をはじめとする一般財源は景気動向に左右されやすいことや、昨今の中東情勢などを鑑みるに、やはり歳入の動向はこれまで以上に不透明であると認識しました。仮に今後一般財源が減収になったとしても、8年度予算に計上した事業や行政計画事業はもとより、その時々々の社会経済状況を踏まえて必要な取組について積極的に展開していただきたい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

と思います。そのためには減収時に地方交付税による補填がない台東区においては特に財政基盤を維持していくために具体的な基金計画とまではいかななくても、今後を見据えてどの基金をどの程度維持していくのかを考えていくことが重要であると、私も改めて思ったところです。

そこで、区長にお伺いいたします。今後の歳入減や投機的経費の増などに備え、財政調整基金及び公共施設建設基金などをどのような考え方で維持していくのでしょうか。よろしく願いいたします。

○委員長 区長。

◎服部征夫 区長 ご質問にお答えいたします。

本区では、年度間の財政調整に要する費用に充てるために財政調整基金を設置しています。以前リーマンショックによる景気低迷の際には、2年間で特別区民税と特別区の交付金が合わせて約84億円の減収となりました。岡田委員ご指摘のとおり、今後このような減収があっても必要な区民サービスを実施できるよう一定の基金残高を維持してまいります。

また、公共施設建設基金は施設の建設や大規模改修等の費用に充てるために設置をしています。今後、多額の経費を要する施設整備や大規模改修等が同時期に複数予定をされていることから税収等の上振れ分、本基金に優先的に積み立てるなど必要な基金残高を、これを計画的に確保してまいります。引き続き社会経済状況などを適切に見極め、必要な施策を積極的かつ着実に推進できるよう中長期的な視点に立ち、持続可能な財政運営を推進してまいります。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 力強いご発言、ありがとうございます。

世界情勢を見ますと、リーマンショックのような状況がこの後も起きないとは限らない、そのような状況を私自身肌で感じているところでございます。ぜひ未来の台東区のために基金を維持し、引き続き取り組んでいただけますよう、今後の政策に期待をさせていただきます。

次に、上野地区まちづくり推進について、お伺いします。

上野というまちは、台東区にとって特別なまちです。それは単に利用者の多い駅であるからでも、観光客が多いからでもありません。上野には東京の玄関口としての交通の力があり、上野恩賜公園を中心とした文化の力があり、そして、その足元には長い時間をかけて育ててきた人の営みと、まちの記憶があります。歴史、文化、観光、交通、商業、そして暮らし、それらが幾重にも重なり合っているからこそ、上野は単なる駅前ではなく、台東区の将来を映し出す都市そのものだと思っています。

私は上野のまちづくりを考えるときに、いつも一つ思っていることがあります。それは、上野は過去を誇れるまちであると同時に、未来をつくる責任があるまちでもあるということです。文化がある、歴史がある、人が集まる、世界に向けて誇れる、だからこそ、ただ守るだけでは足りない、どう育てるのか、どうつなげるのか、どう次の世代に渡していくのか、そこまで含め初めて本当の意味での上野のまちづくりになるのではないのでしょうか。区は、今、上野地区まちづくり推進の中で、上野駅、上野恩賜公園周辺市街地をつなぐ都市空間の再編や歩行者ネ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ットワークの拡充、ウォークアブル推進などを進めています。私はこの方向性そのものには大いに意義があると思っています。上野駅だけのまち、公園だけのまち、観光だけのまちとして分けるのではなく、一つの都市として捉え直そうとしていることは重要な一歩です。また、上野地区まちづくりビジョン推進会議の資料では、上野駅から東上野四丁目へ立体的なつながりも意識しながら浅草通り方面への回遊性強化を図る方向性が示されていると承知しています。私はこの考え方を大変重要だと思っています。なぜなら、それは単に人の流れをつくる話ではなく、上野の価値を公園や駅の周辺だけで閉じ込めるのではなく、まち全体へと広げていこうという考え方だからです。上野駅とまちをつなぎ、東西都市軸である浅草通りへにぎわいや緑を広げていく、これは上野の未来を考える上で、とても大きな意味を持つ視点だと思います。上野の強みは文化施設があることだけではありません。駅を降りた瞬間からまちへ歩き出したくなること、まちを歩くうちに公園や文化や暮らしが自然につながって感じられること、その上野らしさをどう都市の構造としてつくるか、そこにこの事業の本質があるのではないかと思います。

一方で、ここでどうしても目を向けなければならない場所があります。それが上野七丁目街区です。上野駅と東上野、そして、入谷の間に位置し、上野駅周辺の都市空間の再編を進める上で重要なエリアでありながら、これまで大きな都市更新が行われておらず、十分にポテンシャルが生かされていないのではないのでしょうか。私はそう考えております。上野七丁目という場所は単なる駅の裏側ではないはずです。むしろ私はここを上野の未来を左右するつなぎ目だと考えています。上野駅の顔を受け止める場所であり、東上野のまちへの接続する場所であり、浅草通りへと都市の広がりをつくる場所であり、さらに見方を返れば入谷方面、北部のまちへ上野の活力をにじませていく結節点でもあります。そういう意味で、この街区は上野駅周辺の土地空間再編の中で極めて大きな役割を担うべき場所ではないのでしょうか。私は、まちづくりというのは単に道路を整備したり、人の流れをよくしたりすることではないと思っています。この場所にどんな役割を与えるのか、どんな風景をつくるのか、どんな人が集まり、どんな時間が流れ、どんな未来を映し出すのか、そうした都市の意味を考えることが、まちづくりの本質だと思っています。その意味で、上野七丁目はまだ十分に意味づけがされていないように思います。けれども、逆に言えば、ここにはまだ大きな可能性が残されているとも言えます。上野公園の豊かさを受け止め、上野駅の象徴性を受け止め、東上野の営みにつなぎ、浅草通りへ都市の軸を延ばしていく、もしこの場所に明確な役割を持たせることができれば、上野駅周辺の印象そのものも変わっていくと思います。

さらに上野を考えるときに忘れてはならないのが景観の視点です。上野には、世界文化遺産である国立西洋美術館があります。これは単に一つの建物であるということではありません。上野というまち全体が文化と景観の重なりの中で価値を持っているということです。だからこそ、上野駅周辺の都市空間の再編は守るか変えるかの二者択一であってはならないと思います。守るべきを守りながら、変えるべきところを価値ある形に変えていく、景観を大切にすることから

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

こそ景観にふさわしい都市更新を考える、私はその発想が大切だと思います。上野は過去を保存するだけのまちではないです。私は上野の過去の文化を守るまちであると同時に未来の東京をつくるまちであるとも思います。文化があるから変えないではなく、文化があるからこそより高い次元で都市を育てていきたいというふうに思います。上野の森、上野の象徴性、東上野のまちの広がり、浅草通りという都市軸、そして、その間にある上野七丁目街区、これらを別々のものとして扱うのではなく、一つの都市の物語としてつなぎ直し、上野全体の価値を高めていく、私はそれくらいの夢を持って、このまちづくりを進めるべき時期に来ていると思っています。

その観点から、次の2点について、区長のご所見をお伺いします。

東上野のまちづくりの重要性、浅草通りが担う都市軸としての役割、上野駅舎が持つ象徴性、上野駅と周辺街区のつながりを踏まえて、上野七丁目街区の役割をどのように捉えているのでしょうか。また、上野七丁目街区の役割を踏まえて、上野駅周辺の都市空間の再編を今後どのように進めていくつもりなのでしょうか。よろしく願いいたします。

○委員長 都市づくり部長。

◎寺田茂 都市づくり部長 ご質問にお答えいたします。

上野七丁目街区は、駅東側において東上野方面への広がりを支える位置にあり、森とまちの相乗効果を生み出す拠点であると認識しています。また、エントランス街区の進展や浅草通りとのつながり、近接する駅舎の象徴性などを踏まえると本街区の都市更新は駅周辺全体の都市空間再編において重要な要素となるものと考えています。区といたしましては、令和9年に予定している都市空間再編の方向性の取りまとめを見据えながら、ビジョン推進会議等で議論を深めてまいります。その中で、地域や関係者の間で将来の姿や方向性を共有しながら必要な協議や検討を重ね、本街区を含めた駅周辺全体の都市空間再編の具体化につなげてまいります。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 上野の未来、とても楽しみにしております。本当にポテンシャルのある場所ですので、ぜひ上野駅入谷口周辺をおろそかにせず、ポテンシャルを最大限に生かせる政策に期待をいたします。

次に、学校大規模改修における教育環境の確保と拠点校方式の検討について、お伺いいたします。

学校施設は子供たちが日々学び、遊び、成長していく場であります。教室で授業を受けることはもちろん大切ですが、校庭で走り回ること、友達と外で遊ぶこと、体育の授業を受けること、運動会や様々な学校行事を行う、経験することも、また学校生活の大事な一部であります。子供たちにとって学校とは単に勉強をする建物ではなく、心と体を育てる場所そのものであります。その一方で、台東区の学校施設は老朽化が進んでおり、今後大規模改修や改築は避けては通れない課題でもあります。学校を安全に、そして将来にわたって使い続けるために改修を進めていくこと自体は当然必要なことであります。しかし、私はその改修そのものに反対をし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ているわけではなく、問いたいのは、その改修をどのような形で進めていくのか、子供たちにとって最も望ましく、区全体として最も合理的な形はないのかという点であります。

現在、学校の大規模改修に当たっては、代替用地の確保が難しいことから、移転を伴わず校庭に仮設校舎を設置しながら工事を進める方法が現実的な対応となっていると認識しております。もちろん限られた都市空間の中で苦心しながら工事を進めることは理解しております。しかしながら、校庭を使って仮設校舎を設置するということは、在校児童にとって決して小さくない影響を与えるものでもあります。校庭は単なる空きスペースではありません。子供たちが体を動かし、仲間と関わり、学校生活の中で伸びやかに過ごすための大切な教育環境であります。そこが長期間にわたって制約されることは運動の機会の減少だけではなく、休み時間の過ごし方や体育授業、学校行事、そして日々の学校生活の豊かさそのものに影響を及ぼしているのではないかと思います。子供たちにとって校庭は工事のために使える余白ではなく、まさに成長のための大事な場であるという認識を私たちは改めて持つ必要があるのではないのでしょうか。また、学校も今後も学校改修が続いていくことを考えれば、学校ごとにその都度仮設校舎を建てて対応するというやり方が、将来にわたって本当に最善なのかという視点も必要であります。目の前の一つ一つの工事に対応することができても、それが区全体として見たときに、教育環境面でも施設マネジメント面でも常に最適であるとは限りません。むしろ今後も繰り返し発生する改修需要を見据えれば、その都度対応から一歩進んで、区全体で改修を支える仕組みを持つという発想が必要ではないかと考えます。

そこで、私が申し上げたいのは拠点校方式という考え方であります。これは単に大きな学校を一つ造るという話ではありません。平時には通常の学校として機能し、活用しながら、近隣校が改修を行う際に一時的に受入先として機能する学校を区として戦略的に位置づけていくという考え方であります。この方式には3つの意義があります。第一に、子供たちの教育環境を守ることができるという点であります。改修のたびに校庭を大きく制約するのではなく、別の受皿を持つことで在校児童の日常を守ることにつながります。第二に、学校改修をその都度の仮設対応から計画的な施設戦略へと高めることができるという点であります。第三に、長い目で見れば仮設校舎の設置や撤去を繰り返す方法と、あらかじめ受皿機能を備えた学校整備とを比較し、より合理的で持続可能な方法を選択する土台にもなり得るという点であります。私はこの拠点校方式の議論は単なる工事手法の話ではなく、台東区がこれからどのような教育環境を子供たちに残していくのかという未来の選択だと思っています。

目の前の工事をこなすだけではなく、10年後、20年後を見据えて学校改修を点でなく面で考える、そして子供たちに対して改修中だから仕方ないと我慢を求めるのではなく、改修の最中であってもできる限り豊かな学校生活を守る、そうした姿勢こそがこれからの学校施設整備に求められるのではないのでしょうか。台東区は面積が限られ、土地利用にも制約が多い自治体であります。だからこそ、単に従来どおりのやり方を繰り返すのではなく、限られた空間の中でどうすれば子供たちにとってよりよい環境を確保できるのかを、知恵を絞っていかなければ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いけないと思います。私は拠点校方式はそのための一つの夢ある選択肢であり、同時に十分に検討に値する現実的な政策課題であると考えています。学校改修はこれからも続きます。であるならば、校庭を使って仮設校舎を建てるという方法だけに頼るのではなく、ほかの手法も含めて、区としてよりよい在り方を検討すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

そこで、教育長にお伺いします。仮設校舎の設置に当たり、校庭を使用することは在校児童の教育環境への影響が大きいと考えております。そこで、平時には通常使用し、改修時には近隣校を受け入れることができる拠点校方式を導入するなど、仮設校舎の設置だけではないほかの手法を取り入れた改修をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、校庭の芝生化について、お伺いします。

校庭は子供たちにとって、毎日の学校生活の中で最も身近な運動空間であります。体育の授業、休みの時間、クラブ活動、そして運動会や学校行事など日常的に多くの時間を過ごす大切な場所です。しかしながら、現在の校庭舗装は場所によっては非常に硬く、転倒した際の衝撃が大きい状況と聞いたことがございます。特にサッカーやラグビーのように走る、滑る、転ぶといった動きの多いスポーツにおいては、膝や肘への負担、擦り傷、打撲などの危険性が高く、子供たちの安全面から見ても決して十分な環境とは言えないのではないかと考えております。また、校庭の在り方は単に運動ができる場所だけではありません。休み時間に子供たちが集まり、座ったり、寝転んだり、友達と語り合ったり、学校生活の中での居場所でもあります。そうした意味でも校庭の環境は子供たちの心身の健やかな成長に直結する極めて重要な教育環境の一つであります。

私はほかの自治体の事例を視察する中で、人工芝を導入した学校の校庭を見てまいりました。そこではクッション性があり、転倒時の衝撃が和らぐことから、擦り傷や打撲などが軽減され、子供たちにも大変好評であるということでした。また、水はけもよく、雨上がりでも使いやすく、運動会や学校行事にも支障なく活用されていると伺っています。さらにスポーツだけではなく、休み時間に芝の上で子供たちがくつろぐ姿も見られ、単に運動環境の改善にとどまらず、学校全体の雰囲気や子供たちの過ごし方にもよい影響を与えていると感じています。もちろん人工芝の導入に当たっては初期費用や維持管理、更新費用など十分検討すべき課題もあると思います。しかしながら、これらは学校改修を進めていくに当たり、単に今ある舗装をやり替えて元に戻すだけでよいのか、私は改めて考える必要があると思っています。

そこで、教育長にお伺いします。大規模改修において、校庭舗装を張り替えるだけではなく、子供の安全とスポーツ推進のために計画的に人工芝を導入していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長 教育委員会事務局次長。

◎佐々木洋人 教育委員会事務局次長 ご質問にお答えいたします。

まず、学校大規模改修における教育環境確保と拠点校方式についてです。

大規模改修工事期間に校庭へ仮設校舎を設置することにより、自校での活動が制限される状

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

況にあることは認識しています。そのため教育委員会といたしましては、近隣校やスポーツ施設を使い授業を行えるよう、各学校と協力しながら調整をしているところです。

委員ご提案の拠点校方式については、拠点校の選定や拠点校と移転校での校舎の使用調整、改築計画の策定に時間を要すること等の課題があります。引き続き他自治体などの事例を調査しながら、児童生徒への負担がより軽減される手法を考えてまいります。

次に、校庭環境の安全性向上と人工芝導入の検討についてです。

校庭は授業や部活動で使用する教育の場であるとともに、大切な遊びの場でもあります。現在区では子供たちが安心して様々な活動を行えるよう、適度な硬度と弾力性のある全天候型で透水性の高い舗装剤を校庭に使用しています。人工芝の導入については、夏場の高温対策が必要なことやマイクロプラスチック発生等の課題があることから、今後の校庭改修の際に学校の要望を十分に聞きながら導入の可否について検討してまいります。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 ぜひ前向きにご検討いただけたらありがたいなというふうに思います。

以上をもちまして、自由民主党全員の質問を終わります。石原委員、拝野委員、田中委員の各委員からの質問もいずれも大変重要かつ意義深い提案でありますので、ぜひ区政運営に十分反映していただきたいと私からも申し上げます。

我が台東区議会自由民主党は、令和8年度東京都台東区一般会計予算案並びに各特別会計予算案に賛成を表明いたしまして、私たちの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長 岡田勇一郎委員の質問を終わります。

つなぐプロジェクト、本目さよ委員。

つなぐプロジェクトの発言時間を表示いたしましたので、ご確認ください。

それでは、質問をどうぞ。

◆本目さよ 委員 つなぐプロジェクトの本目さよです。

障害者権利条約が日本でも批准されて12年がたちます。その根幹にある考え方が障害の社会モデルです。障害は個人の中にあるのではなく、社会の側にあるバリアが障害を生み出しています。では、台東区の放課後支援の現状はどうでしょうか。まず、障害のある子供たちの放課後の居場所について、区長に伺います。

この委員会の審議の中で、障害があることを理由にこどもクラブへの入室を断ったケースは過去5年間ないと答弁がありました。ただ、現在進行形で希望する地域のクラブに入れないという相談があることは、この審議の中でも明らかになっています。現場の職員の方々ができる限り場所を探して下さっていたことも承知しています。それでも私のところには、来年度入学を前に近くのクラブが狭くて難しいと言われたというご家庭からの声が届いています。現場が頑張っても受入れ体制が整わない、これは現場の問題ではなく制度と体制の問題です。

一つの家話の話をさせてください。シングルで子育てをされている、ある保護者の方から、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

1年前にご連絡をいただきました。翌年4月、つまりこの4月ですね、支援学校に入学する息子さんの放課後等デイサービス、いわゆる放デイがどうしても見つからないという相談でした。台東区の障害者向けアプリ「ささえ～る」には事業所の空きが掲載されています。でも、そこに空きがあっても短期利用の枠だったり、週に1回だけだったりする、保育園やこどもクラブとは異なり利用調整はなく、保護者が仕事の合間に1件1件電話をして、それでも見つからない、そんな状態でした。ようやく見つかった施設は新しくできたばかりの事業所でした。その枠を守るために通常の降園時間より早めにその施設に通う選択をされていた。それだけの努力をしてやっとつかった場所でした。ところが年末に突然こう告げられます。今年度の出席率が悪いから4月からは週3日にしてくださいと、さらにこどもクラブを申請したけれども、環境が整わないという理由で希望するクラブには入れない、代わりに提示されたのは支援学校のバス停から大人の足で20分かかる離れたこどもクラブでした。移動できるか、息子さんと一緒に歩いて練習してみたメールには書いてありました。途中から手をつなぐのを嫌がる息子さんの手首を無理やり握って歩いた、息子さんはお母さんの手を何度もひっかいた、最後は公園で両手が血まみれのまま息子さんと抱き合って2人で泣いた。これは単なる一つの家族の話ではありません。

行政用語としては強度行動障害と呼ばれますが、本質的には行動面で特別な理解と支援を必要とする子供ほど施設の受入先がない、その背景には支援に携わる人材の不足があります。区もこれまで資格取得や研修費の助成、東京都の事業では対象外である宿舍の借り上げ支援など人材確保の手を打ってきました。その姿勢は評価をしています。ただ、この審議の中で見えてきたことがあります。想定よりも活用が進んでおらず、8年度予算は実績に基づき減額となっている、効果が十分ではないという現実です。宿舍借り上げ支援は台東区内51の事業者のうち、活用できているのは4事業者にとどまっています。事業者が先に費用を立て替えてから返還を受ける償還払いの仕組みのため、体力のある大きな事業者ほど使いやすく、小さな事業者には届きにくい、支援しているつもりでもなかなか必要なところに届かない。もう一つ大事なことがあります。本来療育の場がきちんと確保されることが第一優先です。ただ、放デイの療育は長期休業中でも10時から4時までしか対応していないケースがあります。保護者がフルタイムで働き続けるためにはその前後をこどもクラブでカバーする必要があります。療育かこどもクラブかではなくて、両方が必要なんです。でも今の台東区ではその両方がそれぞれの窓口に分かれたままなかなかつながっていません。重度の障害のある子供を持つ保護者は複数の窓口で問合せをしながら、それでも働き続けようとしています。小1の壁は通常でもありますが、障害児の場合にはより高く頑丈な壁があるのが現状です。

費用の面でも壁がありました。一定の所得を超えると放デイの利用料として月に最大3万7,500円を支払い、さらにこどもクラブの利用料4,000円も延長保育料も含めたら5,000円も重なる、そういう家庭も実際にありました。新年度から台東区が放デイの無償化に踏み出すことは大きな前進だと思っています。先ほどの保護者の方はこう言っていました。放デイでも学童

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

でも安心できる環境であれば制度は何でもいいと、制度の名前ではなく、子供が安全に放課後を過ごせるか、保護者が安心して働き続けられるか、それだけが問題です。

そのために、区長に3つ提案があります。1つ目は、重度の障害のある子供を受け入れられる放デイ事業者の誘致です。今年度、国は放デイの新規事業者への基本報酬を、来年度ですね、引き上げる臨時改定を行います。ただし、重度の障害児を受け入れる事業者の報酬は維持されます。これは台東区にとってチャンスでもあります。重度の子供をきちんと受け入れる事業者を区として支援し、誘致する、その姿勢を今こそ示していただきたい。既存事業者への財政支援も償還払いの仕組みを含めて小さな事業者まで本当に届く仕組みに見直してください。

2つ目は、支援員の人材確保と処遇改善へのさらに踏み込んだ区独自の支援です。重度の障害のある子供の支援を担える人が台東区に集まってくる環境をつくってほしいと思います。重度のグループホームを小島一丁目に造るとの報告もありましたが、そもそも担ってくれる事業者があるのか、障害者人材の確保は喫緊の課題です。

3つ目は、学童と放デイを縦割りのまま放置しないことです。養育が終わった後の時間、長期休業中の空白の時間、その隙間に子供が落ちないよう一体的に支える体制を整えてください。障害のある子供の放課後を守ることは、その保護者が働き続けられる社会をつくることでもあります。障害のある子供を育てる家庭は離婚率も高く、一人で抱えているケースも多いです。そういった保護者が仕事を辞めなくていい区であってほしい。この2つは切り離せません。

区長に伺います。重度の障害のある子供が放課後の居場所を持ってない、断っていないけれども入れないの間に、子供と家族が取り残されている今のこの現状を、区長はどのように受け止めていますか。

事業者の誘致と財政支援、人材確保と処遇改善、そして、学童と放デイの一体的な連携、この3つを進めることについて、区長の考えをお聞かせください。

○委員長 福祉部長。

◎三瓶共洋 福祉部長 ご質問にお答えいたします。

まず、重度の障害のある子供の放課後の居場所確保が難しいことへの認識についてです。

こどもクラブでは、インクルージョンの考え方に立ち、子供同士が生活を通じて共に成長できるよう、可能な限り障害のある子供の受入れに努めているものの、障害の特性によっては施設の設備、他の利用者との状況なども踏まえましてご希望に添えない場合もございます。放課後等デイサービスにおいても、自傷や他害、多動等の行動面の問題に対して特別な配慮が必要となることなど、支援のニーズが高い方ほど受入先の確保が難しいことは、区としても対処すべき課題として認識しています。

次に、重度の障害がある子供を受け入れられる事業者の誘致と財政支援、人材確保と処遇改善、こどもクラブと放課後等デイサービスの一体的な連携の推進についてです。

支援のニーズが高い子供の放課後等デイサービスの誘致や財政支援については、既存事業者や新規開拓相談時に受入れに関する課題等のヒアリングを通じて、区としてどのような取組が

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

可能か検討してまいります。人材確保については、これまで研修費や資格取得の助成のほか、採用活動経費等について助成をしていますが、委員ご指摘のとおり、利用者が少ないことが課題であり、周知や実施方法の改善を検討してまいります。また、処遇改善については、来年度国は福祉介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に賃上げ措置を実施するとしており、効果について注視してまいります。

こどもクラブと放課後等デイサービスの一体的な連携については、療育が必要な子供への支援とともに、保護者への支援を通じて子供の療育環境を整えることにもつながることから、こどもクラブと放課後等デイサービスの併用を可能としています。一方で、障害の特性によっては対応が難しい場合や事業所間の移動の際に利用希望時間の集中により移動支援を活用することができないといった課題もありますが、改善について引き続き検討してまいります。また、放課後等デイサービスについては、令和8年度から都が長期休暇期間中の障害児の居場所づくり促進事業を実施するとしており、その活用も含め障害のある子供とその保護者の支援体制の整備を検討してまいります。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 この委員会の審議でも介護サービスの人材確保については多くの議員の質問が出ていました。でも障害福祉についてはほとんど触れられていません。障害福祉サービスでは定員10人以下の小規模事業所が全体の約5割を占めています。介護より規模が小さく体力のない事業者が多い、介護より優先しろと言いたいわけではありません。ただ、その現実をしっかり認識しておいていただきたいと思います。障害のある子供もその保護者も台東区で安心して生きていける、そういう区を一緒につくっていきたいと思います。

次に、不登校政策の在り方について伺います。

先日の委員会審議の中で、ほっとステーションの支援員が孤立しない環境づくりについて質問し、検討していくという答弁をいただきました。今日はこうした個別の取組も含めて、台東区の不登校支援を今後どうしていくのか、全体の方向性について伺います。

2024年度の不登校児童生徒数は全国で35万人を超えました。12年連続で過去最多です。台東区も例外ではありません。区はこれまでも不登校支援に力を入れてきました。私が提案した保護者同士の交流の場も今年度から始まっていて評価をしています。ただ、不登校が増え続ける中で、今ある支援をもっと充実させる必要があります。国の不登校対策、COCOLOプランでは支援のゴールを学校への復帰に限定せず、子供たちの社会的自立を目指す方針に転換しました。校内に安心して過ごせるスペシャルサポートルームを設置すること、一人一人に合った多様な学びの場を確保することが、国として推進されています。台東区は今後どのような方向に進めていきますか。

校内の支援体制を強化して学校に戻していくのか、あしたば学級の機能を広げていくのか、民間との連携を深めていくのか、例えば多様な学びのためにフリースクールに通う子供への経済的支援を手厚くする、子供を支える保護者向けの相談体制をもっと充実させる、学校に通い

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

続けるために発達特性があって悩んでいる子供への合理的配慮を学校ごとのばらつきなく提供できるようにする、こうした選択肢も含めてどこに重点を置いていくのか、まずは台東区の不登校支援を今後どういう方向に持っていきたいとお考えなのか、教育長の所見を伺います。

次に、あしたば学級の運営方法について、具体的に提案をします。

民間委託についてです。島根県雲南市では、NPO法人カタリバに教育支援センターおんせんキャンパスの運営を委託しています。家庭訪問型の支援や専門機関への伴走など、行政だけでは届きにくいことを柔軟に行っています。結果、利用者の約7割が再登校につながっています。中野区も2025年度からフリーステップルームを民間に委託しました。登録者数は令和6年度末の53人から令和7年6月末には74人、約1.4倍です。1日の平均利用人数は前年同期比で約5.4倍、個別の学習支援や体験プログラムが充実しただけではなく、スタッフの確保や研修体制も整ったそうです。では、台東区のあしたば学級はというと、元校長先生などベテランの先生方を中心に運営されています。長年学校現場で培ってきた経験を基に不登校支援に尽力されています。その経験に救われた子供たちも数多くいると思っています。ただ、ベテランの先生だからこそ、どうしても学校に戻ることがゴールになりがちではないか、学校に強い抵抗感を持っている子にとって、それがかえってプレッシャーになることもあるのではないかと、そういう懸念があります。もちろん個人差はあります。ただ、子供たちの年齢差は大きい、以前スタッフとのギャップを感じたとの保護者からの声をいただいたこともあります。だからこそ、民間の多様な視点やノウハウを組み入れてほしいと思います。学校に戻すことだけがゴールではなく、一人一人が自分らしく社会に出ていける、そういう場にあしたば学級を進化させてほしいと思っています。

あしたば学級は北上野への移転が予定されています。場所を変えるだけではなく、中身を今の時代に合わせて変えるいいタイミングです。民間委託を考えると必ず出てくるのが、今、あしたば学級で働いている職員の方々のことです。でも、私はこれを区全体の支援体制を厚くするチャンスだと思っています。あしたば学級の職員の方々には積み上げてきた経験があります。その力を今の台東区の教育に生かさせていただく、民間は民間の強みを生かす、ベテランの先生方は学校現場や支援員のサポートで力を発揮する、そうすることで区全体の支援や教育が分厚くなるはずで、あしたば学級の北上野移転をチャンスとして、民間委託を含めた運営の在り方や移転後の現施設の活用についても本気で検討を始めていただきたいと思います。教育長のご所見を伺います。

○委員長 教育長。

◎佐藤徳久 教育長 ご質問にお答えいたします。

まず、本区の不登校支援の方向性についてです。

不登校の状態にある児童生徒への支援については、安心・安全の確保や学びの保障のみならず、児童生徒の社会的自立に向けた資質能力の育成が重要です。そこで、教育委員会では、子供たちが豊かな人生を送ることを基本的な考え方とし、様々な取組を相互に機能させることで、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

児童生徒の状況に応じた多様な場を確保しています。来年度から不登校対策施策の指揮系統の拠点を教育支援課に一元化し、不登校対応巡回教員やスクールソーシャルワーカー等による組織力を一層強化し、学びの機会をさらに充実させてまいります。

次に、あしたば学級の民間委託等についてです。

現在教育委員会はあしたば学級を直接運営することで、財政機構との緊密な連携や一貫した教育的配慮が図られています。また、仮想空間を利用した学びの場の展開や保護者交流会の開催等、子供や家庭に寄り添った事業にも取り組んでいます。一方で、民間事業者には社会とのつながりが実感できる活動プログラム等、より幅広い実践経験があるものと認識しています。

(仮称)北上野二丁目福祉施設移転後の運営体制につきましては、他自治体の状況等を調査した上で課題を整理し、検討してまいります。また、移転後の現在の施設の活用については、区全体の行政需要を踏まえ検討してまいります。

○委員長 本目委員。

◆本目さよ 委員 民間も検討していただけるとのこと、ぜひ子供たちにとってどんな状況がいいのかというのを、子供たちの最善の利益を考えて、恐らくやっていただけると思うんですけども、やっていただきたいと強く要望して、私からの質問を終わります。

○委員長 本目さよ委員の質問を終わります。

○委員長 昼食時となりましたので、ここで休憩いたしたいと思います。

なお、つなぐプロジェクトの残り時間は16分06秒となっておりますので、ご確認ください。
午後は1時5分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 0時02分休憩

午後 1時04分再開

○委員長 ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。

○委員長 つなぐプロジェクトの残り時間を表示してありますので、ご確認ください。

つなぐプロジェクト、中村謙治郎委員。

それでは、質問をどうぞ。

◆中村謙治郎 委員 つなぐプロジェクトの中村謙治郎です。

令和8年予算特別委員会総括質問において、2点質問をさせていただきます。

まずは、子どもの権利条例制定後の子供の意見反映の仕組みについて伺います。

台東区では、現在、子どもの権利条例の制定に向けた検討が進められており、令和8年度には子供や保護者を対象としたウェブアンケートやワークショップを実施し、広く意見を集めていくと今定例会で報告がありました。まずは子供自身の声や保護者の思いを丁寧に聞きながら、条例づくりを進めていこうとする区の姿勢を高く評価したいと思います。

一方で、条例は制定すること自体が目的ではなく、制定された後にどのように社会の中で生

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

かされていくのが重要であります。子供の権利を守る社会を実現するためには子供自身がその内容を理解し、大人もまたそれを尊重する文化を地域の中に育てていく必要があります。そしてもう一つ大切なことは、子供の声を一時的な意見聴取に終わらせるのではなく、継続的に政策へ反映させていく仕組みをつくることです。その観点から、条例制定後の台東区において重要となる幾つかの取組について提案をさせていただきます。

まずは子供の意見を区政に反映する仕組みについてです。子供が社会の一員として、自分の意見を述べ、それが実際に政策に生かされる経験を持つことは子供の権利を実感する上でも非常に重要です。また、自分の意見を持ち、それを社会に伝え、意思決定に関わる経験は主権者教育の観点からも大きな意味があります。過去にも議会で何度も議論がなされていますが、台東区では昭和24年に子ども議会が開催されていた記録があります。当時の新聞記事によると、上野中学校1年生の男子生徒が議長を務め、区内の小学校6年生を中心とした約60名の児童が議員として参加し、地域や社会について考え、当時の三木区長に対して意見を述べる機会を持っていました。子供たちが社会の課題について話し合い、発言する場が設けられていたことは当時としても大変意義深い取組だったと言えます。

また、昭和24年5月2日の新聞には、戦争によって上野動物園から象がいなくなったことを悲しんだ子供たちの行動が記録されています。戦時中は多くの動物が処分され、上野動物園からも象の姿が消えてしまいました。そこで子供たちは再び象を見たいという願いから行動を起こし、上野動物園に象を届けてほしいという請願を行いました。この請願は国会で初めて受理され、その後様々な経緯を経て、子供たちの思いはインドのネルー首相まで届き、最終的にインドからインディラという象が日本に寄贈されることになったのです。この出来事は戦後の子供たちの平和への願いや希望を象徴する出来事として広く知られています。

現在では、練馬区、墨田区、江東区、江戸川区などにおいて、子供が区政について学び、自分たちの意見や提案を行政に伝える場として、こども議会や中学生議会が実施されています。参加する子供たちは事前に地域の課題や関心のあるテーマについて調べ、質問や提案を実際の議場などで発表します。議会では区長や区の担当職員が答弁を行い、子供たちは議会の仕組みを体験しながら区政への理解を深めていくというものです。このような取組は子供が地域の課題について考え、自分の意見を行政に伝える機会をつくるとともに、社会参加への意識を高めることにつながると思います。

台東区においても、子供の意見を聞く仕組み、例えばこども議会のような場を設け、定期的に区政へ提言できる仕組みを検討するべきだと考えています。しかし、同時にこうした取組が一部の代表的な子供たちの意見にとどまらないよう配慮することも重要です。子どもの権利条例の理念を生かしていくためには、より多くの子供たちの声を幅広く聞いていく視点も大切だからです。例えば学校に配備されたタブレットを活用して、子供が自ら地域や学校生活をよりよくするための予算要望を公募する参加型予算の取組も考えられるかもしれません。我が会派で以前、上野小学校を視察した際、児童が将来社会の課題に直面したときに、自ら行動を起こ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

し社会の変革に関わることができる人材の育成を目指して様々な先進的な取組が行われていました。例えばタブレット端末を活用して、制服のルールを児童の投票によって決めたり、運動会の種目を児童自身が選択したりするなど、子供たちが主体的に考え、決定に関わる機会が設けられていました。こうした取組を通して他立ではなく自立へとつながる精神を育む教育が実践されてきました。台東区においても、例えば公園の使い方、学校の居場所づくり、地域のイベント、放課後の活動などについて、子供自身が提案し、子供たちが使い道を決める予算枠を設けることは魅力的な取組であると考えています。たとえ小さな額であっても、自分たちの提案が実際の事業として実現する経験は子供たちにとって大きな学びとなり、地域への関心や主体性を育てることもつながります。子供の意見を聞くだけでなく、実際の政策や事業に反映していく経験を持つことは、子供の権利を実感する上でも重要なのではないのでしょうか。

来年度、台東区で制定されるこどもの基本条例を区内にしっかりと浸透させるためには、その内容を子供から大人まで広く知ってもらうことが重要です。そのためには学校で権利について学ぶ機会を設けるとともに、教員や地域の大人たちも理解を深め、分かりやすい解説や多言語などでの発信を通じて、区全体で共有していく取組が必要であると考えます。また、条例を理念にとどめず、区政の中で生きた仕組みとしていくことも重要です。これまでも区では、子供たちの意見を聞く機会は設けられてきましたが、その声がどのように施策に反映されたのかを見える形にし、子供たち自身が実感できるようにすることが重要なのです。子供の意見が政策に生かされる区政をつくることは地域社会全体にとっても大きな価値があると考えています。

そこで、区長に伺います。台東区として、条例制定後に子供たちの意見を区政に反映する仕組みをどのように整えていくのか、所見を伺います。

○委員長 区長。

◎服部征夫 区長 ご質問にお答えいたします。

子供たちの意見や思いを酌み取って、それを区政に反映していくことは子供の権利を保障する上で重要であり、子供たちの区政への関心や、あるいは社会参画の意欲、これを高めることにつながるものと認識しています。

区ではこれまで中学生との区長と語る会、あるいは次世代育成支援に関するニーズ調査など、様々な機会を捉えて、子供の意見を幅広く聞いて施策への反映に努めてまいりました。また、来年度、子供の権利に関するワークショップなどを実施し、様々な子供の意見を条例の制定に生かしてまいります。子供の意見を区政に反映する仕組みについては、意見聴取からその反映に至る一連のプロセス、これを明確にして実効性や透明性を確保することが重要であると考えています。引き続き中村委員ご提案のこども議会、あるいは参加型予算の取組なども含めて、子供たちが意見の反映を実感できる仕組みについて、これは教育委員会と連携を図りながら、子供への意見聴取の結果や、あるいは台東区次世代育成支援地域協議会における議論、そういったことも踏まえて検討してまいります。

○委員長 中村委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆中村謙治郎 委員 非常に前向きなご答弁をありがとうございます。

子供の意見を聞くだけでなく、その反映までのプロセスを明確にし、そして透明性、実効性を確保していくというご認識、まさにおっしゃるとおりだと思います。その上で、こうした仕組みを通して、子供たち自身が自分の意見がどう生かされたのかを実感できることが何より大切だと思っています。ぜひ意見聴取から施策への反映、そして、その結果の見える化までを一体的に進めていただきたいと思います。また、こども議会、参加型予算といった取組についても幅広い子供たちが関われる形で検討していただくことを期待し、次の質問に移らせていただきます。

次は、谷中のまちづくりについてです。

台東区のまちづくりといえば、上野や浅草では、それぞれのまちづくりビジョンに沿って、都市基盤整備や都市機能の更新など活発な動きを伴う取組が進められています。一方で、谷中は住宅地であり、お寺が多い地域でもあり、緑や低い建物が並ぶ中で人々の暮らしが長い時間をかけて積み重ねてきた歴史と生活のまちであります。そのため上野や浅草とは異なり、大規模な都市更新を前提とした地域ではありません。区では、これからの谷中のまちづくりを進めるために、今年度から谷中らしさを形づくってきた生活文化や歴史的な資源を整理し、分かりやすくまとめる取組を始めました。この取組では建物の外観といった目で見えるものだけでなく、お寺のあるまちとしての歴史や路地や家が連なることで生まれる空間のつながり、さらに地域に根づいた習慣や日々の暮らしなど、谷中の本質的な価値を言葉にして共有していくことを目指しています。とても意義のある取組だと感じています。今後はこうした取組を土台として谷中らしさを大切にしまちづくりを着実に進めていくことが重要です。

委員会審議の中で、2024年6月に東京国立博物館で開催された座談会で話題に上がった歴まち、すなわち歴史的風致維持向上計画であります。これについて伺いました。答弁によれば、この制度は歴史的な建物を個別に保存するのではなく、周辺の町並みや市街地環境、さらにはそこに暮らす人々の営みも含めて歴史的風致として捉え、国の認定を受けながら総合的に施策を進めていく制度であり、地域の実情に応じた計画を策定し、事業や支援策を組み合わせながら地域の価値や環境を高めていく枠組みであるとのことでした。つまりこの制度は伝統的建造物群保存地区のように一律の規律、規制を直ちに課すものではないという点も確認したところです。こうした点を踏まえれば、地域の歴史や暮らしの積み重ねを丁寧に整理し、将来にわたって継承していくという観点から、歴史的風致維持向上計画は谷中の特性にも一定程度適合する可能性があるのではないかと感じています。もっともこの制度の活用に当たっては、地域の理解と参画が前提であり、慎重な検討が必要であることは言うまでもありません。その上で、現在進められている調査の成果も踏まえながら、谷中らしい町並みや環境を将来にわたり守り育てていくための手法として、歴史的風致維持向上計画をどのように位置づけていくのか、区としての考え方が非常に重要であると考えています。

そこで伺います。谷中らしい町並みや環境を整えていく方策として、歴史的風致維持向上計

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

画の制度導入の可能性について、区としてどのように考えているのか。また、仮に制度導入を検討する場合には地域住民の理解と参画が何より重要であると考えますが、区としてどのような姿勢で住民主体のまちづくりを進めていくのか、所見を伺います。

○委員長 都市づくり部長。

◎寺田茂 都市づくり部長 ご質問にお答えいたします。

谷中は住宅地としての暮らしと寺町としての歴史が重なり合い、緑や低層の町並みの中で人々の営みが積み重ねられてきた地域です。また、そのまちづくりは地域の理解と参画を前提に長い時間をかけて丁寧に積み重ねてきた経緯があるものと認識しています。

現在進めている調査は、地域らしさを形づくる生活文化や歴史的資源を整理し、その価値を共有していくための基礎的な取組です。委員ご指摘の歴史的風致維持向上計画については、歴史的建造物と人々の営みを一体として捉え、地域資源を生かしたまちづくりを進めていく制度であり、こうした地域において有効な手法の一つになり得ると考えています。区としては、調査の結果を踏まえつつ、谷中の町並みや地域の価値を生かしたまちづくりに適した制度の活用について検討を進めてまいります。また、制度の導入に当たっては、地域に制度を説明し、意見交換を重ねるなど、住民等のご理解の下、丁寧に進めてまいります。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 おっしゃるとおりで、制度を導入するに当たっては、何よりも地域住民の丁寧な対話と理解が不可欠です。特にこの制度の内容や考え方をしっかりと共有するための勉強会などの機会はぜひ積極的に設けていただきたいと思います。あわせて、これから先、谷中に20年、30年住み続けていくかもしれない若い世代の意見を聞く場も大切にいただき、まちづくりへの参画を促していくことも必要だと思っています。今後はこうした対話と参加の機会を重ねながら、谷中らしいまちづくりが着実に進められていくことを期待しております。

最後に申し上げます。令和8年度予算案については、子ども・子育て事業や福祉サービスの充実など、新たな行政計画に対応した予算計上となっていることや区財政は今後一層厳しい状況に直面する可能性があるという認識の下、財政規律に配慮しつつもこれまで積み立ててきた基金を積極的に活用している部分など確認することができました。さらには、我が会派がこれまで政策要望などで提案してきた台東区協働指針の見直しや障害児通所支援の無償化、文化施設における子供料金の無料化、町会事務所増改築などへの助成金の拡大、避難所の備蓄品を管理するためのシステム導入、観光と住民生活の調和を図るための取組などなど、多岐にわたりしっかりと予算に反映されていることを評価いたしたいと思います。厳しい財政状況の中、将来を見据えた持続可能な財政運営と区民生活を支える施策の着実な推進を期待し、つなぐプロジェクトといたしましては、令和8年度予算原案に賛成、修正案には反対を表明し、総括質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○委員長 中村謙治郎委員の質問を終わります。

台東むすびの会、吉岡誠司委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

台東むすびの会の発言時間を表示いたしましたので、ご確認ください。

それでは、質問をどうぞ。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 皆様、こんにちは。台東むすびの会、参政党の吉岡誠司です。本日はこのような質問の機会をいただき、心より感謝を申し上げます。

本日は、多文化共生、若者支援、学校給食のお米の活用について、三本立てで質問をさせていただきます。

早速ですが、多文化共生についてお伺いいたします。

まずは、本区の現状についてです。

本区において、外国人住民は近年急速に増加をしております。外国人住民数は3月1日時点で2万1,340人と約9.8%となります。私が生まれた30年前は比率は約3.2%で人数は5,284名ほどでした。外国人の方の人口比率がこれほど高くなっていることは、本区において初めてのことです。今後も国の方針を踏まえると、外国人住民のさらなる増加が見込まれます。本区において、区民の暮らし、安心な生活環境の維持という観点からも、諸外国の先行事例があるわけですから、危機管理として捉えていくことも必要だと考えます。

一方で、日本全体に目を向けますと、人口の減少や人手不足を背景に、外国人労働者の受入れに関する議論が進められており、2025年時点では約250万人と過去最多となっています。しかしながら、これからの日本の労働環境については、別の課題も指摘されています。経済産業省が公表いたしました2040年の就業構造推計を確認したところ、AIやロボットの活用によって、職種によっては人材の余剰、いわゆる人余りが発生する可能性が報告されています。特に事務職などでは約437万人の大幅な人材余剰、人が余ってしまうことが見込まれるとの試算がありました。AIの発達による今後の労働市場は予測が非常に難しい状況にありますが、このように、人手不足のみの前提とした議論だけではなく、日本人の雇用や、そして社会全体のバランスも含めて慎重に考えていく、進めていく必要があると考えています。

そのような国の方針と今後の労働市場の動向を視野に入れながら、本区において、多文化共生を進めていくに当たり最も重要なのは、外国人、そして日本人、住民同士の相互理解であると考えています。先日の企画総務委員会で報告されました意識調査アンケートの結果を拝見しましたが、日本人の住民側からは、多文化共生に対して不安や課題を感じている声が多く見受けられました。このままでは理解が得られず、摩擦が大きくなることが懸念されています。日本人住民914名の方が回答されましたが、その調査の中で、実際に外国人住民との関係で、日本人住民が困った経験としては、ごみ出しなどの生活ルールに困った方が前回の調査結果では31.5%だったのですが、今回は40.8%で373人となっています。騒音に関することが前回の調査では19.3%でしたが、今回は29.9%で273人、共用スペースの使い方に関することが前回は18.9%でしたが、今回は29.8%で272人というふうに、5年前の前回の調査よりも実際に困った経験をされた方が約10%ほど増えております。そして、本区に暮らす外国人に求めること

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

として、日本の日常生活における習慣やルールを守ってほしいが回答された方が76.7%、回答された914人のうち701人と最も多くなっており、年齢別に見ても18歳から70歳以上の方全ての方で高い水準でその回答をされていました。多くの区民が生活ルールやマナーに対する不安を抱えていること、実際に困った経験をしていることが分かっていますので、こうした状況を放置してしまうと不信感が高まり、地域コミュニティの分断につながってしまう可能性があります。そうした不信感が政治不信にもつながり、区民との連携が取りづらくなってしまふのだと考えています。

私の意見としましては、多文化共生を進めるのであれば、こうした不安をしっかりと向き合うことが重要だと感じています。私自身、海外に行った経験から感じたこととして、日本人の調和を重んじる文化は世界的にも特殊な価値観であると感じています。日本では当たり前のことが海外では当たり前ではない。だからこそ、受け入れる側として丁寧に伝えていくことが必要だと考えます。そのためには、おもてなしの心だけではなく、同じ地域で暮らす仲間として生活ルールやマナーをしっかりと伝えることが重要です。現状では、本区において外国人住民の方に対し、生活ルールやマナーを使える機会、そして伝えている人数が十分とは言えないのだと感じています。今後、さらに外国人住民の増加が見込まれる中で、課題が大きくなる前に先を見て先手を打って対応することが重要です。これは区民個人の努力だけではなく、行政として仕組みで支えていくことも重要だと考えます。

そこで伺います。日常生活のルール、マナーなどの講座を実施するなど、新たな施策の展開が必要ではないでしょうか。そして、不動産会社、外国人を雇用する企業に入居時、入社時などに日常生活のルール、マナー啓発を行ってもらうなど、検討していただけないか併せて区のご所見をお伺いいたします。

○委員長 総務部長。

◎小川信彦 総務部長 ご質問にお答えいたします。

まず、外国人住民への日常生活マナー講座の実施についてです。

区では、これまでも日常生活のルールやマナーについて、生活便利帳や多言語情報誌などで周知を伝えるとともに、日本語教室や保護者おしゃべりサロンの中でも伝えているところです。委員ご提案の新たな施策の展開については、これまでの取組に加え、来年度開設する多文化共生を推進するための拠点において、新たに外国人を対象としたオリエンテーション講座を定期的実施し、この中で日常生活のルールやマナーの啓発を取り入れてまいります。

次に、不動産会社、企業への協力要請についてです。

国が定める在留資格である1号特定技能外国人を雇用する企業に対しては、ルールやマナーの啓発チラシの配布を要請してまいります。不動産会社を通じた啓発については、関係団体などとの協議を行い、方法などを検討してまいります。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 前向きなご答弁、ありがとうございます。今後も区民の安心安全な暮らし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

を守れるよう進めていただければと思います。

次に、若者支援についてお伺いいたします。

本区では、若者相談や居場所づくりなど、相談体制の充実に取り組んでいます。一方で、若者が台東区に住み続けたいと思えるような支援の強化も必要ではないかと感じています。実際に台東区で生まれ育った若者が就職や結婚のタイミングで区外へ移り住むケースは少なくありません。台東区が大事にしてきた文化・伝統も守るだけではいずれ途絶えてしまいます。次の世代に継承することも必要だと考えます。時代の変化とともに、お祭りや町会の形も変わってきました。台東区外から移り住んでくださっている方々のおかげで盛り上がっている部分もありますが、台東区で生まれ育った若者の中で一定数、次世代にその文化や伝統を継承していただけるように一緒に台東区を盛り上げていただけるように若者への支援が必要だと考えます。

本区の子育て世帯への支援は高く評価しております。しかし、台東区で結婚し、家庭を持ちたいと思っていただければ、行っている子育て支援も十分に生かされません。そのため、少子化対策という観点からも、台東区で結婚したい、住み続けたい若者を応援する視点が重要ではないかと考えています。もちろん結婚することだけが人生ではないということは承知しています。私もまだ結婚しておりません。その上で、結婚を望む若者を台東区ならではの温かさで応援することに意義があると感じています。例えば江戸川区では、新婚世帯を応援する結婚パスポートという制度を設けていまして、区内の銭湯や公共施設をお得に利用できる優待券を交付するなど、結婚した若者が地域に住み続けてもらうための支援を行っています。金銭的な支援だけではなく、結婚を地域全体で祝福し、応援しているというメッセージにも大きな意味があるのではないかと感じています。

そこでお伺いいたします。ほかの地区では新婚世帯を応援する制度があり、結婚した若者が地域に住み続けてもらうための支援を行っています。本区においても、結婚して区内に住み続けたいと考える若者への支援が必要であると考えます。若者が将来に不安なく結婚や子育てを選択できるよう、さらなる支援の充実が必要だと考えますが、区のご所見をお伺いいたします。

○委員長 企画財政部長。

◎関井隆人 企画財政部長 ご質問にお答えいたします。

次代を担う若者が将来に不安なく希望に応じて結婚や出産を選択し、本区に住み続けることができるよう支援していくことは重要であると考えています。現在、結婚支援については、都がポータルサイトを通じてマッチング支援等に取り組んでいることから、本区においても区公式ホームページで情報提供を図っているところです。また、区独自に出産費用助成や子育て世帯の住宅リフォーム支援を実施するとともに、令和8年度からはあずかりすくすくサポートを開始するほか、義務教育に必要な費用の支援を拡充します。若者が不安なく結婚、出産、子育てといったライフイベントを迎えられるよう、他自治体の取組も参考にしながら様々な支援策の充実について検討を進めてまいります。

○委員長 吉岡委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆吉岡誠司 委員 回答ありがとうございます。地域全体でもこれからの台東区を支える若者を応援する取組を今後も調査、そして検討していただきたいと思えます。

次に、有事の際の食料確保と学校給食用のお米の活用について伺います。

近年、米不足や価格高騰、いわゆるお米騒動を通じて、これまで当たり前に入ると思っていたお米が決して当たり前ではないということを改めて認識いたしました。エネルギーについてもそうです。ホルムズ海峡をめぐる国際情勢、日本への影響を見ても、エネルギー供給がいつ不安定になるか分からない状況にあると感じています。日本が輸入する原油の多くは中東に依存しており、その多くがホルムズ海峡を通して運ばれています。万が一、輸送に支障があった場合に、石油供給だけではなく、物流全体に大きな影響が出る可能性があります。私自身は、台東区に生まれ、実家がガソリンスタンドでして、当たり前のようにガソリンが運ばれてくる日常でした。いわゆるガソリンに育ててもらいました。その中で、改めて何事も当たり前じゃなかったと本当に心から痛感させられたんですね。

ということで、食料確保、お米の話に戻させていただきます。将来的なお米農家の担い手が減っていることや台湾有事などの紛争による輸入が途絶えてしまう可能性、さらには世界的な凶作による食料不足を懸念しています。日本の食料自給率はカロリーベースで38%にとどまり、輸入に大きく依存している現状があります。また、種子や肥料、農薬などの生産材料も海外に依存していることを踏まえると、実質的な食料自給率は10%を下回るではないかといった指摘もあります。特に都市部であるこの本区において、農地があるわけではなく、物流が止まれば食料の確保がとても難しい地域です。有事の際には、国の支援だけでは頼らず、本区として可能な限りなるべく多くの食料確保の手段を確保していく必要があると考えます。

大阪の泉大津市では、安全・安心な食料の安定的確保に関する構想を策定いたしました。泉大津版ローリングストック方式として、平時には給食、そして子育て世帯へ配布しています。これによって、連携自治体や農家にとっては農業経営の安定化につながり、市民にとっては安全安心な食の提供や市にとっては不測の事態が発生した際の安定的な食料提供が可能となる仕組みを構築し始めているそうです。本区でも同じようなローリングストック方式を行うことは難しく、保管場所などの課題がありますが、学校給食用のお米を活用できれば、さらなる食料確保ができると考えます。

本区では、災害時における米穀供給に関する協定があり、区内で連携しているお米屋さんの在庫から45トンのお米を供給いただく協定があります。しかし、この協定で供給されるのは通常在庫からであり、学校給食用として別に保管されているお米は対象になっていないと伺っています。本区の小・中学校では学校給食が1日約1万食程度提供されておりまして、お米は週3回提供されていることから、1か月では約12万食分のご飯が提供されています。学校給食用のお米は月に数回に分けて区内のお米屋さんから納品されていると伺いました。また、納品前の段階で各お米屋さんには担当の学校給食用のお米が一定量保管されています。今の仕組みですと、災害時、有事の際に学校給食用に用意されている学校のお米と連携しているお米屋

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

さんが学校給食用に保管してくれているお米が区の食料として活用するルールがなく、結果として無駄になってしまう可能性があります。学校は避難所としても活用される施設でありますので、有事の際にそのお米が活用できれば、移送の負担もなく、より効率的な食料確保につながると考えます。災害時、有事の際には、物流が止まり、食料の輸送が困難になることも十分想定されますので、協定どおりにいかない可能性があること、そして少しでも多く食料確保が必要だと考えまして、今回ご提案させていただきました。

そこでお伺いいたします。有事の際の食料確保体制をさらに強化する観点から、学校給食用のお米を活用できる仕組みづくりについて検討すべきと考えますが、区のご所見をお伺いいたします。

○委員長 危機管理室長。

◎杉光邦彦 危機管理室長 ご質問にお答えいたします。

大規模災害時、交通インフラの寸断などにより、発災から3日間程度は被災地外からの支援物資が届かないことが想定されることから、あらかじめ食料を備蓄していくことは重要であると認識しています。

区では、台東区災害時備蓄物資等整備指針に基づき、想定避難者数の3日分の食料を確保しています。さらに、小売店などの民間事業者と物資協定を締結するなど、災害時における食料の供給体制の強化に努めてまいりました。今後、さらなる食料の確保に向けて、供給可能な米の量や引渡し方法などの課題について整理を行い、学校給食用の米の活用について検討してまいります。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ご回答ありがとうございます。災害時、有事などの非常事態、最悪のケースまで予測する必要があると思っています。特に子供たちの食料というところですね、私自身は個人の意見としましては、子供たち、そういった事態のときも食べていただきたいと思っています。ぜひ前向きに検討していただければと思います。

以上で総括質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長 吉岡誠司委員の質問を終わります。

台東むすびの会、富永龍司委員。

それでは、質問をどうぞ。

◆富永龍司 委員 我が会派の吉岡委員に引き続き質問させていただきます。台東むすびの会の富永龍司です。

初めに、持続可能な観光施策について伺います。

台東区は上野、浅草をはじめとする歴史や文化、観光資源に恵まれ、国内外から多くの観光客が訪れる日本を代表する観光地であり、観光は地域経済を支える重要な産業であると考えています。区が実施した区民アンケートからも、観光の重要性について多くの区民が認識していることがうかがえます。一方で、世界の観光施策を見ますと、観光客数の増加を目指す時代か

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

らどのような観光客に来てもらうのかという戦略的な誘客へと変化していると言われていました。つまり、観光客をやみくもに増やすのではなく、滞在時間が長く消費額が大きく、観光マナーを守る観光客層を誘致していく、いわゆる観光の質という視点を持った戦略的な取組に力を入れるべきと考えています。また、観光客の滞在時間を延ばす取組も重要なのではないのでしょうか。台東区の観光は、昼間の観光が中心であり、夜の観光、いわゆるナイトタイムエコノミーの視点がまだ十分と言えないのではないかと感じています。夜の文化体験や飲食、観光コンテンツの充実など、滞在時間を延ばす取組を進めることも観光の質を高める上で重要であると考えます。

また、海外からの観光客だけではなく、国内観光の強化も重要です。特に修学旅行は日本の歴史や文化を学ぶ教育旅行であり、台東区の文化資源とも非常に相性のいい観光客層であると考えます。しかし、近年では、観光地の混雑なども影響があり、修学旅行の学校が朝夕の時間帯に訪れたり、浅草寺のみを見学して短時間で移動するケースや場合によっては浅草を回避する事例もあると聞いています。台東区にとって修学旅行は大切な観光客層であり、こうした観光旅行を積極的に受け入れていく取組も必要なのではないのでしょうか。例えば修学旅行バスの駐車料金の軽減や区内で利用できるクーポンの発行など、修学旅行を誘致するのを後押しする施策も検討できるのではないかと考えます。

一方で、観光の活性化が進む中で、地域環境への影響も顕在化しているのではないのでしょうか。その中でも区民アンケートにおいて課題として上げられている観光地におけるごみのポイ捨て対策について伺います。

浅草をはじめとする観光地では、食べ歩き文化が観光の魅力の一つとなっていますが、一方で、食べ終えた容器などのポイ捨ても課題となっているのではないのでしょうか。例えば千代田区では、スマートごみ箱の設置など、行政として新たな取組が進められていると聞いております。台東区においても、環境資源を守るため、行政としての対応を進めていくことが重要であると考えます。しかし、一方で、観光客が出すごみの多くは食べ歩き商品などから出るものであり、販売する事業者側にも一定の役割があるのではないのでしょうか。例えば仲見世商店街では、シルバー人材センターに依頼し、食べ歩き商品を販売する店舗が費用を負担して清掃を行う取組が行われています。こうした取組は非常によい事例であり、本来であれば条例などをつくらなくても事業者の自主的な取組として広がっていくことが望ましいと考えます。

しかし、仲見世商店街は昔ながらのつながりのある商店が多いことから可能となっている面もあり、新たに高額な賃料を支払って出店している事業者などにとっては、自主的な取組だけで広げていくことは難しい場合もあるのではないのでしょうか。私自身も食べ歩き商品を販売する事業に関わっておりますが、だからこそ販売する側にも一定の責任があるのではないかと感じています。例えば渋谷区では、飲食料を販売する事業者に対し、ごみ箱の設置を義務化する条例が制定され、今後運用が始まると聞いています。台東区においても、観光地の環境を守るという意識を事業者にとっていくための仕組みづくりとして、事業者に対しごみ箱の設置を条

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

例により義務化する必要があるのではないのでしょうか。

そこで、改めて次の2点について区長の所見を伺います。

観光は本区の地域経済を支える重要な産業であり、今後の観光施策においては、滞在時間や消費額、観光マナーといった点を含め、観光客層を考慮し誘客する戦略的な取組に力を入れるべきと考えます。

そこで、持続可能な観光の視点から、ナイトタイムエコノミーや教育旅行の積極的な受入れといった観光の質という視点も踏まえ、本区の今後の観光施策についてどのように取り組んでいくのか、また、区内観光地では食べ歩き文化が魅力の一つである一方、食べ終えた容器などのポイ捨てが課題となっており、販売事業者にも一定の責任があると考えます。観光地の環境を守るという意識を事業者にもってもらうために、飲食料を販売する事業者に対して、ごみ箱の設置を条例により義務化すべきと考えますが、区長の所見を伺います。

○委員長 文化産業観光部長。

◎上野守代 文化産業観光部長 私から、ご質問のうち、台東区のこれからの観光についてお答えいたします。

台東区が国際観光都市として持続的な発展を目指す上で、観光の質を高めるという視点は大変重要であると認識しています。令和4年3月策定の台東区の観光復活に向けた方針では、誘客の分散化と量の観光から質の観光への転換を方針の一つと位置づけ、様々な施策を展開してまいりました。特にナイトタイムエコノミーの推進では、上野公園でのクリスマスアドベントや浅草六区の浅草夜祭等、地域のイベントが充実し、来街者の滞在時間と消費額の増加につながっています。また、区内事業者と連携した教育旅行受入れとして、ライオン株式会社と教育プログラムを作成し、修学旅行生の受入れを始めるなど、将来のファンや再来訪を増やす取組を進めています。今後は来年度策定の（仮称）台東区観光振興方針において、付加価値の高いコンテンツの造成や情報の発信、観光客が地域貢献を実感できる事業など、観光の質を一層高める施策の検討を行ってまいります。引き続き区民生活と調和した観光の視点も大切に、持続可能な観光地を目指してまいります。

私からは以上です。

○委員長 環境清掃部長。

◎遠藤成之 環境清掃部長 私から、ご質問のうち、観光地におけるごみのポイ捨て対策についてお答えいたします。

観光と地域生活の調和を図るため、ごみのポイ捨てを防止し、良好な環境を保つことは重要であると認識しています。区では、東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例に基づき、ポイ捨て行為を禁止するとともに、マナー指導員による巡回指導や路面標示シートの設置、観光マナーリーフレットの配布などにより、啓発に取り組んでいます。また、大江戸清掃隊の活動支援や清掃イベントの実施などにより、自主的な清掃活動の活性化を図り、まちの美化の推進に努めています。しかしながら、来街者の急激な増加に伴い、ごみのポイ捨てが増加し、地

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

域の環境に影響を及ぼしています。区では、観光客の受入れ環境づくりを推進するため、本年1月に庁内会議を立ち上げ、ごみのポイ捨て対策については取り組むべき喫緊の課題の一つとして位置づけています。委員ご提案の条例により事業者に対してごみ箱の設置を義務化することについては、家庭ごみが持ち込まれるなどの課題がありますが、引き続き様々な観点から有効な対策を検討してまいります。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 ご答弁ありがとうございます。持続可能な観光に向けて戦略的な誘客等々を進めて観光施策を前に進めていただきたいと、あわせて、環境整備に対しても前向きに進めていただきたいと思います。

次に、DX推進とAI活用による産業振興について伺います。

台東区では、「TAITO COMPASS～産業振興ビジョン～」を策定し、区内事業者が区と一体となって産業振興を進めていく方向性が示されています。また、区内事業者の経営支援や相談対応を行う組織として、台東区産業振興事業団があり、これまでも経営相談や各種事業所を通じて区内事業者の発展に大きな役割を果たしてきたものと認識しております。一方で、近年では、人手不足や賃金の上昇などにより、企業を取り巻く経営環境は大きく変化しており、生産性の向上がこれまで以上に重要になっていると考えます。

こうした中で、DXの推進は企業の競争力を高める上で欠かせない取組であり、その中でもAIなどのデジタル技術の活用が急速に広がっています。これまでデジタル化というと大きなシステム投資が必要であり、中小企業にとっては導入のハードルが高いものでした。しかし、現在では、AIの進展により、文書作成や情報整理、データ分析など、専門的な知識がなくても活用できるツールが増え、導入へのハードルは大きく下がってきているのではないのでしょうか。一方で、大企業では当たり前となっている経営のデータ化や数字による経営判断も中小企業や小規模事業者にとってはまだまだハードルが高いものも多いと感じております。こうした経営の見える化という観点からも、DXやデジタル技術の活用は重要であると考えます。しかし、実際にはどのように導入すればよいのか分からない、どのように業務に活用できるのか分からないといった声も多く聞いております。

そこで、区内中小企業のDX推進とAI活用を後押しするため、導入に向けた支援を行うべきと考えますが、区長の所見を伺います。

○委員長 産業振興担当部長。

◎上野守代 産業振興担当部長 ご質問にお答えいたします。

DXやAIの活用は、人手不足などの経営課題を抱える区内中小企業の競争力や経営基盤を強化する上で重要であると認識しています。区では、産業振興事業団と連携してAIを活用した業務効率化に関するセミナーを開催するほか、デジタル機器の導入経費の助成と併せ、専門家による相談支援を実施してまいりました。令和8年度につきましては、より多くの企業が気軽に取り組めるよう、様々なレベルやテーマでAI体験型セミナーや個別相談会を実施するな

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ど、導入支援を充実させてまいります。また、A I 導入後も自社で円滑に運用ができるよう、専門人材の育成やD X認定の取得などに関する助成制度の充実を図り、定着に向けた支援を実施します。今後とも事業者の声を丁寧に伺い、ビジネス支援ネットワークの支援機関等と連携を図りながら、区内中小企業の取組を支援してまいります。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 本当にデジタル技術の推進については、ぜひともどんどん進めていただきたいと。私自身もやはり今経営をやっておりまして、かなり便利に使わせていただいて、今までできなかった本当に何ですかね、地域の統計や何かでどうしていくかということもできるようになってきましたので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、次に、子供たちの生きるための力を育む金融教育について伺います。

近年、社会の中でお金に関する判断を求められる場面はますます増えています。スマートフォンの普及により、小学生でもオンラインゲームの課金トラブルなど、お金に関する問題が起きていると聞いております。また、資産形成の関心が高まる中、新N I S Aなどの制度も広がり、子供たちがお金や経済の仕組みに触れる機会は今後さらに増えていくと考えられます。一方で、委員会でも申し上げましたが、最近ではN I S A貧乏という言葉も聞かれるようになりました。SNSなどでは若くしてF I R E、いわゆる早期リタイアを目指す投資の成功例が多く紹介されていますが、無理な資産形成が生活を圧迫してしまうような状況は、本来望ましいものではないのではないかと感じています。資産形成とは、大きな利益を求めるものではなく、例えば月に数万円でも所得を増やし、生活や老後の安心につなげていくことが本来の目的なのではないでしょうか。また、近年では、SNSを通じた詐欺や、いわゆる闇バイトなど、若者が犯罪に巻き込まれる事例も社会問題となっています。

こうした金融トラブルや犯罪から子供たちを守る観点からも、金融に関する基本的な知識を身につけることは重要であると考えます。教育とは、国語や算数など基礎学力を身につけることも大切ですが、これからは社会を生きていくための生きる力を育てることも重要です。お金の役割や使い方を理解し、健全な金銭感覚を身につけることは、将来社会の中で自立して生活していく上でも大切なのではないのでしょうか。こうした観点から、中学校での金融に関する教育に加え、小学校の段階からお金の役割や使い方など、基本的な金銭教育を学ぶ機会を設けることが重要であると考えますが、教育長の所見を伺います。

○委員長 教育長。

◎佐藤徳久 教育長 ご質問にお答えいたします。

昨今のキャッシュレス社会の浸透に伴い、小学生においてもオンラインサービス上の課金トラブルなど、金銭に関する問題が生じていることは承知しています。健全な金銭感覚や適切かつ主体的な判断力を身につけるためには、委員ご指摘のとおり、小学校教育からの積み重ねが重要であると認識しています。現在、小学校では、家庭科において、物やお金の大切さ、計画的なお金の使い方、買物の仕方、品物の選び方などを生活に根差した消費者教育の一環として

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

学習しています。また、中学校では、社会科や技術・家庭科を中心に、家計管理、金融制度の基本など、金融に関する基礎的な内容を取り扱っています。さらに、単なる知識の習得にとどまらず、社会の一員として主体的に判断する力の育成を図るために、銀行や証券会社と連携した学習活動も一部の小・中学校で実施しています。今後も小・中学校の学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じて適切な金融教育を実施してまいります。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 ご答弁ありがとうございました。本当に欧米では割と子供の頃から当たり前とされていましたが、日本では、我々世代など特にお金の話というのはあまりするものではないと教えられてきましたが、やはりそこは社会が変わってまいりました。ですから、これからは子供たちが社会を生き抜くためにも金融教育の充実を期待しております。

それでは、最後に、令和8年度予算案について申し上げます。

今回の予算は、過去最大の規模の予算となっておりますが、その大きな要因は、公共施設の更新など、将来を見据えた投資によるものと認識しております。一方で、世界情勢を見ますと、中東情勢など、先行きの不透明な状況もあり、今後の経済状況によっては、区民の生活への影響が出ることも懸念されます。委員会初日において申し上げましたが、そのような状況が生じた際には、公共施設の整備など事業についても柔軟に見直しを行い、区民生活の生活を守るための対策を優先していただくことを要望いたしまして、以上の点を申し添え、令和8年度予算案について、会派台東むすびの会は賛成することを表明し、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長 富永龍司委員の質問を終わります。

日本共産党台東区議団、伊藤延子委員。

日本共産党の発言時間を表示いたしましたので、ご確認ください。

それでは、質問をどうぞ。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 日本共産党の伊藤延子です。

北部地区のまちづくり、包括的性教育、財政の3つの問題で質問いたします。

第1は、北部地区のまちづくりについてです。

私は、18年前に橋場の診療所で看護師として勤務し、このまちで働き住んできました。人情に厚く、裏表のない人が多く、地場産業である皮革、履物の職人さんたちが職住接近で働く姿の見えるこのまちがとても好きでした。商店街も本当に元気でした。ところが、靴産業や商店街が衰退するとともに、北部地区は空き家や空き店舗が台東区内でも多く存在する地区となりました。高齢化率が高く、老朽建物への不安、交通利便性の弱さ、子供や高齢者の居場所の不足など、暮らしに関わる様々な課題を抱えています。ここ数年、人口は増加しているものの、20代、30代の若年層の地域への定住が進んでいないというデータもあります。さらに、近年は、中高層マンション建設など、土地利用の変化が進み、地域の商店街や町並み、これまで培

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

われてきたコミュニティがこの先壊されてしまうのではないかと私は心から不安です。

台東区はここ数年、リノベーション型まちづくりというコンセプトでのまちづくりを進めています。失礼しました。そして、失礼しました。ここ数年、リノベーションまちづくりのというコンセプトでのまちづくり、進めてきています。本予算の審議の中でも、幾つもの事業の拡充があり、期待もしているところです。しかし、この間の方針は、空き家、空き店舗活用、拠点整理、民間活用の導入といったことが前面に出ており、今住んでいる人たちの暮らしを守るという視点が必ずしも十分とは言えないのではないのでしょうか。北部のまちづくりで本当に大事なのは、単なるにぎわいや単なる活性化だけではありません。高齢者も障害者も子育て世代も子供たちも住んでいる人たちが安心して住み続けられる地域をどうつくるかにあります。私は北部地区はリノベーションに徹底してこだわり、低層階の住宅を中心とした全世代のコミュニケーションが図れるまちづくりを進めるべきであり、そのためには区と住民が協力していくことが最重要だと考えております。北部地区に生まれ育った方々が一旦別のところに住み、また戻ってくる、生まれたところに戻ってくるというこういう状況も見れている、それが今特徴だとも思います。そのためには、防災対策、生活環境の向上、空き家や公共空間の活用、交通利便性の確保、地域商業やコミュニティの振興、さらには住民の声を実質的に反映させていくことが必要です。

そこで、区長に伺います。区は北部地区が抱える生活課題をどのように認識していますか。また、事業や整備を優先するのではなく、住民本位の立場に立って、今後どのようなまちづくりを進めていこうとしていますか、所見を求めます。

○委員長 都市づくり部長。

◎寺田茂 都市づくり部長 ご質問にお答えいたします。

北部地区は空き家や空き店舗をはじめ、防災や交通など、暮らしに関わる課題を抱える一方、長年にわたり積み重ねられてきた生活の営みや近隣のつながりが息づく地域であると認識しています。区では、こうした状況を踏まえ、空き家、空き店舗の活用を軸としたリノベーション型まちづくりを進めるとともに、不燃化の促進による防災性の向上を図っています。また、交通については、令和8年度から地域における移動の実態や交通需要の把握に取り組んでまいります。今後も様々な場面で地域の要望を丁寧に把握しながら、子育て世帯をはじめとする多様な世代が安心して住み働き続けられるまちの実現を目指してまいります。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今、地域のつながり、やはり北部地区の一番いいところは、顔と顔が見えるという低層階のところでのつながりが重要というか、これからのまちをつくる意味でも、とても重要にしていかなければいけないというふうに思っております。

こういう中で、やはり今言われた課題、たくさんあります。さらには、本当に北部の地域からどちら、南千住なりいろいろなところに出かけるための交通の不便さなどがまだまだあります。これらについて、とにかく急いだ形で具体的な成果をきちんとつくっていただきたい。こ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れには先ほど言われたまちの私たちとの地域の相談ですね、それをしっかりやっていただきたいということを強く求めたいと思います。

次に、第2は、包括的性教育について問います。

この予算審議で私は、区民運動が継続して求め続けてきた全ての小・中学校のトイレ設置に生理用品を置けるように工夫すると前向きな答弁がありました。この間、教育委員会が小学校4年生から中学校3年生までの女子児童・生徒に広くアンケートを取り、子供たちの声を、そして切実性を検証したこと、これが前進につながったと考えております。とても大切なことだったと思います。急に月経となり、困ったときに、保健室で生理用品をもらえることを知っている、71%の女子が知っていると答えています。保健室でもらったことがあるかと、この問いには15%、そしてなぜかという、友達に知られたくない、先生に相談するのは恥ずかしい、こういう声が合わせて14%ということで、具体的にはあまり利用されていないんですね。そして、60%の方があらかじめトイレの個室に置いてほしいと回答しております。これまで養護の先生が教育的な指導のために保健室で配布しているんだと言っておりましたけれども、これらが教育委員会が子供さんの声をしっかり聞くということで、前向きに動いているということは重要だと思います。

平成29年告示の学習指導要領では、小学校では初経や精通を中学校では受精、妊娠を取り扱うとともに、令和5年度からは国の生命の安全教育、命の安全教育ですね、全国展開されるころまで進んできました。子供の発達段階に応じて家庭の理解を得ながら、性交や受精、妊娠について踏み込む教育を行う段階に来たのではないのでしょうか。性を通しての自己認識の確立、自己の尊重を通じての他者の尊重への発展、つながっていくためには、包括的性教育の必要性があると私は考えております。そもそも文科省は、学習指導要領は全国どの地域でも一定の水準の教育を受けられるようにするための大まかな教育内容を定めたものとしています。最低基準を示したものであり、子供の発達段階に対応した包括的性教育を禁止しているわけではありません。

そこで、教育長に伺います。月経や体の変化について、児童・生徒の思いを聞く必要があるのではないのでしょうか。

また、小学校学習指導要領における人の受精に至る過程は取り扱わないや中学校学習要領の妊娠に至る経過は取り扱わないとの規定は禁止規定という認識なののでしょうか、教育長の所見を求めます。

○委員長 教育長。

◎佐藤徳久 教育長 ご質問にお答えいたします。

まず、児童・生徒の思いを聞くことについてです。

現在、既に小学校や中学校における体育科等の授業において、児童・生徒が思春期の体の変化について、自分の思いや考えを伝え合う学習活動を行っています。引き続き児童・生徒の思いを大切にしながら、一人一人の内面に寄り添った学習活動を行ってまいります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

次に、学習指導要領の認識についてです。

現行の学習指導要領においては、小学校では人の受精に至る過程は取り扱わない、中学校では妊娠に至る経過は取り扱わないものとされていますが、これは禁止規定ではないと認識しています。学校内で性に関する指導を行うに当たっては、児童・生徒の発達段階を考慮すること、学校全体で共通理解を図ること、保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の内容の区別を明確にすることに留意し、児童・生徒、保護者、地域の実態を踏まえ、適切に実施してまいります。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今、子供さんたちの話、相談などもしっかり聞く、また、学習要領においては、ここで今言っているのは地域の皆さんたちというかね、家庭とかしっかりその家庭に応じてやるということです。ですけれども、正しい性の理解ですかね、知識を得るという貴重な時期というんですか、これらをやはりきちんとやることすごく大事だというふうに思っているところです。そして、学校でそこをきちんと教育をする、そうしますと、家庭、先ほど社会全体ということでそれらを教育というんですか、培っていこうということになっていると思うんですけれど、その橋渡しというか、なると思うんですね。そういうことを考えましても、やはり性教育についての歯止め規定というのはないということなので、しっかり踏み込んでやっていただきたいというふうに思います。

そして子供さんたちが性暴力などいろいろなところでまた一人で悩んでとか、そういうことがないような学校生活の教育を引き続きやっていただきたいというふうに思います。

最後には、財政、ついてですね、本定例会では、冒頭の代表質問から予算委員会に至るまで、基金が枯渇する、楽観できる状況ではないなど、複数会派から区財政危機論が振りまかれました。それに対し、区長や理事者からは、国の不合理や税制改正の拡大や行政需要が増大しているため、区財政は今後厳しい状況に置かれている可能性があるとの発言がありました。今後数年、歳入の増加を上回る歳出の増加が見込まれることは確かだと思えます。しかし、歳出増加の主な要因は、建築建設費急騰の中での公共施設整備、改修など、投機的経費の伸びによるものです。北上野福祉施設やリバーサイドスポーツセンター、生涯学習センターリニューアルなど、将来に長きにわたり区民福祉と健康に貢献する施設整備に係るお金です。こういう支出にはふさわしい区債発行で対応することも重要です。区財政はキャッシュフローで見てみましょう。ここ数年、係数整理しなかった場合の剰余金を令和2年度以降114億円、202億円、185億円、140億円、194億円と推移しております。今年度は現時点で最低129億円もの剰余金があり、係数整理後の利益ですね、純剰余金を加えれば200億円近い剰余金になるのではないのでしょうか。基金残高は年度末634億円に達する見込みです。区はここ数年、納税者である区民に税金をしっかりと還元していないと言われても仕方がないのではないのでしょうか。区長は自民党の一般質問に対し、一般財源の先行きが不透明な状況であっても必要な取組は着実に推進していかなければならないと答えています。大事な見識だと思えます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そこで伺います。区長に質問します。台東区財政は危機的な状況にあるとお考えなのでしょうか、所見を求めます。

○委員長 企画財政部長。

◎関井隆人 企画財政部長 ご質問にお答えいたします。

先日の代表質問において区長より答弁申し上げましたとおり、様々な行政需要を見据え、税収の増収分などを着実に基金に積み立ててきたことで、現時点では必要な財政力は維持できています。しかしながら、当面は一般財源の増を上回る歳出の増に対応するため、基金残高が大きく減少するとともに、区債残高は大きく増加すると見込んでいます。加えて、国においてさらなる税源偏在是正措置が検討されていることもあり、今後、区財政は厳しい状況に置かれる可能性があることを認識しています。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 物価高騰で暮らしが追い詰められ、住み続けることが困難になっている区民が増えています。本予算は我が党が予算要求してきた修学旅行費の無償化などの前進はあるものの、力ある財力財政を区民の痛みを和らげる方向で十分活用していません。それどころか国民健康保険料と後期高齢者医療保険料は大幅値上げ、介護保険料も高過ぎます。よって、日本共産党は、一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療会計、介護保険会計の4つの……失礼いたしました、4つの会計予算には反対いたします。すみません。

○委員長 以上で伊藤延子委員の質問を終わります。

日本共産党台東区議団、鈴木昇委員。

それでは、質問をどうぞ。

◆鈴木昇 委員 日本共産党の鈴木昇です。伊藤延子委員に引き続き区民生活の向上と滞在者の安全を守る立場で区長と教育長に伺います。

まず、第1は、平和についてです。

今日、高市総理大臣がアメリカ・トランプ大統領に会う日です。国連憲章や国際法違反のアメリカによるイラン先制攻撃に日本の自衛隊が加担しかねない状況にあります。そんなときだからこそ、平和について考えていくことが大切なのではないでしょうか。ロシアとウクライナやアメリカ、イスラエルなど、人が人を殺す戦争はしてはならないと言い続けることが私の生きる軸になっています。

平和は暮らしの根幹であることから、区長に伺います。1943年、区長が生まれた年は、1月2日にニューギニアのブナという場所で日本軍全滅、同年8月16日、東京都が上野動物園に猛獣の殺処分を指令し、翌日から薬殺を開始しました。後に「かわいそうなぞう」という絵本になりました。私は今定例会一般質問で、憲法改正や非核三原則の認識について区長の政治姿勢を問いましたが、区長は答弁に立ちませんでした。今回は政府へ進言すべきとかトランプ大統領に向け表明してほしいとは言いません。現政権の憲法改正の考え方や軍事防衛増税など、区民も不安を感じている方が増えてきたと実感をしています。だからこそ今伺います。服部区

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

長の平和についての認識をお尋ねいたします。

あわせて、言問橋もとでは、毎年3月10日、東京大空襲の追悼集会が行われています。この慰霊碑付近に東京大空襲に関する展示資料ができる掲示板のようなものを作るべきではありませんか、お答えください。

○委員長 区長。

◎服部征夫 区長 ご質問にお答えいたします。

世界の恒久平和、人類共通の願いであると認識しています。平和を大切にすることを育み、戦争のない平和な社会を次の世代に引き継ぐことは、これは私たち一人一人に課せられた責務です。二度と戦争による悲しみが繰り返されぬよう、恒久平和に向けて努力することが前より一層重要であると考えています。

区では、中学生の広島・長崎派遣事業や平和に関するパネル展の実施、平和史跡マップの作成など、平和に関する取組を推進をしていることから、今東京大空襲に関する資料展示ができる掲示板の設置については考えていません。

今後とも様々な取組を通じて戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に伝えてまいります。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 今区長がお答えになったように、平和というもの、戦争してはならないというものは人類の共通の認識であるにもかかわらず、アメリカの大統領は今そういう状況をつくってしまっているんです。これはけしからんことです。それに高市さんが追随しないこと、今祈るしかないんですが、ぜひ平和については、区長はじめ、理事者の皆さんも本当に中心に置いて、暮らしの中心に置いていただきたいと思います。

次に、教育長の平和に関する姿勢についてお伺いいたします。

憲法9条は、永遠に戦争しない、軍隊は持たないと決め明文化された憲法であります。現行憲法の下、台東区は平和教育に力を入れていることは理解はしています。しかし、まだまだ足りないと感じています。教育時間を単純に増やせとは言いません。これ以上、子供たちに詰め込むことは反対です。だからこそ、教育環境を整えていくことが必要だと思っています。

教育長に提案をします。1つ目は、区民の持つ戦争当時の戦争遺品を提供してもらい、その物品を教育や展示に生かすことを考えてみませんか。

2つ目に、学校保管している戦中戦前後の伝来のものからアーカイブ化して保存すべきではありませんか。それらの資料を子供たちの教育に使える環境を整えていく必要があると思います。区内小・中学校は統廃合していても歴史は地域で続いています。教育環境の充実という観点から、教育長、それぞれお答えください。

○委員長 教育委員会事務局次長。

◎佐々木洋人 教育委員会事務局次長 ご質問にお答えいたします。

まず、区民からの戦争遺品の提供と活用についてです。

区民が所有する戦争遺品の収集活用については、資料の現存状況を調査した上で、平和教育

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の教材として有用な資料を選定し、提供を依頼することが必要となります。また、提供を受けた後には、貴重な戦争遺品の展示、保管に係る高度な専門知識と施設が必要となるなどの課題があり、現時点で実施する予定はありません。

次に、学校保管資料のアーカイブ化についてです。

資料をアーカイブ化するためには、各校が資料をどの程度所有しているのか実態を把握する必要があります。また、それらの資料には個人情報や著作権を含むものが存在する可能性もあり、活用方法についても十分な検討が求められるため、実施については研究してまいります。現在、学校現場においては、教育活動全体を通じて平和教育を推進しているところであり、教育委員会といたしましても、未来へとつなぐ学校現場の取組を引き続き支援してまいります。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 戦争遺品のことなんですけれども、浅草公会堂でやっている東京大空襲資料展ではない別の団体が浅草公会堂のギャラリーを使ってやっていたところに私たまたま浅草公会堂近くを歩いて見たんですね。そしたら、戦争当時、焼け残ったガラスとかが固まっていたものを直接触ることをさせてもらいました。私、この年になって戦争遺品、本当に直接触れたのは多分初めてだと思います。その隣には弾薬、薬きょうが置いてあって、これもその当時の戦争で落ちていたものだったそうです。所有者から譲り受けて使っていたんですね。やはり実際に触ったというのはすごく大人になってからなんですけれども、貴重な体験だったと思っています。なので、もちろん学校が持つもののアーカイブ化ってすごくなかなかハードルは高いなというふうには思いますけれども、これから未来に残すべき資料や展示物であると思いますので、時間はかかっても研究して実施していただきたいなというふうに思います。

次に、防災・減災について伺います。

委員会審議中、街角消火栓の上面シールの劣化や小窓の破損を指摘しました。そして荒川区で取り組んでいる蓄光型避難所案内の提案もいたしました。答弁としては、前向きな答弁だったので期待をしています。しかし、資料で分かったのが耐震化助成の低さです。委員会で理事者に問えば、耐震助成などは来年度制度設計していくと答弁がありました。それならば台東区内まだまだ戸建て住宅たくさんありますので、戸建て住宅は建て替えありきではなく、今ある住宅を活用し、耐震化、生活環境向上のためのリフォーム助成をより使いやすくすべきです。そして今在宅避難も求められているのがあります。震災時などは避難所には入り切れないからご自宅だというのが在宅避難です。やはりそれをやっていくのにも耐震化と生活環境向上、これは欠かせないことだと思います。

そこで2点、お伺いをいたします。1つ目に、在宅避難を促すのであれば、ローリングストックは大切です。委員会でストックをしていたものを食べてしまったその話を私はいたしました。ぜひ実現していただきたいのが、家庭向け及びマンション管理組合向けに食料品備蓄がしやすいように助成をすべきではありませんか。

2つ目に、子育て世代の収入の低さ、幾人もの方からお話を伺いました。ローリングストッ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

クをすることや食品の防災備蓄ができないという声を伺っています。防災・減災の意識を促すためにも、乳幼児健診のタイミングとか小学校入学のタイミングなどの節目に、子供や乳幼児の防災ストックしやすい食料防災備蓄を1週間分ぐらいプレゼントして、防災・減災意識を高めるべきではありませんか、区長、お答えください。

○委員長 危機管理室長。

◎杉光邦彦 危機管理室長 ご質問にお答えいたします。

まず、食料品備蓄補助についてです。

在宅避難を推進するためには、家庭内備蓄が重要であり、ローリングストックは備蓄を促進するための有効な手段の一つです。家庭内備蓄については、自助が基本であることから、補助金制度の創設は考えておりません。引き続き広報たいとうや安全・安心ハンドブックなどを通じて、ローリングストックの普及に努めてまいります。

次に、防災・減災意識の向上についてです。

乳幼児健診などの節目に合わせた食料備蓄品の配布による啓発については、防災イベントなどにおいて家庭状況に応じた必要な備蓄品を紹介することで、理解促進を図ってまいります。令和8年度には携帯トイレの全戸配布を行うなど、さらなる区民の防災意識の向上に努めてまいります。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 今回の答弁の中に、食料品の防災備蓄の補助はしないという答弁がありました。それは本当に残念なことでありますけれども、ローリングストックで、ぜひ認識をもう1回改めていただきたいなど思っているのが物価高騰と本当に2割のシールが貼られるまでお総菜を買わない家庭が増えていることなんですよ。それって失われた30年をすぐに取り戻せというのは難しいのは分かっています。でも、1個1個台東区が今できること、それを考えていただきたいんです。防災訓練に子供たちが来ればその子供たちに防災備蓄品をあげていることは私も存じ上げています。でも、私が提案しているのは、イベントだけではなくて、健康診断とかね、小学校の入学とか、そういう別の視点のときに、改めて考えて、今30年以内に大きな地震が来るかもしれないというのを前提に、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

最後に、台東区から発注するシルバー人材センター業務の拡大について伺います。

(「委託・・・」と呼ぶ者あり)

◆鈴木昇 委員 委託業務について伺います。失礼しました。

自転車総合管理システムの導入により、今まで区が直接シルバー人材に委託していた……

(「委託が抜けていませんか」と呼ぶ者あり)

◆鈴木昇 委員 失礼しました。大変失礼しました。今、次に、委託事業、指定管理事業について伺います。

上野エリアの客引き防止業務では、相談者から、台東区と私たち区議団へあった告発の下に、現場責任者不在な日にちが複数日あったことを指摘し、生活安全課の調査と結果を求めました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

理事者は、業者に聞き取りを行い、業者が提出した日報に誤りはなかったと答弁しています。それでは告白者がうそをついているということなんですか。実態をさらに調査し、区が来街者や真面目に経営している人たちの安全を守ることが必要だと私は強い憤りを感じています。清島温水プールの指定管理では、小金井市で死亡事故を起こした業者であり、指定管理を受けている清島プールでも利用者同士の事故を見逃したり、そしてたった1回の説明会で利用者からの要望も強いからと事業再開をしています。本当に安全の担保ができていいのか心配は尽きません。台東区が直接雇用で対応できないことはたくさんあること、指定管理や委託という制度があることは理解しつつも、委託や指定管理制度そのものについても立ち止まり考える時期だと思います。公営事業の復活を検討している杉並モデルも検証し、考えるタイミングだと思います。

そこで、区長に伺います。1つ目は、委託や指定管理について一旦立ち止まり検証した上で、台東区のチェック機能を強化すべきではありませんか。

2つ目に、区民の声が直接聞こえるように、委託や指定管理ではなく、区が直接できる事業を改めて考えるべきではありませんか。区長、お答えください。

○委員長 企画財政部長。

◎関井隆人 企画財政部長 ご質問にお答えいたします。

まず、チェック機能の強化についてです。

業務委託や指定管理者制度では、各所管課において事業者との情報共有や現地確認等を通じて業務状況を把握しており、業務運営上の課題があれば、随時改善を求めることとしています。業務状況の把握の仕方については、改めて現行の方法の再確認を各所管課に周知し、引き続き適宜見直しを図るなど、適切な事業管理に努めてまいります。

次に、区が直接する業務の範囲についてです。

区では、民間事業者等の技術や知識が必要とされる事業やサービスの内容の向上や効率化が見込まれる施設等について、業務委託や指定管理者制度を活用することとしています。事業の開始後には事務事業評価や指定管理者制度における評価等を通じ、実施状況や成果を検証しています。引き続き一層効率的・効果的な区民サービスの提供につながるよう適切な事業実施に取り組んでまいります。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 指定管理や委託については、課題の抽出、もちろん当然であります。課題が出てくればそのものを改善していく、当然のことです。一つ一つ立ち止まり、制度についても考えていただきたい。お願いをいたします。

最後に、台東区から発注するシルバー人材センターの業務拡大について伺います。

自転車総合管理システムの導入により、今まで区が直接シルバー人材に委託していた駐輪場管理を民間事業者に委託したことで、シルバー人材で働く方の仕事と収入が減ったことを指摘をしました。靴職人や自転車修理や大工さんなど、手に職を持つ方々も高齢化によって仕事か

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ら退く方が増えています。その技術の継承も大事なことであるため提案をいたします。手に職、技術を持った方をシルバー人材登録いただき、登録人材の技術を生かし働き口を増やすことが必要だと考えています。元職人の技術やちょっとした一手間が仕事を効率化するということは私も経験をしています。

そこで伺います。台東区がシルバー人材に直接依頼を増やして駐輪場管理や道路清掃や技術を生かした業務を含め、登録者の業務拡大をしていくべきではありませんか、区長のお考えをお聞かせください。

○委員長 福祉部長。

◎三瓶共洋 福祉部長 ご質問にお答えいたします。

今後ますます高齢化が進行する中で、高齢者自身が社会を支える一員として、知識や経験・技術を十分に発揮し、高齢者が活躍できる場づくりを進めていくことは重要なことであると認識しています。区はこれまでも高齢者の就労機会の確保拡大に向けてシルバー人材センターを積極的に活用しており、経験豊富な高齢者の技術を様々な事業に生かしています。また、新規入会者の加入促進、就業先の開拓や促進など、シルバー人材センター機能の充実に向けたサポートも行っています。今後も周知方法を工夫するなど、会員の加入促進に取り組むとともに、手に職や技術を持つ高齢者が生き生きと活躍できるよう、広くシルバー人材センターのPRを行うなど、高齢者の就労機会への確保拡大に努めてまいります。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 シルバー人材の仕事が増えることそのものにはやはり元気高齢者が増える一助になると思います。シルバー人材という安心感があるんですね、登録されている方も。シルバー人材での役割でもあると思います。業務が増えるよう、また裾野が増えるように、そして役所からの発注が増えて安心して働き続けられる、そして生きていく糧になるようなシルバー人材への支援、ぜひ広げていただきたいと思います。

この一般会計について、日本共産党区議団、私、伊藤延子さんを含め、修正提案をいたしました。それについては皆さんご賛同いただきたいなと思いつつ、この一般会計につきましては、もっともっと財源豊かな台東区の予算、そして特別会計については、区民の負担が増えている状況らを勘案しても、一般会計、そして特別会計には賛成する立場にはありませんでした。ぜひ区民生活を鑑みた予算配分、台東区長、教育長を先頭に、本当に区民の生活見ていただきたい、そのことをお願いを申し上げまして、私の総括質問といたします。ありがとうございました。

○委員長 鈴木昇委員の質問を終わります。

れいわ立憲にじいろの会、風澤純子委員。

れいわ立憲にじいろの会の発言時間を表示いたしましたので、ご確認ください。

それでは、質問をどうぞ。

◆風澤純子 委員 こんにちは。れいわ立憲にじいろの会、れいわ新選組、風澤純子です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本日は、区民の生活を守る経済的支援、SNS時代のリテラシー、障害への理解、児童・生徒のいじめ対策の4項目を質問いたします。

今年度、国に先駆けてお米券を配布したこと、その後、国の給付事業が決まった際には、そのスキームを超える額で事務負担が大きいお米券ではなく、現金給付にしたこと、評価しています。物価高騰や光熱費、燃料費の上昇に対し、福祉、介護事業所等の人件費引上げを支えるための支援事業を十分とは言えないまでも区として可能な努力をしていることも評価しております。

しかし、現在、世界では、新たな戦争が起き、日本においても武器輸出の拡大が議論され、軍需産業を成長分野として強化していくと総理が述べています。こうした動きの中で、増税の議論もあり、既にガソリン価格は上昇し、さらなる物価高も懸念されています。現在、国民の約6割が生活の苦しさを訴えています。30年に及ぶデフレの中で、所得の伸びがなく、生活はぎりぎり将来に備えた貯蓄をすることができなかったという背景があり、そこに物価高が重なっているのです。生活保護基準改定をめぐる最高裁判決を受け、今年度は追加支給が始まりますが、本来であれば減額されるべきではなかったものであり、各自治体には大きな負担も生じています。国の経済政策の影響を自治体も受けざるを得ない中で、台東区ができることは決して大きくないかもしれませんが、だからこそ区民の生活を第一に考える区政であってほしいと考えます。ポイント還元や商品券では柔軟性に欠けます。これから始まる現金給付の枠組みが整えば、次のときには事務負担が最少で済むことから現金給付を望みます。

区長に伺います。特に生活が厳しくなる夏や冬を乗り越えるための支援については、時期を逃さず必要な給付金を全区民へ講じていくことが重要だと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長 企画財政部長。

◎関井隆人 企画財政部長 ご質問にお答えいたします。

区では、これまで独自の対策として主食であるお米の購入などに使用できるお米券を全世界帯に配布したほか、現在支給を進めている食料品等高騰対応給付金について、支給額や対象者を拡充するなど、区民生活の負担軽減に向けて取り組んでいます。

委員ご指摘のとおり、電気料金等の家計負担が夏や冬に増加することは区としても認識しています。現在、国では、本年1月から3月の期間を対象に、電気・ガス料金の負担軽減策を実施しています。また、東京都においては、臨時的な特別措置として、一般家庭向けに夏の水道基本料金を4か月間無償とすることを発表しています。今後とも区民生活の支援については、国や都の動向も注視しながら、社会経済状況の変化を的確に捉え、必要な施策を適時適切に実施してまいります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。先ほど来、区の財政が厳しいということ、答弁とか先ほどからありますけれども、国においては自国通貨運用している日本は技術的にデフォルトには陥りにくい構造となっており、税金だけが財源ではありません。まず人々の支出があり、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

税収は後から入ってきます。誤った経済政策は人の生活を追い込み、時に命にも関わる問題となり得ます。そのことを忘れることなく、国に対しても必要な声を上げながら、台東区として区民の生活を徹底して守り抜く区政を進めていただくことを求めます。

SNSは今や多くの国民が利用する情報発信、情報収集の便利な手段となっています。一方で、使い方によっては人を深く傷つけてしまう側面があることも明らかになっています。SNSが原因と見られる自殺は、この3年間で全国101名に上り、仕事を失う、学校に通えなくなるなど、深刻な被害も報告されています。台東区では、学童への1人1台端末の整備や高齢者のスマートフォン購入支援など、デジタル社会への対応を進めています。こうした取組を進めるのであれば、区民のSNS利用は避けられないものであり、区民が安心して利用できる環境づくりも重要な課題だと考えます。

台東区は103年前の関東大震災で甚大な被害を受けました。当時、朝鮮人が井戸に毒を入れた、放火しているなどのデマが広がり、メディアも十分な検証をしないまま拡散に加担した結果、多くの犠牲者が生まれました。SNSが存在しない時代であっても、事実無根の情報が瞬く間に広がった歴史があります。災害、戦争、パンデミック、経済危機など、社会や政治に不安があると人はデマを信じやすくなり、何かに原因を求めてしまう心理が働くと言われてます。私たちはまさにそうした不安定な時代の中に生きています。

2025年に総務省が公表したICTリテラシー実態調査では、偽情報や誤情報を見聞きした人のうち、47.7%が正しい情報だと思ったと回答しています。また、社会心理学の研究でも、インターネット上のニュースについて、人々が必ずしも信頼性を確認するとは限らないという結果が示されています。さらに、SNS上で誹謗中傷の被害を受けた場合、どこに相談すればよいのか分からないという声も多く聞かれます。情報流通プラットフォーム対処法では、誹謗中傷や差別的投稿への対応が進められているものの、投稿者に削除を命じる規定はありません。その中で、鳥取県では、投稿の削除を可能にする条例が成立しています。

そこで、区長に伺います。区民がICTリテラシーを学ぶ機会を設けるとともに、SNSトラブルに関する相談窓口を分かりやすく周知すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長 総務部長。

◎小川信彦 総務部長 ご質問にお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、近年、インターネットやSNSによる誹謗中傷や偽情報、誤情報の拡散が社会的に大きな問題となっています。このため、区では、これまで啓発冊子や広報たいとう、区公式ホームページなどでインターネット上の人権侵害の防止について啓発を行っており、今年度はインターネットリテラシーについての区民向けの人権講座も新たに実施しました。こうした啓発の中で、誹謗中傷を受けたときにサイト管理者などへの情報の削除依頼の方法などについてアドバイスする国の相談窓口についても周知を行っています。さらに、インターネット上で定期的にモニタリングを行い、区内で行われているヘイトスピーチの情報などを発見した場合は、国や東京都に通報するなどの対応を行っています。今後も様々な機会を捉えてイン

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ターネット上の人権侵害の防止について啓発を行うとともに、あわせて、より幅広く人権救済につながるよう、国や都の相談窓口についても鋭意周知に努めてまいります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 誹謗中傷や誤情報を生まない社会づくりは重要な課題です。積極的に取組をよろしくお願いいたします。

令和7年12月に公表された台東区障害者実態調査報告書によると、障害のある方が地域で安心して暮らすために重要だと思える施策として、障害に対する理解の促進が54.2%となり、前回調査よりおよそ10%増加しました。この3年間、障害者差別解消法の改正を受け、共生社会に向けた取組が進んでいると認識していましたが、今回の調査結果は現実にはまだ課題が大きいことを示していると感じています。社会的・物理的な環境整備を進めることは重要ですが、制度が整ってもそこに理解が伴わなければ障害のある方が安心して暮らせる社会とは言えません。

教育の場においても課題があります。本来、共に生きる社会を目指すのであれば、障害のあるなしにかかわらず、子供が共に学ぶ機会が重要ですが、現状では分離された教育環境が基本となっています。障害のある子供を持つ保護者からは、希望すれば通常の学級を選択はできるものの、実際には付添いができる家庭やメンタルの強い保護者しか選択できない状況になっているとの声も聞いています。本来、インクルーシブ教育は障害のある子供のためだけでなく、いわゆる通常の子供にとっても互いを理解しながら共に生きる力を育む重要な機会です。その機会がほぼ失われている現状においては、社会全体で障害への理解を促進していく取組が必要だと考えます。

例えば鳥取県では、障害者が暮らしやすい社会づくり条例を制定し、あいサポート運動に取り組んでいます。これは障害について学び、必要な配慮や手助けができる人を増やしていく取組です。ヘルプマークの認知は広がってきましたが、この運動では、困っていたら声をかけてくださいという意思を示すバッジを一定の研修を受けた人が身につけ、支える側の意思を可視化する仕組みがあります。本来であれば研修を受けなくてもバッジなどつけなくても区民が主体的に互いを理解し、配慮し合える社会が望ましいと考えます。そのステップとして、鳥取県のような理解を広げる取組を見える形で進めていくことは重要と考えます。区長の見解を伺います。

○委員長 福祉部長。

◎三瓶共洋 福祉部長 ご質問にお答えいたします。

障害のある方に対する理解促進については、区民一人一人が障害の特性や必要とされる配慮などに対する理解を深め、行動できるようになることが重要であると認識しています。区では、これまで障害者差別解消法の啓発動画の配信や啓発グッズの配布などによる周知啓発活動のほか、区民が参加できる体験や講座等も実施することで、障害に対する理解が深まるよう取り組んでまいりました。今後とも他自治体の取組事例等を参考にしながら、障害に対する理解促進

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

に努めてまいります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 誰もが地域で共に生きていける台東区となりますよう、より理解を促進していくようお願いいたします。

令和6年度、台東区では、1年間で小学校441件、中学校80件のいじめが認知されています。いじめの定義を正しく理解し、軽微とされるものも積極的に認知している結果として件数が多くなっていること、また、いじめをなくすための取組が進められていることは認識しています。全国では暴行事件、あるいは命に関わる重大事態が発生しています。令和6年に自殺した児童・生徒は全国で527人と過去最多となり、いじめをはじめとする深刻な悩みを抱える子供が多い現状が浮き彫りになっています。最近では、熊本の高校でいじめの加害側から謝罪を受けた後、生徒が大量服薬をし、形式的な謝罪だったのではないかと指摘がされています。小・中学校での出来事は卒業後も子供の人生に大きな影響を及ぼします。

姫路市では、インスリンポンプを使用していた1型糖尿病の中学生が小学生のときからいじめを受け、自ら命を絶つという痛ましい事態がありました。命綱である医療機器を引きちぎる、血糖測定器を盗むなどの行為を悪ふざけと教師が表現していたと報道されています。命に直結する医療機器への理解が不足していたことは釈明にはなりません。泉南市では、いじめを苦にして自ら命を絶った中学生について、小学校からいじめが続き、たたく、蹴るなどの暴力に対し、スキンシップと教師が表現していたと報道されています。この保護者は、学校や教育委員会とは独立した機関の設置を求めています。

大阪府寝屋川市では、危機管理部の監察課が関わる行政的アプローチを取り入れています。これは学校や教育委員会の取組を否定するものではなく、教育機関だけでは対応し切れない部分を補完し、教員の負担軽減を図ることも目的としています。この仕組みでは、独自の調査権限を持ち、いじめの即時停止を目標としています。条例では、いじめを児童・生徒の命と尊厳を脅かす人権侵害と位置づけ、市民や保護者にも情報提供の責務を課し、環境整備、別室指導、出席停止、学級替えなどの勧告が可能となっています。いじめは何よりも早期発見、早期対応が重要です。寝屋川市では、いじめ情報促進チラシを毎月配布、監察課に寄せられたいじめ情報の約3分の1はチラシをきっかけとして寄せられているそうです。同市では、いじめによる持ち物破損への支援や弁護士費用、転校費用などを支援するいじめ被害者支援事業補助金も実施しています。さらに東京都立川市でも、この仕組みを参考に、いじめ監察課の設置が予定されています。ここで重要なのは加害児童・生徒を追い詰めることではなく、監視社会や密告のようなことを推奨するものでもありません。加害行為の背景には、家庭環境や貧困、学業不振など、実は支援が必要だった子供が含まれている場合もあると言われ、いじめに至る前の支援や加害側へのケアも十分行うことを前提として教育長へ質問します。

学校と教育委員会による教育的アプローチだけでなく、区としての行政的アプローチ等、いじめ防止の取組を強化すべきと考えますが、いかがでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

アンケートのさらなる活用や被害者の持ち物破損への金銭的支援などはすぐにでも対応が可能なのではないでしょうか。

○委員長 教育長。

◎佐藤徳久 教育長 ご質問にお答えいたします。

まず、行政的アプローチについてです。

児童・生徒が身体に重大な障害を負った場合や金品等に重大な被害を被った場合などのいじめの重大事態に際しては、いじめの調査、報告、再発防止に向けた検討など、学校、教育委員会と区長部局が連携して対応する体制を整備しています。引き続き学校内の対応だけでなく、区全体で様々な視点からいじめ対策に取り組んでまいります。

次に、アンケートのさらなる活用等についてです。

現在、各学校において、児童・生徒を対象としたいじめ発見のためのアンケートを年間3回以上実施し、いじめの実態把握に努めています。今後も各学校の実態に即した取組となるよう、実施回数や実施形態、内容についてもいじめの早期発見、早期対応に確実につながるよう、指導、助言を継続してまいります。

いじめの対象児童・生徒や家庭への金銭的支援につきましては、他自治体の動向を踏まえつつ、研究してまいります。

教育委員会といたしましては、いじめの未然防止、早期発見、早期対応について、引き続き積極的に取り組んでまいります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 区内でも重大事態が発生しているともお聞きしております。そういった重大事態やSNSなどで関係者のプライバシーが過度にさらされるような事態を防ぐためにも、いじめ対策の強化を求めるものでございます。

今回の総括質問は、一見すると異なるテーマのようですが、大切にしたい共通のテーマは、人権という視点です。今週国会では、死にたいと考えている子供への対応として、総理は250人の先祖の話を持ち出しました。その発言は、生きづらさを抱えている人を追い込むものであることを指摘しておきます。区民一人一人の尊厳が大切にされる温かな台東区を共につくっていくことを期待し、私自身もどうあるべきか考えながら、反省や自戒も込めて質問いたしました。ご清聴ありがとうございました。以上です。

○委員長 風澤純子委員の質問を終わります。

○委員長 ここで、休憩いたしたいと思います。午後3時20分に再開いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、れいわ立憲にじいろの会の残り時間は16分59秒となっておりますので、ご確認ください。

午後 3時04分休憩

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午後 3時19分再開

○委員長 ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。

○委員長 れいわ立憲にじいろの会の残り時間を表示してありますので、ご確認ください。

れいわ立憲にじいろの会、青柳雅之委員。

それでは、質問をどうぞ。

青柳委員。

◆青柳雅之 委員 れいわ立憲にじいろの会、立憲民主党所属、中道改革連合推しの青柳雅之でございます。

令和8年度一般会計予算案に賛成の立場から3項目にわたり区長に答弁を求めたいと思います。

まずは花の心プロジェクト、これからの10年について。

花の心たいとう宣言からも10年、この10年間でたくさんの種をまき、多くの実りがありました。そこで、この10年の成果を振り返るとともに、次の10年に向けて私なりの3つの視点から花の心プロジェクトの充実を提案したいと思います。

まず最初は、古典園芸、そして伝統園芸についてです。

花の心たいとう宣言の最初の言葉は、台東区は古くから花に親しむ心が受け継がれ、今なお人々の暮らしの中で息づいています。こんな言葉で始まりますね。この言葉をひもとくと、幕末に来日した植物学者ロバート・フォーチュンの言葉を思い出します。日本人の植物栽培を文明の進化度と結びつけ高く評価したことで有名なフォーチュンは、谷中の菊まつりを訪れ、世界で最もすばらしい光景の一つと言葉を残しました。これは谷中の菊まつりのチラシにも毎回出ていますので、区長よくご存じのことと思いますが、江戸時代の台東エリアは当時の最先端の園芸ブームの中心でした。桜や梅、菊やツバキといった品種も改良が加えられていきましたが、狭い長屋や下級武士の間では、鉢植え栽培が大流行、その中でも今の台東区に連なっているのが変化アサガオと万年青、オモトです。アサガオは現在も毎年台東区の主催で大輪アサガオ、変化アサガオの展示会が開催されていますので、区長もよくご存じのことと思います。一方で、オモトの全国品評会もこの台東区で開催されていることはご存じでしょうか。徳川家康が江戸城に入城したときに、居室の床の間に最初に飾ったのがお宝の掛け軸や茶器ではなく、このオモトの名品だったことが知られています。観葉植物ブームの中、この元祖国産観葉植物に若者の注目が集まり、昨年11月に上野で開催された第80回おもと名品展では、有名タレントのエントリーが話題となり、テレビ番組の取材が入り、多くの若い世代のマニアでにぎわいました。ちなみにこのタレントさんの作品は全体5番目の都議会議長賞に輝きました。こうした古典園芸にスポットを当てる意味で、大輪アサガオの区長賞に加え、おもと名品にも台東区長賞を期待する声もあるとお伝えをしておきます。こうした古典園芸、そして伝統園芸、これにもしっかりと光を当てる政策展開を期待したいと思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

次は、在来種のこだわりです。

これも繰り返しお伝えしてきましたが、台東区らしい花、緑にもう少しこだわりが欲しいですよね。ホームセンターの入り口で販売されているような色とりどりの花は確かにきれいだし栽培もしやすい、花の咲く期間が長いなどの利点がありますが、江戸のまち景観などの点から、在来種にこだわるエリアをもう少しつくってもいいのではないのでしょうか。

そして3点目は、室内園芸ブームへの対応です。

我が家もコロナ禍を経て室内園芸が解禁され、ここ数年で植物推し活に火がつき、花とみどりのコンテスト、新設された室内園芸部門に応募させていただくことまでなり、初代の優秀賞を受賞させていただきました。ありがとうございます。区内の約70%の方が戸建てではなく、マンション住まい。植物は小さなベランダでしか栽培することができませんでした。ここ数年の夏の酷暑で植物栽培は屋外から室内へと大きくシフトしています。それに伴い、園芸土も虫の発生リスクがある有機質のものから無機質の用土へと変わってきました。室内グッズの充実もこのブームを後押ししています。100円ショップや300円ショップでの観葉植物の苗の販売は、植物栽培へのハードルを大きく下げています。コンテストに室内園芸部門が新設されたことは、大きく高く評価しますが、ライフスタイルの変化に合わせた花の心プロジェクトのさらなる充実を求めたいと思います。区長のお考えをお聞かせください。

○委員長 区長。

◎服部征夫 区長 ご質問にお答えいたします。

青柳委員には花の心プロジェクトにご賛同賜りまして、これまで多くのご提案をいただき、本当にありがとうございます。花の心を持つということは、相手をありのままに受け入れて、そして慈しむというこれは最も純粋な形でのヒューマニズムの実践とされています。本区では江戸の昔から日々の生活の中に花と緑が根つき、地域の文化となっています。花は人の心を豊かにし、安らぎやゆとり、希望や勇気をもたらします。私はこうした花を通して命を大切にする心、思いやりの心、おもてなしの心を育むことがこれは重要であると考えまして、平成28年に花の心たいとう宣言、これを行いまして、花の心プロジェクトを開始いたしました。これまで並木通りのおもてなしの庭の整備や公園・道路における花壇の設置などにより、区民の皆様はもとより、台東区を訪れる方が潤いや安らぎを感じられるよう、四季折々の花で彩られた潤いのあるまちづくりを進めてまいりました。また、人は花を育て、花が人を育てるといいますけれども、教育活動、花育の推進や区内のイベントなどに合わせた花の種や苗の配布、花とみどりのコンテストなどによりまして、子供たちをはじめ、多くの区民の皆様には花を育てる喜びやめでの機会を提供し、花の心を育てています。

花の心プロジェクトは今年10周年という大きな節目を迎えます。直近の意識調査では、家の玄関や室内などで花や緑を育てる区民の割合は5割を超えて、日々の暮らしの中で花や緑に親しむ取組は区内に着実に広がっているものと認識しています。今本当に大変造詣の深いお話を踏まえまして、今後は在来植物も含めた本区に古くから続く園芸文化の観点を取り入れるほ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

か、共同住宅が多い本区の特性を踏まえ、室内など身近な場所で花や緑を育てる方を増やす取組、より一層進めてまいります。これからも区民の皆様をはじめ、多くの方々のご協力をいただきながら、心豊かで潤いのあるまちを実現するため、花でまちを彩り、花の心を広げてまいります。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 服部区長の心の思いの籠もった答弁といいますか、花の心に対するその気持ちがお聞かせいただいて本当によかったなと思っています。

私からは、やはり今、10年前と比べていろいろな栽培環境ですとか、あとは植物にも流行がありますが、そういうのも大分変わってきていますので、それに合わせた取組が必要かなというふうに思います。また、子供たちですよ、今回、花とみどりのコンテストで児童館ですとかこども園が受賞されているということを出ささせていただきましたが、こうした若い世代、子供たちにもしっかりと種がまかれているということで、この花の心の思いはこれから先もずっと続いていくのかなというふうに思っています。

栽培家で知られている台東区のいとうせいこうさん、いらっしゃいます。この方はもともと庭とかがなくて、いわゆるガーデナーって言われているのは庭で育てる人なんですけど、それに対してベランダで栽培をするベランダーということを自分で自称して本まで書いていたんですね。ただ、この方でも最近ではベランダで栽培が厳しくなったとか、アサガオが9月にならないと咲かなくなったとかいうことで、自ら室内栽培家、ルーマー、ルーマーというふうに名のってですね、いろいろな本を書いています。こうした今の時代も踏まえて、新たな取組に果敢にこれからも挑んでいただきたい、要求・要望させていただきたいと思います。

次の質問に入ります。同名都市との友好交流の充実についてということで、この提案についても総務費の日にやりましたけれども、区長の判断を直接求めたいという思いで再度ご提案します。

まず、同名の都市交流というのがいろいろあるということが分かってきたんですが、一番直近では2026年、今年の1月15日に何と多摩地域の青梅市、そことイタリアのオーメ市、これが同じ名前つながりということで、提携を結んだんですね。これはもともとイタリアのオーメ市さんというところが結構日本ブームに乗っかっている方たちが多くて、日本庭園を造ったりしていたんですが、それまで日本に同じ名前の都市があるって知らなかった。たまたま知ったことによって3年前から市民、市長を挙げて東京の青梅市にラブコールを送り続けたというんですね。これがきっかけでつい直近はこういう形の姉妹提携が生まれています。それ以外にも有名どころと言えば、アメリカとスペインのサンディエゴ市とか、スペイン、メキシコにあるサラゴサ、あとはフランスのパリ市も実はテキサスにパリという地域がありまして、そこの観光交流が有名だということです。イタリアのフィレンツェ、アメリカではフローレンス、これは読みは違いますが、意味は同じということで、ニューヨークとイギリスのヨーク市というのも有名なんですけど、この同じ名前、これはね、結構インパクトがありました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

実際、私はネットニュースでチーム台東がFOODEX JAPANへの出展を通じて台東の食文化を世界に発信していきます。この見出しを読んで、うちの区がこんなこといつの間にかやっていたのかなというふうに思っよく調べたら、実は台湾の台東エリアということで、これすぐにエントリーして行ってきました。やはり最初に台東の看板を見たときは、興奮しましたね。完全に私たちのまちのブースがそこにあるかのような錯覚に陥って、ただそこにある台湾の台東エリアのいろいろな物品をご案内いただくうちに、この地域の皆さんも台東というワードを非常に大切に、この地域のものを世界に広めようという運動を本当にいろいろな角度からされているんだなということが分かりました。その点で私たちは同じ名前を持つ自治体がこうした物販を東京で展開しているときに、何か力になれることはあるんじゃないかなという発想にやはりなってしまいました。

それで、私からの提案は、台東区ではふるさと交流ショップなどの取扱いがあって、こうした姉妹都市だけじゃなくて、連携都市、あるいは関係のあるいろいろな都市をウエルカムで迎え入れて、そこで地産品、物販を契機としていろいろな交流を図っている、そんな取組が花開いていますよね。担当課ではそれだけじゃなくて、いろいろなイベントや何かを通じても取組もあると思うんですが、まずはこうした特産品などの交流を通じて同じ名前を持つ台湾の台東県、台東市との交流を始めたらどうかなと思いますので、区長のご決断をお願いいたします。

○委員長 国際・都市交流推進室長。

◎小川信彦 国際・都市交流推進室長 ご質問にお答えいたします。

海外都市との交流を通じて多様な文化や価値観に触れることは、区民などの国際理解を深める上で有効であると認識しています。商店街振興や地域の活性化を目的に設置したふるさと交流ショップ台東では、姉妹・友好・連携都市を中心に全国の自治体などが特産品販売や観光情報の発信を行っています。区の姉妹都市であるウィーン市第1区とのつながりでオーストリア大使館も毎年出展していただいています。委員ご提案の台東県との友好交流に係るショップへの出展につきましては、ご相談がありましたら希望を伺いながら検討してまいります。今後も海外都市との交流を通じて区民などの国際感覚をより豊かに醸成してまいります。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 前向きな答弁と受け止めていいのかな。いろいろな担当者との交流も図ってまいりましたので、早速その答弁の内容を伝えていきたいというふうに思います。期待しています。

最後の質問になります、3点目の質問になりますが、これは、アート作品に対する区長賞の拡大です。これも文化観光費の中の障害者アートの項目で触れさせていただきましたが、区長賞ということで区長にお答えしていただくのが筋だと思いますので、再度ご提案します。

東京芸大の卒業生の作品には、毎年複数の区長賞が選定され、最高50万円の副賞、そして作品は寄贈され、台東区のコレクションに加えられます。その展示場所も多岐にわたり、区役所1階のアートギャラリーや台東区ヴァーチャル美術館では、常設的に作品に接することがで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

きます。選定されるジャンルも、日本画と油彩画だけでなく、彫刻、金属加工の彫金、デザイン科などへと広がりました。すばらしいことですね。3月6日から10日まで、第5回目となる「森の中の展覧会」が開かれました。区内の福祉作業所、デイサービス、小・中学校の特別支援学級から出展があり、325もの作品の中から区長賞が授与されました。芸大作品と同様に、区役所1階のアートギャラリーなどで入選作品は展示されますが、その後、作品は作者に返却され、区の所蔵品ではないという理由で、ヴァーチャル美術館に展示されることはありません。何だかちょっとがっかりですね。

区長、画家の山下清さんが台東区のご出身だとご存じですか。石浜小学校に在籍していたそうです。障害児施設でちぎり紙細工に出会い、それがいろいろな方の目に留まり、17歳のときには個展が開かれるまでになります。その後の活躍は皆さんご承知のことと思いますが、私が区長にお伝えしたいのは、山下画伯も、その作品を最初に高く評価した方がいらっしやっただけですね。当時は、障害者アート、パラアートというジャンルや概念はありませんでした。そんな中でも、その才能に出会い、評価し、世に送り出した、そんな役割を担うこと、それができる環境は、5回目を迎えた展覧会で整ってきているんだと感じています。芸大という狭き門をくぐり抜けた選ばれた才能、さらに磨きをかけた一握りのエリートたちのアートをコレクションする、台東区にしかできない区長賞です。同様に、障害を持った若者が出展したパラアート作品に対しても同じような評価をし、コレクションをする、これも山下画伯を生み出した台東区にしかできない区長賞ではないでしょうか。服部区長のご決断いかにとのことです。答弁をお願いします。

○委員長 文化産業観光部長。

◎上野守代 文化産業観光部長 ご質問にお答えいたします。

区では、障害のある方の文化芸術活動への参画を支援するため障害者アーツ事業を展開し、令和3年度から上野の森美術館との共催による作品展を開催しています。作品展には独創性にあふれる作品が毎年数多く出品され、その中から、個性が存分に発揮された魅力的な作品10点程度に区長賞や上野の森美術館賞を授与しております。受賞者は当然のことながら、作品を出展された方も、世界的な名画が展示される美術館に自身の作品が展示されることを毎年楽しみにしており、作品制作の意欲にもつながっていると聞いています。

本事業を展開する上で、自由な発想が生み出すアートのすばらしさをより多くの方に感じてもらうことは、とても重要であると認識しています。ヴァーチャル美術館での展示をはじめ、受賞作品への支援拡充については今後検討してまいります。引き続き、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動を楽しめるよう取り組んでまいります。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 何かいつも研究だからさ、検討って言われるとぴんとこないんだけどね、いい答弁でしたね。

これは私だけじゃなくて、いろいろな方が感じられているんじゃないかなというふうに思い

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ますので、こうした障害者アート、パラアートの部分も、やはり大きな可能性を持っているんじゃないかなというふうに思います。これを機会に、台東区のこうしたアーティストが世界に羽ばたくような、そんなきっかけになればいいかなんていうふうに思っています。

冒頭に申し上げましたが、私たち、れいわ立憲にじいろの会、今日は風澤委員と私が質問させていただきました。令和8年度の一般会計予算案に関しては賛成をさせていただきますが、国保会計並びに後期高齢者医療会計、この2点に関しては、今年度は値上げが含まれているということで反対をさせていただきたいと思います。

以上をもって私からの総括質問、終了いたします。ありがとうございました。

○委員長 青柳雅之委員の質問を終わります。

台東区議会公明党、弓矢潤委員。

公明党の発言時間を表示いたしましたので、ご確認ください。

それでは、質問をどうぞ。

弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 公明党の弓矢潤です。大きく3点についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

まず、本区における土地の取得について、区長にお伺いいたします。先日の予算特別委員会の中では、空き家や空き地など小規模な不動産の情報収集について伺いましたが、ここではもう少し大きな視点からお聞きしたいと思います。

本区は、23区の中で最も面積が小さい区であります。一方で、人口密度は高く、限られた面積の中で様々な行政需要に対応していかなければならない地域でもあります。区民の皆様からは、思い切り運動できる体育館が欲しい、室内の温水プールが欲しい、また、小さくてもいいので駐輪場の数を増やしてほしいなど、日頃から様々なお声を多くいただいております。実際、本区は面積が小さいことから、公園や運動ができる空間の確保についても様々な制約があるのが現状であると認識しております。そのため、区有の施設や空間を有効活用していくことは極めて重要であると考えております。一方で、それだけでは区民ニーズに十分応え切れない場面も出てくるのではないのでしょうか。

だからこそ申し上げます。将来を見据え、新たに土地を取得していくという観点も必要なのではないのでしょうか。そうした観点から見ますと、区内には東京都が所有する土地なども点在しています。例えば橋場の人権プラザなど、現状として、必ずしも十分に活用されているとは言い難いように見受けられる土地もあります。こうした土地について、将来の活用を見据えながら、本区としても関心を持ち、必要に応じて取得の可能性を検討していく姿勢も重要ではないかと考えます。

また、本年2月20日付の広報たいとうでは、北部地域の施策として、空き家や空き店舗等の活用を進めるリノベーションパートナー制度を創設することが紹介されています。民間事業者との連携により空き家等の活用を推進していく取組は、意義のあるものだと思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

一方で、こうした物件が民間に売却されていく流れだけでなく、場合によっては区としても取得し、公共的な活用につなげるという視点も、将来のまちづくりを考える上で一つの選択肢ではないかと感じます。今定例会の文化・観光特別委員会で示された区民意識調査では、約9割もの区民が台東区に愛着を持っているという結果でした。このことから、将来の台東区のためになる取組であれば、区民の理解を得ながら進めていくことも可能ではないかと考えます。もちろん本区としても財政的な制約があることは十分承知しておりますし、無計画に土地取得を進めるべきものではないと考えております。しかし、取得の可能性のある土地について、平時から把握するとともに、所有地や売却予定地などの情報を的確に収集し、将来的に区有地を戦略的に確保していくという視点を持つことも重要ではないでしょうか。台東区の将来を見据えたまちづくりの観点からも、土地をどのように確保していくのかは重要なテーマであると考えます。

そこで、本区としての土地取得に関する基本的な考え方、また、今後のまちづくりを見据えて、区としてどのような視点で土地取得を考えていくのか、区長のご所見をお伺いいたします。

○委員長 企画財政部長。

◎関井隆人 企画財政部長 ご質問にお答えいたします。

誰もが住みやすく暮らしやすいまちの実現に向けて、子育て施設や公園、自転車駐車場の整備など、様々な行政需要に的確に対応していく必要があります。そうした多様なニーズに対応していくためには、必要な土地を積極的に確保していくことが重要であると考えています。また、今後のまちづくりにおいても、都市計画マスタープランに掲げる将来像実現に向けて、地区ごとに必要な土地の立地や規模等を見定めながら、計画的に適地の確保を目指してまいります。引き続き行政需要を的確に把握し、将来的な活用も見据えて土地の取得に努めてまいります。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 本区の制約は理解しておりますが、将来を見据えた土地確保の視点から、今後の取組に期待しております。

続きまして、次に、マンション施策について区長にお伺いいたします。

先ほども申し上げましたが、本区は23区の中で面積が小さい区であり、住宅の多くをマンションなどの集合住宅が占めています。こうした状況の中で、区民の多くがマンションに居住しています。マンションは単なる私有財産という側面にとどまらず、区民生活を支える重要な居住基盤であると認識しております。特に台東区は、限られた面積の中で集合住宅の割合が高く、マンションの適切な維持管理は、区民の安全で安心な暮らしを支える上で極めて重要であると受け止めております。

実際に、マンション修繕支援事業の事務事業評価シートを拝見しますと、区内のマンション戸数は住宅総数の8割を超えているとされています。高経年化が進む中、良質なマンションストックの形成に資する本事業のニーズは高いと記載されていることから、マンションの適切

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

な維持管理は、本区の住環境を支える上で重要な課題であると感じております。また、本事業では、マンションの大規模修繕に向けた建物や設備の調査費用への助成、さらに共用部分のバリアフリー化工事への助成などが実施されており、マンションの適正な維持管理を後押しする取組として意義のある事業であると認識しています。

一方で、近年は物価高騰や人件費の上昇、資材価格の高騰などの影響により、大規模修繕や設備更新に関わる費用は年々増加しており、マンション管理組合の負担は一段と大きくなっていると言われております。特に築年数の経過したマンションでは、当初予定していた以上の修繕費が必要となるケースもあり、修繕積立金の確保や管理組合内での合意形成の難しさなどが課題となることも指摘されています。こうした状況の中で、必要な修繕が先送りされれば建物の劣化が進み、将来的には居住の安全性の低下、ひいては周辺地域の生活環境にも影響を及ぼすことが懸念されます。

このように考えますと、マンションの維持管理を個々の管理組合だけの問題として捉えるのではなく、地域の住環境を守る観点から、一定の公共性を持つ課題として捉えていくことも重要ではないかと考えます。今後、本区においてもマンションの高経年化はさらに進んでいくことが想定されます。区民の多くがマンションに居住している本区においては、マンションの適切な維持管理をどのように支えていくかという視点は、今後のマンション施策を考える上でも重要なテーマであると認識しております。

そこでお伺いいたします。本区におけるマンションの老朽化への対応と、管理組合が必要な修繕や改修を円滑に進めていくための支援の在り方について、どのように認識し、今後どのように取り組んでいくお考えなのか、区長のご所見をお伺いいたします。

○委員長 都市づくり部長。

◎寺田茂 都市づくり部長 ご質問にお答えいたします。

本区では多くの区民がマンションに居住しており、その適正な維持管理は、居住の安定はもとより、地域の生活環境や防災性の確保の観点からも重要です。また、委員ご指摘のとおり、近年の物価高騰や建設コストの上昇に加え、分譲マンションにおいては修繕と実施に当たっての合意形成の難しさなど、維持管理を進める上での課題があるものと認識しています。

区では、これまでもマンションセミナー、一級建築士等の管理修繕、相談員派遣制度、計画修繕調査費助成等を実施し、計画的な修繕や適正な維持管理を支援してきました。今後も東京都の管理状況届出制度等を活用し、区内マンションの管理状況について継続的に把握するとともに、令和8年度からは、課題が見られるマンションに職員や専門家が訪問し、住民に働きかけながら丁寧な周知・啓発を行う取組を実施することで適正な管理を促進してまいります。引き続き、社会情勢の変化や管理組合の実情等を踏まえ、マンションの適正な維持管理への支援の在り方について必要な検討を行ってまいります。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 ご答弁を踏まえて、本区においてマンション施策が重要な課題であると、認

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

識は共有されているものと受け止めました。一方で、物価高騰等の影響により管理組合の負担が増している現状を踏まえますと、修繕が滞ることのないよう、より実効性のある支援が求められていると感じております。今後、区民の多くが居住するマンションの適切な維持管理がしっかりと進むよう、引き続き現場の実態に即した支援の充実を要望いたします。

最後の質問です。英語教育におけるオンライン英会話の導入について、教育長にお伺いいたします。

本区では、グローバル教育の推進の取組として、小学校ではTOKYO GLOBAL GATEWAYでの半日英語体験、中学校では2日間にわたり複数のALTとの英語コミュニケーションに特化した夏期英語体験学習プログラム、通称ESSなど、英語に触れ、実際に使う機会を広げる取組が進められております。私はこれらの取組を高く評価しております。学校側でもこれらの取組は好評であり、英語が好きになった、もっと英語でコミュニケーションを取りたくなったといった声が寄せられております。何より、このESSへの参加者が年々増えていることがその証拠であります。一方で、学校の英語授業においては、小学校、中学校ともにALTが配置されておりますが、近年の英語教育では、読む、書くに加え、話す力、いわゆるスピーキング力の向上がより重視されています。そのような中で、児童・生徒一人一人が英語を話してコミュニケーションを図る機会が授業だけで十分に確保されているのかという点については、一定の課題もあるのではないかと考えます。

こうした課題に対し、他自治体でもICTを活用した英語教育の取組が進められています。例えば23区では、渋谷区がオンライン英会話を導入し、主に中学生を対象に、授業と家庭学習を組み合わせながら、生徒が英語で会話する機会の拡充を図っています。また、足立区でも、中学校を中心に文部科学省の事業を活用したAI英会話の実証が行われており、事業経費には国の全額補助が活用されています。さらに、多摩地方の東大和市では、市内全中学校においてオンライン英会話を実施され、生徒1人当たり年間18回まで活用できる仕組みが整えられています。

本区ではICT教育の整備が着実に進められており、児童・生徒1人1台端末の環境も整っております。こうした基盤が整っている本区においては、オンライン英会話のような学習手法を取り入れることは十分可能であると考えます。また、本区は浅草や上野などの世界的な観光地を有し、海外から多くの観光客が訪れることから、児童・生徒にとって英語への関心や憧れを育みやすい環境にあります。その強みを生かし、オンライン英会話により英語で話す経験を重ねることで、実際に英語でコミュニケーションを取ってみたいという意欲が高まり、実践につながり、英語力のさらなる向上が見込まれると考えます。さらに、オンライン英会話は自宅から参加することも可能であるため、不登校や登校が難しい児童・生徒にとっても英語学習の機会の確保につながるのではないのでしょうか。

このように、本区の環境やこれまでの取組を踏まえますと、英語で話す機会をさらに広げていく取組として、オンライン英会話は有効な手段の一つであると考えます。そこで、オンライ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ン英会話などICTを活用した英語学習の有用性について、どのように認識しているのか、また、オンライン英会話を活用した英語学習の導入について、本区としてどのように考えているのか、教育長のご所見をお伺いいたします。

○委員長 教育委員会事務局次長。

◎佐々木洋人 教育委員会事務局次長 ご質問にお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、ICTを活用した英語学習には、時間、場所を選ばない柔軟な学習環境の確保、英語による発話量の増加やリスニング能力の向上、発話への自信の醸成や心理的抵抗感の軽減など、多くの有用性があると考えています。現行の中学校学習指導要領においては、生徒が英語に触れる機会を充実させるため、英語による実際のコミュニケーションを基本とした授業が展開されています。ICTを用いた学習活動については、コミュニケーション能力や協働学習の機会が失われないよう、対面での学習とのバランスを取ることが重要です。英語教育におけるオンライン英会話の導入につきましては、こうした考え方に基きつつ、本区における児童・生徒の学びの実態を踏まえ、検討してまいります。

○委員長 弓矢委員。

◆弓矢潤 委員 私自身、以前の職場において海外から来訪者への対応に携わる中で、英語のコミュニケーションの必要を強く実感してまいりましたが、オンライン英会話での学習が実際の現場において非常に有効であったと、実体験として感じております。また、先ほども申し上げましたが、オンライン英会話で話す経験を重ねることで、実際にコミュニケーションを取ってみたいという意欲が高まり、主体的に関わろうとする姿勢につながることも実感しております。ぜひとも本区でもオンライン英会話の導入が実現されますよう、しっかりと進めていただきますようお願いしております。

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○委員長 弓矢潤委員の質問を終わります。

台東区議会公明党、中澤史夫副委員長。

それでは、質問をどうぞ。

◆中澤史夫 副委員長 台東区議会公明党の中澤です。私から4点質問させていただきます。

最初に、感震ブレーカーの拡充についてお伺いいたします。

区が行っている感震ブレーカーの設置助成と無償配付は、平成28年から事業を開始し、翌年29年度に地域を拡大し、現在、住宅密集地域において設置助成と無料配付を行っております。事業開始からの実績は、配付は約3,200台、設置率は、助成による感震ブレーカーの設置を含め、約20%とのことでした。東京都による調査では、2020年度時点で設置数は約6%から8.3%と、非常に低い水準にとどまっていますと調査結果をまとめていますが、本区は約20%と、区としての普及の促進と、対象地域の方々のご理解と防災意識の高さによるものと思います。高く評価いたします。

また、首都直下型地震の火災被害を減らすため、東京都は2030年までに設置率25%へ引き

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

上げる目標を掲げております。しかし、震災はいつ起こるか予想はできません。発生した場合、漏電による火災の発生も考えられます。また、避難する場合も、ブレーカーを下げた避難することは必要です。電気が復旧した場合、通電火災が発生してしまうことも想定され、この火災からの隣の建物に延焼、類焼してしまうことは、住宅密集地域に比べると発生率は低いと思いますが、ゼロではないと思います。特に、支援を必要とする方や高齢者のみの世帯の方々は、ブレーカーを下げることは困難なことが予想されます。

そこで、私は、今まで制度を台東区内全域に拡大をと要望してまいりましたが、すぐには難しいと思われるため、より必要と考えられる避難行動要支援者の方や高齢世帯の方々に対して制度の拡充を図ることにより、災害発生時の火災による被害や延焼、類焼を防ぐことができると考えます。

そこで、台東区内全域の避難行動要支援者や高齢世帯の方々に、感震ブレーカー設置助成と無償配付を拡充することが大切と考えます。区長のご所見をお伺いいたします。

○委員長 危機管理室長。

◎杉光邦彦 危機管理室長 ご質問にお答えいたします。

区ではこれまで、地震発生時における大規模な火災を防止する目的で、密集市街地等を対象に、感震ブレーカーの設置費用の助成や無償配付を行ってまいりました。来年度からは、新たにコンセントタイプの感震ブレーカーの無償配付も行います。その種類や設置方法など、きめ細かな啓発活動を展開することで、まずは対象地域におけるさらなる設置率の向上を注力してまいります。対象地域以外においても各種イベントや広報への掲載を行うほか、消防団などの関係機関と連携し、感震ブレーカーの周知に努めてまいります。

○委員長 中澤副委員長。

◆中澤史夫 副委員長 ぜひ進めていただければと思いますので、期待しております。

2点目は、浅草の将来像についてお伺いいたします。

台東区内は、江戸期には多くの水路が張り巡らされていきました。隅田川、大川や矢田川、藍染川、不忍池といった水や川の景観的風情が非常に愛されてきました。不忍池は東京湾の入り江が取り残されてできたもので、琵琶湖に見立て、江戸期には弁天堂建立を経て、蓮見の名所、遊興地として繁栄しました。隅田川では、美しい橋や船の往来、花火大会など、水辺を楽しみ、その光景が多くの方々に愛されていきました。また、水運が発展し、水上交通の要衝としても栄えました。神田川は、江戸期に自然の川の付け替えにより江戸城の外堀の一部とされ、美しい橋や屋形船などが行き交う風景が人々に愛されていきました。隅田川、不忍池、山谷堀などは、水辺空間や風情などを楽しむ行楽地として、浮世絵などの題材として度々描かれました。

さて、山谷堀は、かつてあった東京の水路です。正確な築年は不明ですが、江戸初期の荒川の氾濫を防ぐため、三ノ輪から大川、隅田川への出入口である今戸まで造られたものだと思います。江戸時代には、遊郭の新吉原への水上路として、隅田川から遊郭入り口の大門近くまで猪牙船が遊客を乗せて行き来し、吉原通いを山谷通いとも言っていたということです。船での吉

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

原行きは陸路よりも優雅で粋とされ、かいわいには船宿や高級料理店などが立ち並び、堀といえど山谷堀を指すぐらいに有名な場所だったようです。石神井用水、音無川を水源とした水流は、根岸から三ノ輪を通過して隅田川まで続いていました。

このように、江戸期の台東区にとって川はなくてはならない存在で、荷物の輸送や遊興にと、重要な交通手段でした。台東区こそが、江戸の頃より、また現代でも、これからも、舟運の先進地域、先駆を切る地域でなければなりません。

ここで、私の描く将来像を述べさせていただきます。防災船着場から東参道・二天門通りを経て浅草寺の二天門まで至る道路及びその周辺について、船着場から緩やかな坂道が二天門に向かって上っていく幅広の遊歩道を整備し、これに面する花川戸公園は屋上公園にして、陽光あふれる公園に整備し、その下、1階部分には乗降場と駐車場を整備してバスターミナルとする。川近くの坂の下には商業施設を入れ、雨でも傘を差さずに楽しめるショッピングモールとし、江戸通りは掘り下げて半地下式の自動車専用の通りとし、その上を二天門への坂道が延びていく。そして、二天門を通り抜け、浅草寺に至るようにしてはどうでしょうか。50年、100年先を見越して、わくわくする壮大で荘厳な道を整備することにより、現在は安定した運用はできておりますが、観光バスの駐車場問題の解消にも資するものとなるのではないのでしょうか。

私は、舟運を含む水辺の空間の整備について、これまで質問をしてきました。本区は隅田川が隣接する区内でも貴重な水辺のある区です。しかし、現在の水辺空間には、水辺への円滑な誘導、安全で居心地のいい水辺の空間の創出などの課題があります。貴重な水辺空間を有効に活用し、まちづくりを進めていくには、都や国とも連携しながら水辺空間の整備を行っていくべきと考えます。

これは、令和5年第2回定例会一般質問で私が質問した内容です。区長からはそのとき、隅田川という貴重な水辺空間を誰もが訪れたい魅力的な空間としていくことは重要であると認識しています。特に隅田公園と一体となった水辺空間づくりは、親水性や回遊性の向上、街と水辺とのつながりの強化に有効であると考えています。現在策定中の仮称浅草地区まちづくりビジョンにおいて、水辺空間の将来像や整備の方向性について検討してまいります。検討に当たっては、まちづくりと連携した河川整備や防災性の向上、新たなニーズに対応した公園機能の充実、町なかのウォークブルとの連携等の様々な視点が必要です。これらについて、学識経験者、地域の方々、国や東京都などのご意見等もお伺いしながら検討を進めてまいります。水辺空間の整備には、国や河川管理者である東京都との連携が必要となることから、引き続き協議や働きかけに努めてまいりますとの答弁をいただいております。

このたび浅草未来図案が発表され、まず、20年後の未来図として、私が50年、100年先を見越してとんでいた整備が20年後の発表にと、びっくりいたしました。また、未来図を見ると、内容の二天門に向かう道や地下のバスターミナルとはほぼ同じことに驚きを感じました。

浅草は、歴史的に隅田川と深く関わりながら発展してきた街です。また、今なお台東区を代

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

表する観光文化の拠点があります。一方で、現在の浅草を見ると、隅田川は貴重な都市資源であるにもかかわらず、道路などによって、川と街が空間的、動線的に十分につながっているとは言いがたい状況にあると思います。また、今後は、築地や臨海部の開発の進展も見据えれば、浅草へのアクセスの強化や都心部、臨海部とのつながりをどう高めていくかという視点も重要になってくると思います。舟運についてもその可能性はあると思うんですが、それだけを切り出して論じるのではなく、水辺空間の魅力向上、川と街の一体化、回遊性の向上といった総合的なまちづくりの中で進めていくべきものと考えます。

このたび、区は浅草地区の将来像を示す浅草未来図案を策定するが、重要なのは、そこに描いた将来像をどのように実現していくのかという点であります。特に、隅田川と浅草の関係を都市空間としてどう捉え直し、アクセスや回遊、にぎわいの向上につなげていくのか、また、その実現に向けて関係者とどのような論点を共有し、取り組んでいかれるのか、区長のご所見をお伺いいたします。

○委員長 区長。

◎服部征夫 区長 中澤副委員長の浅草の将来像についてのご質問にお答えいたします。

浅草は、隅田川と深く関わりながら、歴史と文化、にぎわいを育んできた地区であり、私もこの貴重な資源、これを生かしたまちづくりを進めていくことが重要である、そのように認識しています。舟運は、臨海部をはじめとする様々な地域とのつながりを支え、新たな回遊の可能性を広げるとともに、水辺の魅力向上を図る上でも大切な要素です。

このたび策定する浅草未来図案においては、水辺と街が一体的につながった空間づくり、これを進めて、来街者等が快適に回遊できる環境を整えていくことを重要な方向性として示しています。具体的には、浅草駅周辺や道路、公園、船着場など一体的に捉え、親しみやすい空間の形成を図ってまいります。あわせて、舟運についても、鉄道や道路交通との関係、これを意識しながらまちづくり全体の中で位置づけてまいります。その検討に当たっては、東京都や舟運事業者、鉄道事業者等で構成する協議会等において将来像や課題を共有しながら、水辺空間の魅力や回遊性の向上、アクセスの在り方などについて協議を進めてまいります。今後も関係者と連携しながら、隅田川を生かした浅草らしいまちづくりに取り組んでまいります。

○委員長 中澤副委員長。

◆中澤史夫 副委員長 20年後、私も80歳になる予定でございます。楽しみにしながらその道を散歩したいなあって思っていますので、しっかりと頑張ってお健康に留意したいと思います。

次に、若手教員の研修についてお伺いいたします。

令和6年度公立学校教職員の人事行政状況調査によると、教育職員の精神疾患による病気休職者の数は7,087人で、令和5年度の7,119人から32人減少したものの、割合は横ばいである。要因に関しては、教育委員会に調査をしたところ、昨年度に引き続き、児童・生徒に対する指導そのものに関する業務内容、上司、同僚、部下等の職場の対人関係、校務分掌や調査対応等、事務的な業務に関する業務内容が多い結果となっています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

昨年の予算特別委員会で教育長より、教職員を対象とした研修を通じ、学校で起きる様々な問題への対応や、働きやすい学校づくり等に関する知識や実践力を身につけさせることに力を入れています。また、時間外在校時間が一定ラインを超えた教職員に対して行う産業医面談では、これまでの対面式に加え、新たにオンライン面接も選択できるようにし、より受診しやすいように工夫をしています。さらに、都が実施するアウトリーチ型相談事業や新規採用教員メンター等の事業につきましても、十分な周知や活用を図っています。今後は、全小・中学校に配置しているスクールカウンセラーの一層の活用を促し、専門的な立場から教職員へのアドバイスを行うとともに、メンタルヘルスを取り扱う研修の充実に努め、教職員のメンタルヘルス対策に万全を期してまいりますとの力強い答弁がありました。

そこで、調査結果からも分かるように、勤務している学校内での要因によることが見えていると思います。そういった悩み事を相談する場合、どう考えても、勤務している学校内で悩みを打ち明けることは、特に若手教員においては、より一層困難だと考えます。確かに東京都が行っている相談事業につないでいるとのことはお聞きしているのですが、台東区として、例えば、区内の小・中学校で豊富な勤務経験のある方々などを講師に招いた、若手教員を対象とした研修等を開催し、その中で自然と悩みを相談できるような体制を構築することが必要だと考えます。教育長のご所見をお伺いいたします。

○委員長 教育委員会事務局次長。

◎佐々木洋人 教育委員会事務局次長 ご質問にお答えいたします。

教員の心身の健康を守ることは、学校教育を行っていく上で最も基本的かつ重要なことです。副委員長ご指摘のとおり、国の調査結果によると、教員の精神疾患による病気休職の要因の多くは学校内の業務に係る項目が占めており、本区の区立小・中学校でも同様であると考えています。現在、若手教員を対象とした研修会の講師として、大学教授、区内外の学校に勤務経験のある元管理職や現役の教員などを招聘しています。その中で、学校現場における若手教員の実践的、心理的な悩みの解消につながる内容を取り扱っています。また、教育指導、生活指導等における高い専門性を有する指導主事や研修支援専門員を各校に派遣し、若手教員の個別的な課題解決に資する助言を行うとともに、日頃から悩みや不安を相談できる体制の構築に努めています。今後も引き続きこうした相談体制を若手教員に広く周知しつつ、全ての教員が安心して働くことができる職場環境の実現を目指してまいります。

○委員長 中澤副委員長。

◆中澤史夫 副委員長 教員を目指すということは、すごい志だと思います。その中で社会に出て、教職員の場に立って、いろいろと悩みはあると思います。そこで皆さん寄り添って、しっかりと皆さんがそのまま教員として働けるように、体制をしっかりとつくっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、高齢者見守りキーホルダーの作成と対象の方の拡充についてお伺いいたします。

本区では、認知症により居場所が分からなくなるおそれのある高齢者に、早期発見のため、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

靴のかかと等に貼る反射ステッカーと、衣類等に貼るアイロンステッカーの配布を行っております。申請内容は、緊急時に備え、区内地域包括支援センター及び区内警察署と情報共有し、申請時に配信希望の有無を確認の上、高齢者見守りメールマガジンとも連携し、行方不明になってしまった際、個人情報を除く捜査協力依頼情報を配信し、区内警察と連携することで早期発見につなげています。利用できる対象の方は、認知症で居場所が分からなくなるおそれのある台東区内に住所を有する高齢者となっており、非常に有効な制度と思っております。

そこで、対象の方と提供するアイテムの充実を提案したいと考えます。現在、認知症で居場所が分からなくなるおそれのある台東区内に住所を有する高齢者となっておりますが、認知症のおそれがない方でも、突然のけがや体調不良、もしくは、道に迷ってしまい帰り道が分からなくなることはあると思います。ステッカー以外に高齢者見守りキーホルダーを作成し、持ち物で、より早く簡易に本人確認ができると思います。キーホルダーには個人の名前は記載されないことで、個人情報は守ることができ、地域包括支援センターで登録することにより、地域高齢者の掌握の一助にもつながると考えます。さらに、対象を区内在住の65歳以上の方、もしくは65歳未満でも不安のある方にも拡充できればとも考えます。申請にL O G Oフォーム、電子申請も活用できれば、より申請もしやすくなると思います。新たな見守りのアイテムを導入するとともに、高齢者全体の見守りをさらに広く行うことで安心安全につながると考えます。区長のご所見をお伺いいたします。

○委員長 福祉部長。

◎三瓶共洋 福祉部長 ご質問にお答えいたします。

現在、区では、認知症高齢者に対する取組の一つとして、認知症により居場所が分からなくなるおそれがある区内在住の方を対象に、早期発見のためのステッカー配布事業を行っております。副委員長ご指摘のように、認知症のおそれがない方でも、突然の体調不良等により帰途に就けない場合も想定されます。いわゆる見守りキーホルダーは、ふだんお使いのつえやバッグ、財布や携帯電話などにつけておくといった手軽な方法で高齢者自身の安全を補完するとともに、有事の際には、早く簡単な本人確認の方法として利用されていることは認識しています。今後はその有効性について検討を行い、高齢者の見守りをより広げて行うことで、さらなる安全安心につながってまいります。

○委員長 中澤副委員長。

◆中澤史夫 副委員長 私も以前、朝、町なかに立っていたときに、高齢の女性の方がうろろろしまして、こけたら帰り道が分からないというふうに言われまして、たまたまそのときには施設の住所を書いたものは持っていたんですね。なので、そこにお届け、一緒に行くことができましたんですけども、多分それがなくなかなか、どうしたんだろうって思うし、もう警察に届けるしかないなとなってくると思います。そうすると、なかなかそこで見つけることは難しいと思いますので、こういうキーホルダーを作ってつけていただくことにより見守りできると思いますので、ぜひ早急に進めていただければと要望しておきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

以上をもちまして私の質問を終わります。ご清聴、誠にありがとうございました。

○委員長 中澤史夫副委員長の質問を終わります。

台東区議会公明党、小坂義久委員。

それでは、質問をどうぞ。

◆小坂義久 委員 総括質問ラストバッターの公明党の小坂でございます。私からは、3点ご質問をさせていただきます。

初めに、介護サービス人材確保について伺います。

民生の場で委員各位から様々な質問や要望などあり、関心の高さをうかがうことができました。今後の高齢化の進展について、いかに介護人材を確保し育てることが大切なのか、改めて重要な施策であると、そう私は実感いたしました。質の高い介護サービスを安定的に提供するために、就職フェアの実施、人材の採用に係る研修受講の費用助成や介護人材の確保・育成・定着支援を総合的に推進され、来年度も区は積極的に事業展開に取り組みられようとする姿勢については、一定の評価をしたいと思います。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、在宅介護の重要性は増しております。さきの委員会で、事業内容や主な意見、そして要望、また、相談事業の内容や、さらなる支援事業の充実などを確認をさせていただきました。ここで、審議で話題になりました在宅介護の要である訪問介護事業所などの在宅介護に関することについて伺いをいたします。

さきの委員会では、本区全体で260件の事業所があるとお聞きいただきましたが、全国的には訪問介護事業所の倒産や廃業が急増しております。ちなみに2025年では、事業所の倒産は176件で過去最多。そのうち訪問介護は91件で最も多く、在宅介護の基盤が揺らいでいるとの指摘が上がっております。また、訪問介護に限らず、在宅介護を担う介護事業所においては、介護支援専門員、ケアマネジャーや訪問介護職員、ヘルパーさん、人材不足、高齢化が全国的に深刻化しています。在宅介護の基盤が揺らいでいるという指摘を踏まえ、人材不足、職員の高齢化に直面している在宅介護の状況を区としてどのように認識しているのか、所見をお聞かせください。

国では、制度改正により、介護職員1人当たり月額1万9,000円の助成が見込まれていると課長から答弁がありました。ただ、それでも他業種と比較すると賃金が低く、業務量が増え、しかも仕事の範疇が曖昧であると問題になっています。

そこで伺います。現場で支える人材があってこそ成り立つ事業です。本区の地域包括ケアを支えるために、区独自の介護人材確保の支援策をさらに強化すべきと考えますが、いかがでしょうか。区長の所見をお伺いいたします。

○委員長 福祉部長。

◎三瓶共洋 福祉部長 ご質問にお答えいたします。

まず、介護事業所における人材不足、職員の高齢化の認識についてです。今年度、本区が実施した介護サービス事業所調査では、従業員については確保できていないと回答した事業所が

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

約4割であり、多くの事業所で人材確保が厳しい状況にあるものと受け止めております。また、国の令和6年度介護労働実態調査によると、ケアマネジャーとホームヘルパーの平均年齢がともに50歳を超えており、さらに60歳以上の割合が3割を超えるなど、高齢化が進んでいると認識しています。今後もこのような状況が続けば、介護事業所が減少し、ケアプランの作成や必要な訪問介護サービスの提供、さらには在宅介護の維持が困難になるなど、区にとっても切実な問題であると考えております。

次に、区独自の支援策のさらなる強化についてです。区では、これまでも研修受講費用や採用活動経費の助成など、様々な支援を行っています。また、介護職等就職フェアを、来年度からはより多くの方に参加いただけるよう、平日の夜間の時間帯にも開催します。さらに、従事者の賃金向上につながる国の処遇改善加算の取得を支援するため、介護事業所の経営に関する相談やセミナーを新たに実施します。今後も事業所の意見や要望の把握に努め、人材の確保・育成・定着に資するよう、必要な支援策を検討してまいります。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 今答弁いただいて、やはりなかなか現状は厳しいなというふうに実感をさせていただきました。2000年からですね、たしかこの制度が始まったわけですが、やはり高齢者が増え続けている、要介護者が増え続けている中、いかに介護に携わる人材の方を確保し、また育てていくのかという観点で、今回お伺いをさせていただきました。

今日午前にもありましたけれど、厚労省の発表で、たしか2026年度、必要な介護職員のうち約25万人が不足していると。40年度には57万人にもなると推測されるというふうには伺っています。介護を社会全体で支えることを目的としたこの制度、本当に介護現場で働く人たちの意見や要望、先ほど部長から答弁ありました。しっかりと聞きして、皆さんが働きやすい環境整備に取り組んでいただきたいと思います。

次に、スポーツ振興の環境整備と普及啓発について質問いたします。

本年、ミラノ・コルティナ・オリンピックにおいて日本選手団が過去最高のメダル数を記録したことは記憶に新しく、皆さんすばらしかったですが、特にスノーボード、フィギュアスケート選手の頑張りには、誰もが拍手と喝采を送られたと思います。私は特に印象が強かったのは、フィギュアスケートのりくりゅうペアであります。ショートプログラム5位からフリーで世界歴代最高得点を更新し、逆転金メダルを獲得、解説者の高橋成美さんの、こんな演技、宇宙一ですというその解説は、朝一から感動を呼び、大盛り上がりしたことは記憶に新しいところです。パラリンピックは15日に閉幕、アルペンスキーの村岡選手が個人で通算11個のメダルを獲得しました。冬季オリンピックでは日本勢単独最多となりました。ワールドベースボールクラシックでは、残念ながら準々決勝で敗れ、連覇はなりませんでした。そして、いよいよ6月には、スポーツ界最大の祭典であるサッカーワールドカップが行われます。本当にスポーツ好きにはたまらない、わくわくする1年であると思います。

台東区に目を向ければ、パリ・オリンピック金メダリストの松山選手、デフリンピック日本

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

代表の青山選手の活躍も、皆さんご存じのとおりです。

このように、スポーツは、競技としての側面にとどまらず、感動と勇気、そして生きる力を与えると言っても過言ではありません。また、日常生活にも欠かすことができない健康寿命の延伸や介護予防、さらにはコミュニティの活性化など、様々社会的役割を担う重要な施策として位置づけられていると思います。しかしながら、本区は23区の中で最も面積が小さく、新たなスポーツ施設を整備するための用地確保も容易ではないという現実があります。そのため、既存のスポーツ施設には多くの利用希望が集中している状況が見受けられます。

その施設の中心であるリバーサイドスポーツセンター陸上競技場は、老朽化のために令和9年末から解体が始まり、そして改築工事が予定されております。先日の区民文教委員会にて、整備に向けた基本計画が発表されました。観覧席の屋根及び夜間照明灯、エレベーターの新設など、機能拡充を図るとのことです。工事に当たり、テニス場や野球場の一部も使用ができなくなるということですが、私が思うに、せっかく改築工事をするなら、一体型アリーナとして、300メートルトラック及び施設内に室内プールやテニスコートを設置するなどの転換を図っていただきたいかと、意見として言わせていただきます。陸上競技場の改築工事は施設機能の向上の意味で重要な取組ですが、その一方、期間中における区民のスポーツ環境の確保も大変重要な課題となるので、ここで伺います。

代替地として、小・中学校校庭や体育館のさらなる開放の拡充、他の公共施設との協力、近隣区や東京都、また国との連携、そして、都立高校や荒川河川敷、また民間施設との協力など、あらゆる可能性を探り、区民や団体におけるスポーツ活動の機会を確保するための具体的な対応と方針について、教育長の所見をお伺いいたします。

次に、日常的にスポーツに親しめる環境づくりと普及啓発について伺います。

スポーツ振興を進めるためには、競技スポーツだけではなく、誰もが気軽に取り組める運動機会を増やすことが重要です。ウォーキングやランニングなどは特別な施設を必要とせず、健康づくりの観点から有効な運動です。また、スポーツ振興を推進するためには、施設整備だけではなく、スポーツに参加するきっかけづくりが必要です。子供の体力向上や働く世代の健康づくり、それぞれの世代に応じたスポーツ機会の提供が求められます。区民が気軽にスポーツに親しめるさらなる環境づくりについて、そして、スポーツ教室やイベントなどにおけるさらなる普及啓発について、今後どのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。限られた都市空間の中で知恵と工夫を重ねることで、区民がスポーツに親しめる環境をさらに充実させることは可能であると考えます。

そこで、リバーサイドスポーツセンター陸上競技場の改築を契機として、本区のスポーツ施設を今後どのように充実させ、区民が身近な場所でスポーツに親しむことができる環境を整えることは大変重要な視点であると考えますが、いかがでしょうか。教育長の所見をお伺いいたします。

○委員長 教育長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎佐藤徳久 教育長 ご質問にお答えいたします。

まず、陸上競技場の改築工事中におけるスポーツ活動の機会の確保についてです。このたびの陸上競技場改築工事に当たっては、隣接する屋外施設も併せて行うことから、工事は約3年間要すると想定しております。このため、スポーツ施設利用者への影響を最小限とする方針の下、周辺環境に配慮しながら安全に工事が進むよう取り組んでまいります。具体的には、陸上競技場、庭球場、野球場を同時期に閉鎖せず、施設ごとに工事期間を分けた整備手法等を検討してまいります。また、陸上競技場工事中は区立小・中学校の運動会等に大きな影響を及ぼすことから、様々な代替地の確保に向け取り組んでまいります。今後、陸上競技場の改築工事に当たっては、施設利用者への影響を考慮し、可能な限りスポーツ活動が継続できる環境の確保に努めてまいります。

次に、スポーツに親しめる環境づくりと普及啓発についてです。誰もがスポーツに親しみ、豊かな生活を送るためには、体力や年齢、技術や目的に合ったスポーツができる機会や、気軽に参加できるきっかけづくりが重要です。これまで教育委員会では、継続的にスポーツができる機会を提供するため、台東リバーサイドスポーツセンターや学校施設を活用した一般開放や、スポーツひろばを運営してまいりました。また、スポーツの普及啓発を図るため、スポーツ協会やスポーツ推進員協議会と連携し、初心者向けのスポーツ教室やヨガやピラティスなど、幅広い世代から人気のある運動教室を実施してまいりました。今後も引き続き、各スポーツ団体との連携の強化を図り、区民が生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境整備と普及啓発に努めてまいります。

次に、スポーツ環境の整備についてです。区民が身近な場所で日常的にスポーツに親しむことができるためには、適切な施設管理の下、安心かつ安全にスポーツができる継続的な施設運営が求められています。限られたスポーツ施設を誰もが快適に利用しやすい施設とするため、今後、大規模改修などの機会を捉え、機能拡充や利便性向上を図り、区民が快適にスポーツを楽しめる魅力ある施設となるよう整備してまいります。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 教育長もいろいろなところからいろいろお聞きになっていると思うんですけど、本当に今回、陸上競技場の改築工事に当たって、やはり代替地、当然、教育委員会が主催する小・中学校の運動会とか、もちろんそうなんですけれど、陸上競技場を本当によく活用している様々な少年団体とか、スポーツ団体等あります。本当に私もいろいろな意味でそういう方たちとよくお話をするんですが、いろいろなところ、代替地ってやはり大事だよねと。様々、今、陸上競技場と野球場とテニスコート、工事をずらすような形のお話がありましたが、それでもかなり影響が出てくると思います。そういう意味で、本当に、スポーツ協会並びにスポーツ少年団、そして、先ほども答弁でありましたスポーツ推進員の皆さん、よく話を聞いていただいて、どうか、また殊さらに連携を密にお願いをしたいと思いますので、重々要望させていただきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

最後の質問に入ります。給食食材等支援について伺います。

本区では、物価高騰対策として、令和5年1月より給食食材の調達について全面的に支援していますが、令和6年度以降も、学校給食の安定的な提供と食育の一層の推進を目的に支援を継続しています。審議の場でこの給食食材等支援の負担軽減について確認したところ、令和7年度までは小学校中学年、3、4年生の場合の負担割合として、都の上限額が月1人当たり6,754円で、都が8分の4、特別区も8分の4の割合で負担していましたが、8年度からは、国による給食費負担軽減交付金の創設を踏まえ、給食費の負担軽減の支援が変更となります。都の上限額は学年等に応じて設定されているために、当然、負担の割合に差異が生じますが、その結果、本区の給食食材等に係る総額が7年度は6.8億円、そのうち台東区の負担が4.4億円とのことでした。8年度は、総額7.2億円に対して台東区の負担は2億円弱となるであろうとの見解が先日の審議で示されました。国が負担することにより、台東区の8年度における負担が、前年度と単純に比較した場合ですが、約2.2億円少ない負担で済むことになります。

また、新たな施策として、8年度から、公立小・中学校における補助教材費等支援を実施することになりました。いわゆる学用品や修学旅行費等の支援であります。小学校の予算額は2億7,484万5,000円、中学校は1億6,566万9,000円ということで、こどもまんなか社会を標榜する本区にあって、素晴らしい施策であると評価したいと思います。

ここでどうしても取り上げたいのが、私立小・中学校に通う児童・生徒に対する支援であります。私立の幼稚園は、台東区内に存在している関係からか、入園料等補助、保護者負担軽減、保護者補助など様々な制度が盛りだくさんにあります。ところが、小・中学校に通う世帯等に対する支援について、私はあまり聞いたことがありません。都では8年度から新たな事業として、私立小中学校等給食費等負担軽減区市町村補助という名目で15億円の補助を行います。区市町村が公立小・中学校における支援との均衡を図るため、給食費相当額の補助を実施する場合に都が支援を実施するとあります。こどもまんなか社会を標榜するなら、私立小・中学校等就学者等への支援も実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。教育委員会の所見をお伺いいたします。

○委員長 教育委員会事務局次長。

◎佐々木洋人 教育委員会事務局次長 ご質問にお答えいたします。

区では、令和5年1月より、学校給食法の実施主体である区立学校等を対象に、給食食材費の全面支援を実施しています。この取組によって、経済的な不安があっても、区立学校を選択することで義務教育に必要な費用の支援を受ける機会が保障されていると考えています。私立学校は、それぞれの特色ある教育を提供することを目的としており、セーフティネットとしての公教育とは担っている役割が異なることから、支援の対象としていません。学校給食に係る施策は国が統一的に行うものであると考えており、引き続き情報収集に努めてまいります。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 台東区は、先ほども答弁ありました給食費保護者負担ゼロという事業で、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

23区で一番早く助成を行いました。これは本当に画期的だったと言ってよく、これを契機に国も動き、助成制度を始めたわけでございます。その台東区です。今、答弁で国の動向と言いましたけれど、一日も早く、しっかり考えてください。

最後に、公明党として、令和8年度一般会計予算はじめ、特別会計も全て賛成を表明して、総括質問を終了いたします。お疲れさまでございました。

○委員長 小坂義久委員の質問を終わります。

以上で総括質問を終了いたします。

○委員長 これをもって、本委員会に付託された一般会計予算及び各特別会計予算の審議を終了いたします。

これより採決いたします。

初めに、第5号議案、令和8年度東京都台東区一般会計予算について採決いたします。

本案については、挙手により採決いたします。

まず、鈴木委員外1名から提出された本案に対する修正案について採決いたします。

本案について、修正案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手少数であります。よって、本案に対する修正案は、否決することに決定いたしました。

次に、原案について採決いたします。

本案について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手多数であります。よって、本案は、原案どおり決定いたしました。

◆伊藤延子 委員 少数意見を留保いたします。

○委員長 ただいまの案について、伊藤委員から少数意見の留保がありますが、これに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○委員長 所定の賛成がありますので、少数意見は留保されました。

○委員長 次に、第6号議案、令和8年度東京都台東区国民健康保険事業会計予算について採決いたします。

本案については、挙手により採決いたします。

本案について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手多数であります。よって、本案は、原案どおり決定いたしました。

◆伊藤延子 委員 少数意見を留保いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ただいまの案件について、伊藤委員から少数意見の留保がありますが、これに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○委員長 所定の賛成者がいますので、少数意見は留保されました。

◆風澤純子 委員 少数意見を留保します。

○委員長 次に、風澤委員から少数意見の留保がありますが、これに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長 所定の賛成者がいますので、少数意見は留保されました。

○委員長 次に、第7号議案、令和8年度東京都台東区後期高齢者医療会計予算について採決いたします。

本案については、挙手により採決いたします。

本案について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手多数であります。よって、本案は、原案どおり決定いたしました。

◆伊藤延子 委員 少数意見を留保いたします。

○委員長 ただいまの案件について、伊藤委員から少数意見の留保がありますが、これに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長 所定の賛成者がいますので、少数意見は留保されました。

◆青柳雅之 委員 少数意見を留保します。

○委員長 次に、青柳委員から少数意見の留保がありますが、これに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長 所定の賛成者がいますので、少数意見は留保されました。

○委員長 次に、第8号議案、令和8年度東京都台東区介護保険会計予算について採決いたします。

本案については、挙手により採決いたします。

本案について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手多数であります。よって、本案は、原案どおり決定いたしました。

◆伊藤延子 委員 少数意見を留保いたします。

○委員長 ただいまの案件について、伊藤委員から少数意見の留保がありますが、これに賛成

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長 所定の賛成者がありますので、少数意見は留保されました。

○委員長 次に、第9号議案、令和8年度東京都台東区老人保健施設会計予算について採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、第10号議案、令和8年度東京都台東区病院施設会計予算について採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 それでは、事務局長に委員会審査報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名及び議長名の朗読については省略いたします。

(櫻井議会事務局次長朗読)

○委員長 本日の予定は以上で終了いたしました。

次回の委員会は、3月26日木曜日、午前11時30分から、委員長報告の文案について、ご確認願いたいと思います。

文案の作成については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、そのように進めさせていただきます。

なお、文案についてご意見等がございましたら、あらかじめ正副委員長までお寄せください。

○委員長 これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

午後 4時57分閉会